総務財政委員会　案件一覧

（令和８年 10 月 16 日開催分）

○所管事務報告　８件

部局	報告順	件　　名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画経営部	1	大田区豪雨対策基本方針（素案）に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について	1	臼井　企画課長
	2	令和８年度大田区世論調査の実施について	2	臼井　企画課長
	3	令和８年度区民と区長との懇談会について	3	阿部　広聴広報課長
	4	「大田区公共施設等総合管理計画」に基づく取組事業について	4	宮本　施設整備課長
総務部	5	ふるさと納税に関する取り組みについて	1	鈴木　総務課長
	6	令和７年度指定管理者のモニタリング結果について	2	木下　人権・男女平等推進課長
区民部	7	「おおたスマート行政ステーション京浜蒲田（スマかま）」の業務開始について	1	吉澤　戸籍住民課長
選挙管理委員会事務局	8	投票事務等業務委託事業者の選定について	1	井村　選挙管理委員会事務局長

大田区豪雨対策基本方針（素案）に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について

総務財政委員会
令和８年10月16日
企画経営部　資料１番
所管　企画課

1　区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

（1）募集期間	８月10日（月）から８月31日（月）まで
（2）周知方法	・区報８月15日号 ・区ホームページ 閲覧数1,251回 ・区公式Ｘ 投稿数２回、閲覧数10,152回 ・区LINE公式アカウント 投稿数２回、配信者数101,692人 ・区公式チャンネル【YouTube】 視聴回数394回
（3）閲覧場所	・区ホームページ ・区政情報コーナー ・企画課窓口 ・田園調布及び雪谷特別出張所
（4）意見及び内訳	・提出者数 計21人（電子申請21人、紙申請０人） ・提出意見数 計45件 ・意見の内訳 ｜計画全般　６件 ｜流域対策　19件 ｜河川・下水道整備　６件 ｜家づくり・まちづくり対策　８件 ｜避難対策　２件 ｜その他　４件

2　パブリックコメントの結果を踏まえた修正内容

修正箇所	内容
P. 6	令和元年東日本台風による田園調布四・五丁目の浸水被害及び令和７年９月11日の豪雨による被害件数を記載。

3　その他の主な修正内容

修正箇所	内容
P.19	自然がけや擁壁の整備に向けた取組を記載。

4　今後の予定

10月16日	【総務財政委員会】 パブリックコメント結果及び計画案の報告
準備整い次第	区ホームページにて公表

大田区豪雨対策基本方針　パブリックコメントの結果

【募集期間】 令和８年８月10日（月）から８月31日（月）まで

【募集方法】 電子申請、郵送、窓口へ直接持参

【意見総数】 21名（45件）

【パブリックコメントに提出されたご意見と区の考え方】

区民の皆様からいただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
1	計画全般	上池上地区では、豪雨対策が十分でないと感じている。浸水等の影響により、地域の店舗が営業を継続できなくなるなど、区民生活・地域経済にも影響が生じているため、区として同地区の豪雨対策にしっかりと取り組んでほしい。	上池上地区における豪雨対策の必要性については、令和７年９月11日の豪雨や今年の台風６号など近年の被害状況等を踏まえ、強く認識しています。当該地域の浸水被害が区民生活に与える影響を踏まえ、東京都は現在、下水道施設の強化を進めるなどの対策を講じています。また、区としても上記の整備と連携した道路上の雨水ますの増設等の取組を実施しています。今後も関係機関との連携や上位計画との整合を図りながら、流域対策や家づくり・まちづくり対策、避難対策を含む総合治水対策を進めてまいります。
2	計画全般	豪雨災害の未然防止に向け、早期の治水対策をお願いしたい。例えば、神奈川の鶴見川対策における日産スタジアムの洪水調整池機能は大変素晴らしいと思う。災害は待ったなしの状況であり、区政として第一優先課題としてほしい。	近年の気候変動に伴い頻発する豪雨の浸水被害防止に向けた治水対策は、区としても優先的に取り組むべき事項と認識しております。他自治体における事例も参考にしながら、水害に強い街まちづくりに向けた取り組みを強化してまいります。
3	流域対策	基準値として東京都の基準値である時間雨量85mmが採用されているが、昨年発生した雪谷地区の内水氾濫ではそれを上回る降水量が記録されており、都内では時間雨量100mmを上回る降水量が観測されることも年々増えているため、この基準値の妥当性には危機管理の観点から疑義がある。基準値は時間あたり150mm程度とするのが危機管理として現実的ではないか。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したものですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
4	流域対策	大田区では老朽化した小中学校施設の建て替え案件がいくつか進行していると認識している。建て替えに合わせて一時的な貯水施設を校庭の地下に設置するなど、豪雨対策とリンクした取組を検討してほしい。大規模地震発生時の避難所転用における災害用トイレでの利活用や、夏季の打ち水利用による温度上昇抑制など、様々な活用シーンが想定でき、設備投資の合理性を補強するメリットもあるのではないか。	大田区では「大田区公共施設整備指針」に基づき、小中学校施設に限らず公共施設を計画する際には、雨水の貯留又は地下への浸透により敷地外への流出を抑制する施設の整備に努めています。また、大規模な施設については雨水の流出抑制に加えて、雨水を利用した節水にも取り組んでいます。引き続き豪雨対策や雨水の活用等に取り組んでまいります。
5	流域対策	緑地拡大の施策が不十分である。予算措置も含めて、特に台地で緑地の少ないところに対して、駐車場・空き家・空き地対策としても積極的に展開すべきであり、樹木保全も区として推進すべきである。庭付き戸建て住宅がワンルーム・アパートになることは下水負荷を増大させるため、区として建築規制により制限すべきである。素案でのグリーンインフラの整備の内容は極めて不十分である。	大田区みどりの条例では、一定規模以上の敷地規模を有する自動車駐車場の設置について緑化計画の届出対象としており、みどりのまちづくりを推進しています。また、空家の敷地内における緑地については、管理不全な状態にあり周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、これとは別に、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等に対し、適切な管理を行うよう指導する場合があります。地域力を生かした大田区まちづくり条例で開発を行う場合は、下水負荷の軽減に向けて雨水流出抑制対策として雨水貯留施設の設置を義務付けています。これにより、降雨時の雨水を一時的に貯留し、流出を抑えることで、下水道への負担を軽減するとともに、浸水被害の軽減にもつながる取組として推進しています。大田区緑の基本計画グリーンプランおおたでは、「大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継ぐ」「暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげる」といった方針を掲げ、様々な取組を推進しています。こうした取組を進めることで、樹木保全を含めた既存緑地の保全に努めるとともに、緑化の推進に向けて取り組んでまいります。併せて、グリーンインフラの整備を進めることで、区の緑を守り育てるだけでなく、防災・減災に向けた取組にも努めてまいります。
6	流域対策	時間85mmの想定では不十分であり、せめて100mmに対して対策を十分に計画することが必要である。50mm、85mm、100mm、120mmなどの条件に応じて、どのような対策や対応を行うのかを記載し、区民の理解を得た上で検討を進めるべきである。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したものですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
7	河川・下水道対策	河川整備についても、コンクリート護岸について少しずつでも土地を取得し、長期的に緑化を進めるべきである。暗渠にした小河川を公園化し、緑化拡大なども具体化すべきである。	コンクリート護岸は東京都が管理をしており、区では治水上の安全性を損なわない範囲で護岸際の緑化などを行っています。河川沿いについては呑川緑道をはじめとする緑化の整備について、大田区緑の基本計画グリーンプランおおたに基づき、取組を推進してまいります。また、都堀や貴船堀など、公共溝渠等の埋め立て跡地を公園として活用し緑地化していますが、区内の小河川(呑川、内川、丸子川)については、今後暗渠化し公園化する計画はありません。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
8	流域対策	田園調布地区では、内水氾濫への対応が必須であるにもかかわらず具体性が全く不明である。地下に一時雨水の貯留設備が必要であるにもかかわらず、具体的な目標年度が示されておらず具体性に欠ける。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区では、田園調布地区における内水氾濫への対応について、東京都に対し下水道施設等の整備促進について要望をしています。具体的な目標年次は本指針にてお示ししておりませんが、区としても関係機関との連携を図りながら、引き続き区民の皆様への防災情報の提供や水害に強い街づくりに向けた取組を強化してまいります。
9	計画全般	豪雨対策は短期的に達成できるとは思えないため、短期的・中期的・長期的な期限に従ってどのような内容（事業）を遂行するのかを示すべきである。	今回策定予定の基本方針は対策の基本的な考え方を示すものであることから、具体的な事業の実施時期等は記載しておりませんが、豪雨対策については短期的・中期的・長期的それぞれの視点から計画的に取り組むことが重要であると認識しています。短期的には、既に住民への避難情報の迅速な提供や土のうの提供、雨水浸透施設や止水板の助成を実施しています。また、東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区では下水道整備や河川整備の都への要望等を引き続き実施していきます。中期的には、グリーンインフラの活用推進など、浸水被害の軽減に向けたインフラ整備に注力します。そして長期的には、気候変動の影響を考慮した持続可能な水害に強いまちづくりに向け取り組んでいきます。これら総合治水対策を進めることで、水害に強いまちづくりの実現を目指してまいります。
10	計画全般	区内の排水ポンプ、ポンプ所、マンホールポンプ、道路冠水対策設備等について、東京都その他の管理者とも連携し、今回の千葉豪雨を踏まえた総点検を実施すること。また、ポンプ本体だけでなく、制御設備、受電設備、非常用発電設備等について、冠水、浸水、停電が同時に発生した場合に機能を維持できるか検証すること。一つの設備や電源の故障によって排水機能全体が失われないよう、非常用電源の二重化、設備の耐水化・高所化、予備ポンプ、移動式排水設備等による冗長性を確保し、設備停止時にどの程度の時間で代替排水を開始できるのかまで具体化すること。	区では、関係機関と連携し、実際の水害等を想定したポンプ車訓練の実施を予定しています。ポンプ本体のみならず、稼働に必要な非常用発電設備等についても、冠水、浸水、停電時に機能を維持するための点検等を行っています。引き続き、設備の強靭化を図るとともに、確実に排水活動を実現できる体制の構築に努めてまいります。
11	流域対策	令和8年8月千葉豪雨で実際に観測された降雨の時間変化を大田区に当てはめ、台地から低地への雨水流入、下水道への流入量、河川水位及び排水能力を組み合わせたシミュレーションを実施し、想定される浸水区域、最大浸水深、浸水継続時間、排水能力を超過する地点及び必要な追加対策を公表すること。現在目標としている時間85mmの降雨への対応だけでなく、それを上回る豪雨についても検証し、施設の能力を超えた場合にも被害を可能な限り抑える「残余リスク対策」を明確にすること。特に久が原台等の台地から低地へ雨水が集中する区西部について、詳細な地形データを用いた地域別の内水氾濫・排水シミュレーションを実施し、坂下、谷底低地、河川沿い及び過去の浸水地点を重点的に検証すること。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。令和８年８月千葉豪雨の降雨データを活用したシミュレーション及び残余リスク対策の検証に関するご提案については、今後の豪雨対策に向けた参考とし、東京都に要望してまいります。
12	計画全般	河川、下水道、雨水貯留施設、排水ポンプを個別に考えるのではなく、台地から低地への雨水の流入、貯留、下水道・河川への排水までを一体のシステムとして捉え、浸水リスクの高い低地から迅速に水を排除するための、地域別の総合的な排水計画を策定すること。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。東京都の目標である時間雨量85mm降雨の基準値につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮して採用したものでありますが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されていますので、区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
13	流域対策	「雨水浸透ます」や「雨水タンクの設置」に対する助成については反対である。個人住宅等で雨水を地下に浸透させる施設等の設置を促すという趣旨は理解できるが、そのような施設の設置がそもそも必要になったのは、緑地等の確保をおざなりにして開発を黙認してきたためである。これは行政側の責任である。個人住宅等に設置する場合に助成することは筋違いであり、費用は100%行政で負担すべきである。	雨水浸透施設や雨水タンクの設置助成は、開発指導の対象とならない既存の個人住宅等を対象に、区の総合治水対策の一環として流域対策を進める制度となっています。雨水浸透施設は、雨水を地下へ浸透させることで河川への流出を抑制し、都市排水の負担軽減に資するものです。また、雨水タンクは貯留した雨水を植木や庭への散水等に活用できるなど、区全体の浸水被害軽減とあわせて、設置される住宅にとっても暮らしの利便性向上につながります。こうした公共的な効果と設置者である区民の皆様ご自身への利点の両面を踏まえ、区と設置者双方が費用の一部を負担する制度としております。なお、一定規模以上の開発行為に対しては、別途、区の指導基準に基づき事業者へ雨水流出抑制施設の設置を求めております。いただいたご意見は、今後の助成制度運用の参考とさせていただきます。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
14	避難対策	「3.5 避難対策」では、防災行政無線、防災ポータル、防災アプリ、メール、LINE等による情報発信の充実が中心となっているが、水害避難については、情報を受け取った人が実際に安全かつ速やかに避難できる体制が整っているかという観点からの検討が必要である。 特に特区民泊を実施している大田区では、宿泊施設の宿泊者について、一般の区民とは異なる避難上のリスクを考慮する必要がある。宿泊者は地域の地理や水害リスクを十分に把握しておらず、外国人旅行者の場合は日本語の防災情報を理解できない場合もあるため、掲示物による情報提供だけでは実効性に限界がある。また、土地勘のない宿泊者が一斉に屋外へ避難することで、狭い道路等に人が滞留し、地域住民の避難や消防・救急活動を妨げるおそれがある。宿泊者の避難誘導を近隣住民の共助に依存すべきではなく、地域の限られた人的資源は、まず高齢者、障害者、乳幼児等、避難支援を必要とする地域住民のために活用されるべきである。管理者が常駐しない施設については、緊急時の「駆けつけ」体制のみでは、水害の急変性に対応できない可能性がある。 これらを踏まえ、以下の対策を「3.5 避難対策」に明確に位置付けるべきである。 １．水害リスクのある地域に所在する民泊・宿泊施設について、施設ごとの具体的な水害避難計画を作成すること。 ２．管理者不在型施設について、緊急時の「駆けつけ」だけでなく、建物内に管理者等が常時いる体制を原則とすること。 ３．外国人宿泊者にも確実に避難情報を伝達し、避難誘導できるよう、多言語対応可能な人員を常時配置すること。 ４．宿泊者の避難誘導を近隣住民の善意や共助に依存しないこと。 ５．民泊施設からの避難者が狭い道路や私道に集中し、地域住民の避難や消防・救急活動を妨げることのないよう、施設ごとに避難経路と避難方法を検証すること。 ６．高齢者、障害者、乳幼児等の避難支援を必要とする地域住民への支援が、民泊宿泊者の避難対応によって圧迫されることのないよう、宿泊施設側が必要な避難支援体制を確保すること。 ７．避難所への避難後についても、宿泊者に避難所のルール等を多言語で周知し、事業者が宿泊者の状況把握と必要な連絡・調整を行うこと。 ８．宿泊施設の最大宿泊人数について、地域の避難場所・避難経路・道路等の防災能力との整合性を検証すること。 ９．夜間・早朝、停電、通信障害、エレベーター停止等を想定した避難体制を整備すること。 １０．施設ごとの避難訓練を実施し、実際に宿泊者を安全に避難させることができるかを検証すること。 １１．大田区内の民泊・宿泊施設について、管理者常駐の有無、最大宿泊人数、水害リスク、避難体制等の実態調査を行い、その結果を公表すること。 １２．これらの基準を新規施設だけでなく既存施設にも適用し、基準を満たせない管理者不在型施設については管理者常駐への移行または営業形態の見直しを求めるとともに、特に水害リスクが高く狭い道路に面している等、地域住民の避難への影響が大きい施設については、無人での宿泊者受け入れを認めないこと。 大田区の水害対策において重要なのは、単に避難情報を発信することではなく、その情報を受け取ったすべての人が、周囲の住民の避難を妨げることなく安全かつ迅速に避難できる体制を事前に構築することである。民泊を単なる宿泊施設の問題としてではなく、地域全体の水害時の避難安全性に関わる問題として捉え、「誰が、誰を、どのように避難させるのか」という責任の所在を明確にした実効性のある避難対策を策定すべきである。	水害対策において重要なのは、避難情報を発信することにとどまらず、その情報を受け取ったすべての人が、周辺住民の避難や消防・救急活動を妨げることなく、事前に定めた手順に従って安全かつ迅速に避難できる体制を構築することです。特に民泊・宿泊施設については、宿泊者が一時的な滞在者であること、地域の地理や防災事情に不慣れである可能性があること、外国人宿泊者が含まれること、夜間・早朝に利用されること、また施設形態により管理体制が異なること等から、一般住宅とは異なるリスクがあることを認識しています。一方で、民泊・宿泊施設に関する事項については、避難誘導体制（管理者の常駐の有無を含む）、施設ごとの避難経路・避難方法の検証、避難情報の多言語対応、避難訓練の実効性確保、夜間・停電・通信障害・エレベーター停止等の想定、避難所での周知や状況把握、最大宿泊人数の地域の防災能力との整合など、運用面で求められる要素が多岐にわたります。これらを新規・既存を含め一律に求める場合には、制度面および事業者実務の整理が必要であり、また、地域の限られた人的資源の活用が、まず高齢者、障がい者、乳幼児等の避難支援を必要とする地域住民の安全確保に向けられるよう配慮することが重要です。このため、民泊を単なる宿泊施設の問題としてではなく、地域全体の水害時の避難安全性に関わる課題として捉え、「誰が、誰を、どのように避難させるのか」という責任の所在を明確化する観点から、関係部局・関係者と連携し、実効性のある避難対策のあり方について検討してまいります。よって、民泊・宿泊関連事項については、詳細な運用基準については、地震を含む災害全般に共通する事項もあることから、関連する検討状況も踏まえつつ、本区として整理を行うことが必要であり、本方針への反映を含め、住民の安全確保と地域の負担の適正化の両立を図り、関係部局・関係者と連携し、研究してまいります。
15	流域対策	グリーンインフラの導入促進・整備推進については反対である。本件は民間大規模開発事業と公共用地での検討であるが、例えば令和7年の大田区上池台地区浸水対策として有効と判断できるグリーンインフラが検討されているのか疑問である。小規模でもコンクリ等で被覆されていない既存の緑地（個人住宅等の庭も含む）等、雨水を地下に浸透させる緑地を少しでも減らさない施策が必須なのではないか。緑地面積相当の固定資産税を減免する、または同額の補助金交付等の施策を検討すべきである。	大田区グリーンインフラ事業計画では、大田区浸水実績図をもとに、優先的に防災・減災に取り組むべき範囲を定め、同計画に基づいた整備に向けて取り組んでいます。また、大田区緑の基本計画グリーンプランおおたに基づき、既存の緑地の保全だけでなく、区内の緑化推進に向けた様々な緑の取組を進めています。これらの取組を推進することで、区の緑を守り育てるだけでなく、防災・減災に向けた取組に努めてまいります。
16	家づくり・まちづくり対策	土のう（水害に強いまちづくりの促進）については反対である。令和8年3月26日の大田区上池台地区の浸水対策に関する事業説明会に参加した際、土のうを運べない高齢者に対し、地域基盤整備第三課の職員が「お届けします」と説明していた。しかし、依頼するのは豪雨時であり、要請が殺到して対応できない事態が容易に想像できる。上記事業説明会で土のうを活用した水害に強いまちづくりは、絵空事であることを確認した。	土のうの活用を含む水害対策についてご懸念の声をいただいたことを真摯に受け止め、今後の改善に向けた参考にさせていただきます。区としても防災情報の提供や土のう配布等の普及活動を実施し、風水害が起こる前に区民の皆様が必要な数の土のうを確保していただくなど、土のうの不足や配布遅延を防ぐ取り組みを進めてまいります。また、事前に行うことができる浸水対策として、止水板設置の助成も行っております。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
17	家づくり・まちづくり対策	浸水想定区域における地盤嵩上げ等については反対である。費用負担は当該敷地所有者となるのか。浸水対策の必要性は理解できても、多額の自己負担を前提で実施する者がどれだけいるか疑問である。さらに地盤沈下のリスクがある。令和8年3月26日の大田区上池台地区の浸水対策に関する事業説明会の際、洗足流れ沿いにご自宅がある方が、敷地の沈降が大きく苦労されていることを説明されていた。嵩上げ後に地盤沈下で追加工事が必要になった場合、その負担はどうなるのか。負担できる方とそうでない方で格差が生まれかねない対策は政策とは呼べない。	気候変動に伴う豪雨の激甚化から区民の生命・財産を守るためには、「家づくり・まちづくり対策」のみならず、河川整備・下水道整備・流域対策を組み合わせることが重要と考えています。地盤沈下に関するご懸念については、具体的な整備を検討する際には、地盤調査を実施することや適切な工法を選択することで、盛土の地盤沈下リスクへの対策の一つになると考えています。また、盛土のみならず高床式、建物防水、塀や止水板による囲いなど、複数の対策手法が考えられ、より効果的で経済的な実施が可能な手法について、今後、具体的な対策の検討段階においてご意見を参考にしてまいります。
18	家づくり・まちづくり対策	地盤嵩上げについて反対である。熱海や広島で起きた盛り土による豪雨被害が案じられるためである。	気候変動に伴う豪雨の激甚化から区民の生命・財産を守るためには、「家づくり・まちづくり対策」のみならず、河川整備・下水道整備・流域対策を組み合わせることが重要と考えています。地盤沈下・土砂災害に関するご懸念については、具体的な整備を検討する際には、地盤調査を実施することや適切な工法を選択することで、土砂災害のリスクへの対策の一つになると考えています。また、盛土のみならず高床式、建物防水、塀や止水板による囲いなど、複数の対策手法が考えられ、より効果的で経済的な実施が可能な手法について、今後、具体的な対策の検討段階においてご意見を参考にしてまいります。
19	流域対策	85mm許容の下水管や貯留施設等の対処療法では何の解決にもならないと考える。昨日も起きた関東での豪雨が、このことを物語っていると思われる。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したものですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
20	流域対策	グリーンインフラの推進を求める。土埃のない快適な都会生活を享受してきたわけであるが、アスファルトやコンクリートで囲まれすぎた都心は温暖化をも加速させ、今私たちに牙を向けている。その牙を緩めるためには自然を大切にし、また増やすことの意味で、グリーンインフラを進めてもらいたい。	グリーンインフラでは、住みやすい社会基盤施設（インフラ）に、自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、豪雨対策をはじめとする防災・減災だけでなく、暑熱環境緩和など、様々なまちづくりの課題解決につながることが期待されます。今後はグリーンインフラを積極的に取り入れることで、都心での生活の快適性とのバランスを取りながら、区の緑を守り育てる取組を推進できるよう努めてまいります。
21	流域対策	昨今の激増する集中豪雨に備えて、早期に1時間100mmの降水量に耐えられることを目指すべきである。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したものですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
22	流域対策	雨水を溜められるように、地下に巨大な貯水施設を作るべきである。避難シェルターとしても使用することができる。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
23	家づくり・まちづくり対策	マンションなどに軽くて丈夫で簡単に設置できる組み立て用止水板の配備を推進させ、分電盤や連結ポンプ機械などの重要機器や一階住居への浸水を防止させるとともに、その設置のための補助をすべきである。	令和７年９月11日の豪雨による建築物の浸水被害を踏まえ、区では、同年12月より止水板設置助成制度を開始しています。本制度は、総合的な水害対策の一環として、区内の建築物の所有者等が行う止水板設置に係る経費の一部を区が助成することで、止水板設置を促し、浸水による建築物の被害防止又は軽減を図り、区民の皆様の生命と財産を水害から守ることを目的としています。助成対象施設には、住宅に限らず、マンションや店舗等も含まれます。ただし、国、東京都又は区から同種の補助金等の交付を受ける事業は対象外となります。今後の豪雨や台風などの風水害に備え、各建築物における個別の浸水対策を進めていただくためにも、ぜひ本助成制度をご活用ください。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
24	流域対策	最近は短時間豪雨100ミリ以上が降ってしまうため、豪雨対策を速やかに100ミリまで対応できるように整備すべきである。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したものですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
25	家づくり・まちづくり対策	半地下住宅への浸水被害が多く発生しているため、今後建設する住宅における対策を明示してもらいたい。	区では、これまで区ホームページ、区報、建築の手引き等で、地下室を設ける場合の注意点として止水板の設置や排水ポンプ設置などの浸水予防対策について周知してきました。今後は、浸水被害を防止するための必要な情報提供や普及啓発を強化してまいります。
26	家づくり・まちづくり対策	土砂災害対策は公道私道に関わらず、指導と助成金で整備できるようにすべきである。	区道における土砂災害対策は区が実施しており、引き続き豪雨時の土砂災害対策の強化に努めてまいります。また、私道は生活道路の一部であり、避難通路や救急・消防などの緊急車両の通行にも供されることから、安全で快適な生活環境を整備するために、区内の私道を整備する方を対象に、私道整備助成制度を実施しています。いただいたご意見は、今後の助成制度運用の参考とさせていただきます。
27	その他	鳥によるゴミ飛散、ゴミネット流出による二次的なゴミ集積、タバコの吸い殻投棄など、複数の要因により排水溝が詰まることを防止するため、鳥の嫌がるゴミ袋の使用やバスケット型の固定式ゴミネット導入などの対策を実施するとともに、排水溝の清掃を区の事業として実施すべきである。	鳥によるごみの飛散対策として、蓋付き容器での排出や防鳥用ネットの効果的な使用方法及び収集後は使用者による適切な管理についてご案内しています。また、令和８年度からはボックス型の立体型防鳥用ネットの貸し出しも行っており、当該立体型ネットについては風などで飛ばされないような固定ピンも付属されています。これらの集積所美化推進に関する対策について、引き続き周知に努めてまいります。「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」では、公共の場所にたばこの吸い殻等を投棄することが禁止されており、区ホームページや区報等で周知しています。今後も周知を徹底するとともに喫煙マナー啓発指導員による指導・啓発業務を通じて喫煙マナーが浸透するよう努めてまいります。区道の側溝及び雨水ますについては区が維持管理を行っており、雨水ますの清掃を定期的に実施しています。引き続き、側溝等の適切な管理を行い、豪雨時の対策に努めてまいります。
28	流域対策	ゲリラ豪雨時に下水管が溢れ、新築住宅でもトイレの水が逆流するなど、現在の気象状況に対応できていない。公園の下への雨水タンク設置や下水管などの施設のアップデートを実施し、豪雨時の排水能力を強化すべきである。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
29	流域対策	集中豪雨時に呑川が危険水域に達するため、昨今の集中豪雨にも対応できるよう、地下貯水槽などの整備が必要ではないか。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
30	河川・下水道対策	高台の水量をすべて丸子川で受け入れるのは危険であるため、中間地点で東方向に管路を作り、流入を分散させる必要があるのではないか。また、高台エリアの土砂が丸子川に堆積し、魚の遡上が困難になっているため、早急に浚渫工事を実施する必要があるのではないか。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
31	河川・下水道対策	昨年9月11日の集中豪雨時に水防センターが稼働しておらず、鷹の入りひが洪水となり、周辺の用水があふれ、膝下までの決壊や車1台の水没などの浸水被害が発生した。その後、下水道局・地域基盤整備第三課と協議した際、水防センターがなぜ稼働しなかったのか、また鷹の入りひが以前の半分以下に減少し水量・水流が変わったことについて、1年近く経過しても音沙汰がなく改善されていない。水防センターと鷹の入りひの早急な改善が必要である。また、風致地区の高さ制限により低地エリアで地下室を設ける家屋が増えているため、車庫部分程度の高さの特例を設けることが必要ではないか。隣接する世田谷区との乖離も考慮すべきである。	高さ制限については、丸子川周辺地域の大部分が第一種低層住居専用地域で、建築物の高さに対し周辺の良好な住居の環境を確保する観点から建築基準法の規定や地区計画の規定等において厳しい制限が設けられており、高さの緩和が困難な状況です。地下室を設ける場合は浸水のリスクが高いことから、区では区ホームページ、区報、建築の手引き等で、止水板の設置や排水ポンプ設置などの浸水予防対策について周知してきました。今後は、浸水被害を防止するための必要な情報提供や普及啓発を強化してまいります。田園調布水防センターは、上沼部排水樋門部における排水ポンプの遠隔操作や排水ポンプ車及び非常用発電機、水防資機材を配備した施設となっています。この上沼部排水樋門部には、樋門と排水ポンプが一体となったポンプゲートを東京都下水道局が設置しています。このポンプゲートは、大雨や洪水時に、多摩川の河川水位が排水路の水位よりも高くなり、同水路の排水が困難となった時にポンプで強制的に水を汲み出して排水し、内水氾濫する危険性を減少させるものです。昨年9月11日の豪雨では、多摩川の河川水位が排水路の水位より上昇しなかったため、ポンプゲートは稼働していません。田園調布水防センターと鷹の丸樋水門の間にある遊水池については、引き続き改善を東京都に要望してまいります。
32	家づくり・まちづくり対策	昨年9月に上池台5丁目で床下浸水の被害を受けた。上池台は数年ごとに浸水被害が発生し土嚢の準備が常に行われているにもかかわらず、駐車場や玄関が半地下になっているような建物が見受けられる。水害の多い地域であることを踏まえ、浸水被害を受けやすい建物の建築を制限する仕組みが必要ではないか。	浸水リスクの高い地域において地下室の設置を制限することは、浸水被害の抑制に大きく寄与するものと考えますが、高さ制限との関係から土地の有効利用を妨げることにもなることから一律に制限することは困難です。区では、これまで区ホームページ、区報、建築の手引き等で、地下室を設ける場合の注意点として止水板の設置や排水ポンプ設置などの浸水予防対策について周知してきました。今後は、浸水被害を防止するための必要な情報提供や普及啓発を強化してまいります。
33	その他	上池台のバス通りは坂の下に位置する水が集まりやすい地形である。大雨時には必要以上に水を使わないよう周知することが必要と考える。	節水周知につきましては、豪雨時、上池台のバス通りのような地形に雨水等が流入し浸水が発生しやすいので、生活系の排水・給水を減らすことは下水側の負荷を少しでも減らすことができる豪雨対策の一部です。今後、降雨の際には、区民への周知に努めてまいります。
34	河川・下水道対策	大雨が降ると、丸子川と多摩川の間の用水路がすぐに満水になり不安である。用水路の蓋設置状況が区間によって異なるため、蓋がない区間にも蓋を設置してほしい。丸子川の川幅が狭く容量が小さいため、大雨時にすぐに氾濫危険水域に達する。川幅を広げたり川底を深くしたりする検討をお願いしたい。世田谷区側の丸子川は川底まで深いため、大田区側も同等の改修が必要である。また、多摩川においてはスーパー堤防を田園調布地域にも導入してほしい。ここ数年、何度も玉堤通りまで水が上がってきており、浸水リスク低減が急務である。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
35	河川・下水道対策	線状降水帯による大雨への不安が高まる中、埋め立て地域である下町の洪水リスクが懸念される。多摩川については河川敷が広く対応できているが、呑川には不安がある。都内における多摩川の流域面積は広大であるため、洪水対策の強化をお願いしたい。また、首都圏外郭放水路の建設を検討してほしい。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
36	流域対策	グリーンインフラの導入効果について、公共施設や民間施設の具体的な導入事例を示すとともに、保水力向上による内水氾濫防止効果を、より積極的に区民や事業者へ周知してほしい。	グリーンインフラを推進するためには、区が積極的に取り組むだけでなく、区民や事業者の皆さまとの協働が必要であると考えております。現在、大田区ではグリーンインフラガイドラインの策定を進めています。策定後はガイドラインを用いた普及啓発を進めるとともに、内水氾濫防止に向けた防災・減災など、様々な効果を有するグリーンインフラの推進に努めてまいります。
37	計画全般	降雨状況の記載において、令和元年東日本台風での田園調布四・五丁目の浸水被害や令和7年9月11日の「記録的短時間大雨情報」に関して、床上浸水・床下浸水件数など、より具体的な大田区での被害状況の詳細を記載すべきではないか。	P6「近年の降雨状況」は、近年、時間50mmを超える降雨発生が増えている状況について記載しています。P8「浸水被害の現状」に浸水実績図を記載していますので、いただいたご意見を踏まえ、被害状況を記載します。
38	流域対策	東京都が設定している時間当たりの降雨基準が引き上げられ、区部では85mmとなっているが、近年100mmを超える降雨が頻発している。区民の生命財産を守るため現状の対策では不十分であり、区として都により一層の対応を要望しているということを強く訴えることが必要ではないかと考える。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したものですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
39	流域対策	基本方針は豪雨と浸水の原因として「市街化が進んだ地域で雨水が急速に河川や下水道に流入する」と指摘しながら、その根本原因である「雨水の地下浸透を妨げる開発」を明確に原因として挙げていない。さらに、目標で「緑地・裸地の確保」を掲げているにもかかわらず、大田区の実態は公園をコンクリートや建築物で覆っており、実際のイラストでも地下浸透させるべき校庭や公園を「貯留施設の設置場所」と位置付けるなど、地下浸透を軽視した内容となっている。このため対症療法に終始しており、根本的な対策になっていないことから、この計画は反対である。	公共施設については、雨水の地下浸透を基本としながら、豪雨対策のためにグリーンインフラによる効果を上乗せすることが必要であると考えています。また、区を大きく分けると、空港臨海部、低地部、台地部があり、それぞれ異なった地域特性があるため、地域特性に合った手法を取り入れることが重要となります。そのため、今後も地域特性に合わせた取組の推進に努めてまいります。
40	河川・下水道対策	地下浸透施設の設置と貯留槽の設置を対策の中核としながら、これらの施設設置は個人・事業者の私費負担を伴うため住宅やオフィスの高コスト化を招き、広く物価の高騰をもたらす。税で補助がなされたとしても、税負担の増大を招き納税者の負担増となる。さらに緑地さえ「インフラ」と位置付けられており、区民の過大な税負担を前提としている。加えて、下水管が容量不足の場合は下水道を太くするなどの下水道整備計画により税負担が高騰し、河川整備についても同様である。このように個人・事業者と税負担者の両層に経済的負担が課される不当な経済負担構造を内包しているため、この計画は反対である。	補助金制度の活用促進により、浸透施設や貯留槽設置者の負担軽減を図ってまいります。また、下水道、河川整備、グリーンインフラとしての緑地整備は区民の安全・安心を守るための重要なインフラ設備であり、国や東京都の補助金等を十分に活用し効率的に事業を推進してまいります。
41	その他	ハザードマップによる浸水履歴の公表は個人の財産権を侵害するものであるが、その根本原因は、過去に田畑や緑地であった土地が開発により流出係数が高くなったことにあり、これは行政の都市計画の失敗である。にもかかわらず、行政は自らの都市計画の不備という責任を自覚せず、個人に責任を付加している。本来は行政が開発の抑制による対策を講じるべきであるのに、開発抑制を行わないまま対策を進めることは無責任であり、この計画は反対である。行政の都市計画失敗に由来する浸水被害であることを明確に認識し、開発抑制による根本的対策を講じるべきである。	大田区は昔から人が住みやすく、交通の要路でもあったため、大正から昭和にかけて市街化が進み、都市の基盤は耕地整理と戦災復興の土地区画整理事業を経て、徐々に市街地の改善が行われながら整備されてきました。また、島部等を除いた地域での一定規模以上の開発事業においては、大田区開発指導要綱に基づき一時貯留施設や地下浸透施設等を組み合わせた施設の設置による雨水流出抑制対策を求めております。今後も関係法令や様々な施策を踏まえながら宅地開発と連携した治水対策を推進してまいります。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
42	家づくり・まちづくり対策	「高台まちづくり」「地区計画」により地盤をかさ上げする方向へ誘導しており、立地適正化計画でも同様に高台まちづくりに言及している。しかし浸水の根本原因は行政による台地部の開発にあるにもかかわらず、計画内容では低地部の住民に地区計画の策定を誘導し、実質的にかさ上げを強要し経済的負担を負わせることになる。計画で示されるかさ上げの方法には、盛り土による敷地全体の高さ変更、高床家の基礎を高くする、防水性の塀で家を囲む、防水性の外壁を設けるという4つの方法がある。住宅内部に水が入らないようにする盛り土、防水塀、防水外壁による対策は、その分周辺の水を増やすことになり、また盛り土と防水塀・防水外壁は住宅外側の水位を上げる可能性がある。その結果、かさ上げ地区内でかさ上げしなかった住宅の浸水被害が深刻化したり、それまで浸水しなかったかさ上げ地区外のエリアにまで浸水することになる可能性があり、被害を拡大・拡散させることになる。さらに、盛り土など人工的に手を加えた地盤は、過去の熱海の土砂災害に明らかなように、振動など外部からの力に弱いことが示されており、十分な対策を講じないと新たな被害が生じる可能性がある。行政が安全性に疑義のある対策へ誘導することは、将来の二次災害を招くリスクを抱えている。また、開発業者に開発利益を提供する利益誘導的な施策となっている。さらに問題なのは、行政主導で基本方針の中で地区計画の概要を示しながら、最終的には「区域住民の一定割合以上の合意」が必要とされることで、行政の都市計画不備がもたらした浸水被害が、住民合意で作られた地区計画による対応となるため、浸水被害も「自己責任」にされかねない構図であり、行政が自らの責任を放棄しながら住民合意を名目に責任を個人に転嫁する悪質な計画である。以上より、被害拡散リスク、地盤安全性の懸念、行政責任放棄の観点から、この計画は反対である。	気候変動に伴う豪雨の激甚化から区民の生命・財産を守るためには、「家づくり・まちづくり対策」のみならず、河川整備・下水道整備・流域対策を組み合わせることが重要と考えています。ご懸念については、具体的な整備を検討する際には、地盤調査を実施することや適切な工法を選択することで、盛土の地盤沈下リスクへの対策の一つになると考えています。また、盛土のみならず高床式、建物防水、塀や止水板による囲いなど、複数の対策手法が考えられ、より効果的で経済的な実施が可能な手法について、今後、具体的な対策の検討段階においてご意見を参考にしてまいります。
43	その他	計画は個人・事業者に経済的負担を課し税補助の可能性を含む計画を策定しながら、その前提となる「区内の流出係数」について区に情報提供を求めても得られず、東京都に情報公開請求してもなお情報を得られなかった。計画では「貯留槽設置範囲」を示す技術指針を東京都の方針に基づいて大田区が策定しているにもかかわらず、その指針の基礎となる流出係数を都も区も提供しないことは極めて無責任である。根拠の希薄な計画に基づいて個人・事業者に経済的負担を課し、税で補助するなど広く区民に負担を求めることはあってはならない。意見提出を求めながら、その根拠となる「区内の土地利用状況」について情報を提供しないまま意見を書かせていることは、この計画に正当性がないことを明らかにしている。根拠となる流出係数の算出基礎となる区内の土地利用状況についての情報開示が必須であり、これなしには計画そのものが成立しないため、この計画は反対である。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。施設の整備規模の検討に用いる流出係数については、事業者が東京都となるため、区では管理等しておりませんが、今後も区民の安全を最優先に、必要な整備について東京都に要望してまいります。
44	流域対策	東京都豪雨対策基本方針を参考にしつつも、5つの施策のうち「流域対策」を筆頭にしたのは、「河川整備」「下水道整備」を先に置く都とは異なる点であり、区としてより主体性をもって取り組むのは「流域対策」であることを示していると捉える。「流域対策」は、雨水貯留浸透施設等の設置やグリーンインフラなどは、区民や民間事業者の取組が重要である。特に、新たな取組となるグリーンインフラについて、区民や民間事業者の取組が進むような実効性のある支援策が必要であるとともに、取組が進むとどの程度の雨水浸透機能があるかの見える化も必要であると考える。	グリーンインフラは小さな取組を積み重ねていくことで、結果として大きな効果が発揮されるため、様々な主体が取組を進めることが重要であると考えています。そのため、区の取組の積極的な周知に加え、効果の「見える化」についても検討いたします。また、区民や事業者の皆様が取り組む際の参考となる身近な事例を含めた普及啓発を行うことで、区だけでなく、様々な主体によるグリーンインフラの推進を図ってまいります。
45	避難対策	「大田区浸水実績図」は、区民にとって大変重要な情報である。ハザードマップとともに、自分の住む地区の浸水リスクについて知らせていく必要がある。その地区のもつ浸水リスクに合わせた対策を区民、地域がとれるよう、区（特別出張所）としても専門性を高めて、地域力推進地区委員会、各町会の防災訓練などの機会に伝わるようにしてほしい。	「大田区浸水実績図」と「大田区防災ハザードマップ」を踏まえ、各地区の浸水リスクに応じた防災情報を、地域力推進地区委員会や学校防災活動拠点訓練などにおいて引き続き周知してまいります。あわせて区（特別出張所）としても防災対策に関する知識を高め、区民・地域が取りえる対策（避難対策、備え、訓練内容等）が具体的に伝わるように各種会議等の場を活用し、区民・地域の防災力強化に尽力してまいります。

大田区豪雨対策基本方針（概要版）

概要

- 近年、気候変動に伴う集中豪雨の激甚化・頻発化が進み、呑川・丸子川・多摩川といった複数の流域を抱える大田区では、内水氾濫による浸水被害が深刻な課題となっています。
- 令和７年9月11日、大田区では初めてとなる「記録的短時間大雨情報」が発表され、雪谷地区を中心に区内広範囲に深刻な浸水被害をもたらしました。
- こうした状況を踏まえ、大田区は区民の生命と財産を守ることを最優先課題と考え、本方針を策定します。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

位置付け

本方針は、区の総合計画や関連する個別計画「大田区国土強靭化地域計画」「大田区地域防災計画」「大田区災害復興ビジョン」、東京都が策定した「東京都豪雨対策基本方針」「呑川流域豪雨対策計画」「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」「内川河川整備計画」などの上位計画と整合を図りながら、区の特性を踏まえ、区内で実施する豪雨対策をとりまとめたものです。

具体的な取組

【大田区豪雨対策基本方針における目標】
「時間85mmの降雨まで浸水被害を防止」とする東京都の目標を実現するため、「流域対策」「下水道整備」「河川整備」「家づくり・まちづくり対策」「避難対策」の５つの施策を総合的に推進する。

1　流域対策	✓ 公共施設における雨水貯留浸透施設の設置 ✓ 一定規模以上の施設における雨水貯留浸透施設の設置指導 ✓ 小規模民間施設における雨水浸透施設や雨水タンクの設置助成を実施 ✓ グリーンインフラの活用推進
2　下水道整備	✓ 東京都城南五区下水道・河川連絡協議会等を通じた下水道施設の早期整備の要望
3　河川整備	✓ 東京河川改修促進連盟、東京都城南五区下水道・河川連絡協議会等を通じた河川整備の早期完了等の要望
4　家づくり・まちづくり対策	✓ 大田区防災ハザードマップと浸水実績情報の提供 ✓ 止水板設置助成制度による建築物の浸水被害防止支援 ✓ 救急救助・災害復旧拠点となる高台まちづくりの推進
5　避難対策	✓ 大田区防災ポータル、大田区防災アプリなどによる気象・河川・避難情報の提供の充実 ✓ 豪雨対策リーフレット、おおた防災セミナーなどによる区民の防災力向上

大田区豪雨対策基本方針

案

令和 8 年 10 月

大 田 区

目　次

第１章　大田区の豪雨対策の考え方 3
1.1　大田区豪雨対策基本方針策定の目的 3
1.2　本方針の対象範囲 3
1.3　本方針の位置付け 4
1.4　豪雨対策に係る上位計画 4
第２章　区の現状 6
2.1　近年の降雨状況 6
2.2　区の地域特性 7
2.3　浸水被害の現状 8
第３章　具体的な取組 10
3.1　流域対策 10
3.2　下水道整備 14
3.3　河川整備 15
3.4　家づくり・まちづくり対策 17
3.5　避難対策 21
第４章　本方針のさらなる推進に向けて 27
4.1　さらなる推進に向けて 27

第１章　大田区の豪雨対策の考え方

1.1　大田区豪雨対策基本方針策定の目的

近年、気候変動に伴う集中豪雨の激甚化・頻発化が進み、呑川・丸子川・多摩川といった複数の流域を抱える大田区では、内水氾濫による浸水被害が深刻な課題となっています。

令和７年９月 11 日、大田区は初めてとなる記録的短時間大雨情報が発表され、雪谷地区を中心に区内広範囲に深刻な浸水被害をもたらしました。

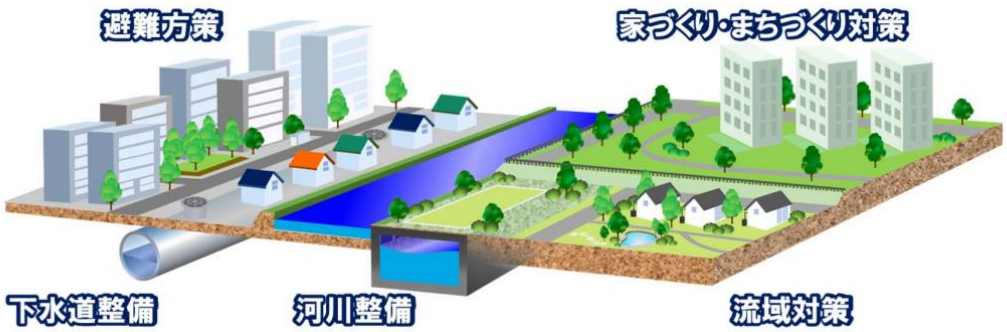
こうした状況を踏まえ、大田区は区民の生命と財産を守ることを最優先課題と考え、本方針を策定します。

策定に当たっては、「東京都豪雨対策基本方針」（令和５年 12 月改定）をはじめとする関連計画との整合を図りながら、区民一人ひとりの自助と地域の連携・協働による共助を一体的に推進し、「水害に強い安全・安心のまち大田」の実現を目指します。

1.2　本方針の対象範囲

本方針では、大田区全域を対象とした総合治水対策の基本的な考え方を示すものとします。総合治水対策は、「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の５つの施策を基本とします。

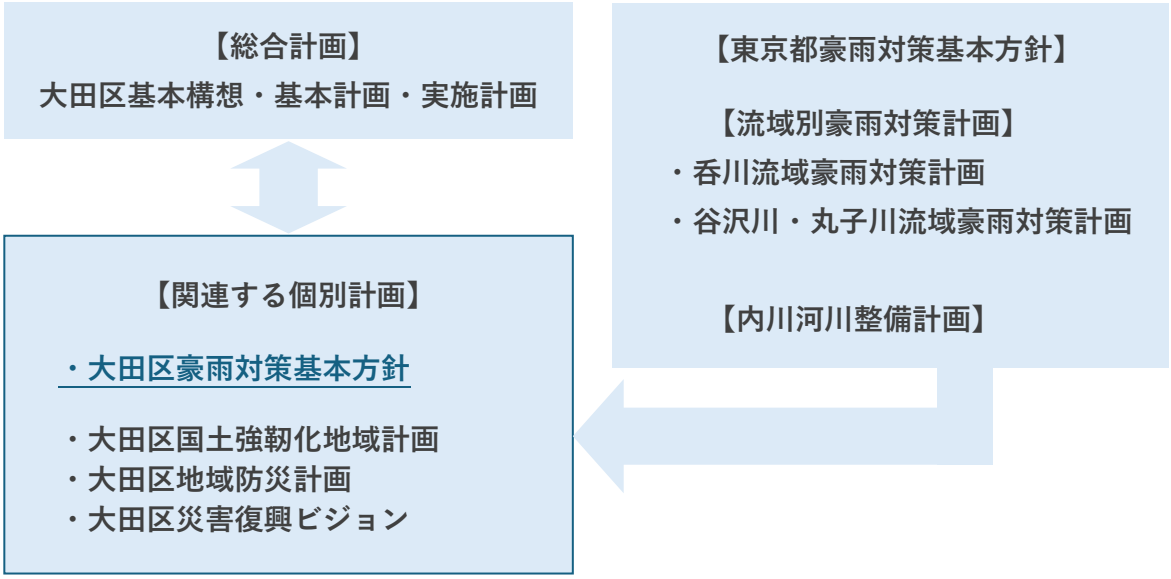
このうち、区が実施する対策を示すとともに、東京都が実施する対策や民間などの関係機関等と協働で取り組む内容についても示すものとします。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

1.3　本方針の位置付け

本方針は、区の総合計画や関連する個別計画「大田区国土強靭化地域計画」「大田区地域防災計画」「大田区災害復興ビジョン」、東京都が策定した「東京都豪雨対策基本方針」「呑川流域豪雨対策計画」「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」などの上位計画と整合を図りながら、区の特性を踏まえ、区内で実施する豪雨対策をとりまとめたものです。



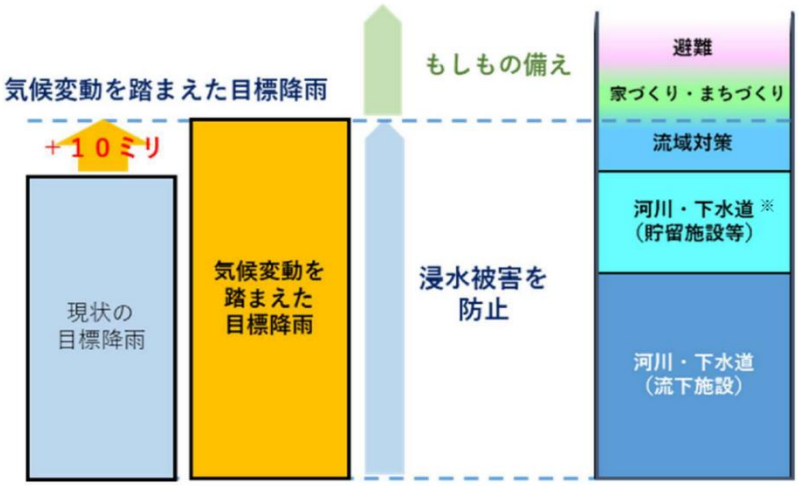
1.4　豪雨対策に係る上位計画

（1）東京都豪雨対策基本方針

東京都では、局所的集中豪雨増加の影響により、市街化が進む中小河川周辺を中心として浸水被害が続いたため、「東京都豪雨対策基本方針」を平成 19 年に策定しました。

この基本方針では、外水氾濫のリスクが高い流域として「対策強化流域」を、内水氾濫のリスクが高い地区として「重点地区」を選定し、重点的に対策を進めることとしています。区では「呑川流域」と「丸子川流域」の 2 流域が対策強化流域に指定されています。

そして、近年の気候変動の影響や今後想定される降雨量の増加や台風の強大化等に伴い、激甚化・頻発化する水害に対応するため、令和 5 年 12 月に改定を行いました。この改定では、気候変動に対応するため目標降雨を都内全域で 10 mm 引き上げ、区部では時間降雨 85mm となった点が大きな改定ポイントです。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

（２）流域別豪雨対策計画

流域別豪雨対策計画は、「東京都豪雨対策基本方針」において対策強化流域に指定された河川流域について、流域別の具体的な対策の内容や実施スケジュールを、東京都と区市町村による東京都総合治水対策協議会で策定したものです。

大田区内では、「呑川流域豪雨対策計画」（平成 31 年改定）および「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」（平成 31 年改定）が策定されており、概ね 30 年後（令和 19 年度）までに時間 75mm の降雨までは浸水被害を防止することを目標としています。

第２章　区の現状

2.1　近年の降雨状況

近年、日本全国で時間 50mm を超える降雨の年間発生回数が増加しています。気象庁のデータによれば、統計期間の最初の 10 年間（1976～1985 年）における平均年間発生回数は約 226 回であったのに対して、最近 10 年間（2013～2022 年）では約 328 回となっており、約 1.5 倍に増えています。

水害を発生させるような降雨は、主に「台風に伴う豪雨」と「局所的集中豪雨」に分けられます。台風に伴う豪雨は、時間最大雨量が必ずしも多くありませんが、降雨時間が長く総雨量が多くなる傾向にあるため、大きな河川の氾濫等により、浸水被害を発生させる要因となります。

一方で局所的集中豪雨は、降雨時間が短く総雨量は少ない傾向にあるものの、時間最大雨量が多くなることから、下水道や中小河川に短時間で大量の雨が流入し、くぼ地や坂下、河川沿いの低地等で浸水被害を発生させる要因となります。

区では令和元年東日本台風（台風 19 号）において都内初となる大雨特別警報が発表され、多摩川の増水により田園調布四・五丁目付近で浸水被害が発生（被害規模 559 件）しました。また令和 7 年 9 月 11 日には、区内で初めて「記録的短時間大雨情報」が発表され、家屋の浸水等多くの被害が発生（被害規模 703 件）するなど、近年東京都においても時間 50 mm を超える降雨が増加傾向であるとともに、全国的にみても大規模な水害が発生しています。

国土交通省の試算では、東京都を含む関東地方は気温が 2℃上昇した場合の降雨変化倍率が 1.1 倍とされており、この倍率を踏まえて令和 5 年の「東京都豪雨対策基本方針」の改定では目標降雨が 10mm 引き上げられました。



棒グラフ（緑）は各年の年間発生回数、折れ線（青）は 5 年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向を示す

データ出典：気象庁 HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

図 2-1　全国（アメダス）の時間 50 ミリ以上の年間発生回数

出典：気象庁 HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

2.2　区の地域特性

（１）河川および流域の概要

大田区内には、呑川・内川の二河川が流れており、さらに区の南部を多摩川が流れています。また、丸子川は大田区と世田谷区の区境付近を流れ、多摩川に合流しています。

呑川は、世田谷区新町地先を源とし、荏原台と田園調布台にはさまれた谷底低地に沿って東南に流れて東京湾に注ぐ、流域面積約 17.7km²、河川延長約 14.4km の二級河川です。支川に目黒区緑が丘地先で合流する河川延長約 2.6km の九品仏川があります。流域は世田谷区・目黒区・大田区の 3 区にまたがり、流域内人口は約 25.6 万人にのぼります。現在、九品仏川合流点より上流と九品仏川は覆蓋化されており、下水道事業区間となっています。

谷沢川は世田谷区桜丘付近に源を発し、大田区との区境付近を流れて多摩川左岸に合流する一級河川です。丸子川は、世田谷区岡本付近の仙川との接点が上流端で、国分寺崖線に沿って多摩川と平行に流下し、世田谷区等々力付近でいったん谷沢川と合流した後、丸子橋上流で多摩川左岸に合流します。

区内には大きく分けて３つの流域（呑川流域、谷沢川・丸子川流域、内川流域）があり、さらに多摩川流域・高潮対策区域が区の南部に広がっています。

（２）土地利用状況

大田区の地形は、北西部の武蔵野台地（台地部）と、東南部の低地部（多摩川低地・海岸平野・埋立地）の大きく２つに分かれています。台地部は起伏の少ない平坦地で比較的安定した地盤ですが、低地部は標高が低く、河川氾濫・内水氾濫・高潮のいずれのリスクも有しています。

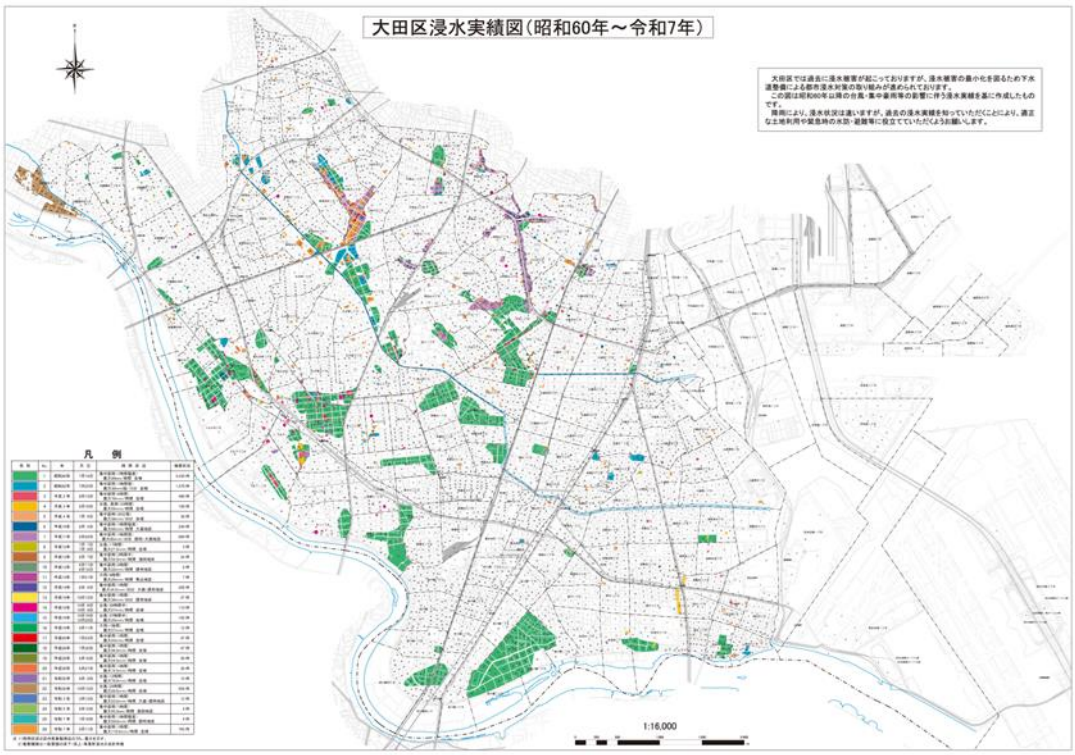
土地利用は住宅地・商業地・工業地が混在しており、コンクリートやアスファルトに覆われた保水能力の低い土地が多くを占めています。こうした市街化が進んだ地域では、雨水が急速に河川や下水道に流入するため、流域対策（雨水貯留浸透施設の設置等）の推進が重要な課題となっています。

2.3　浸水被害の現状

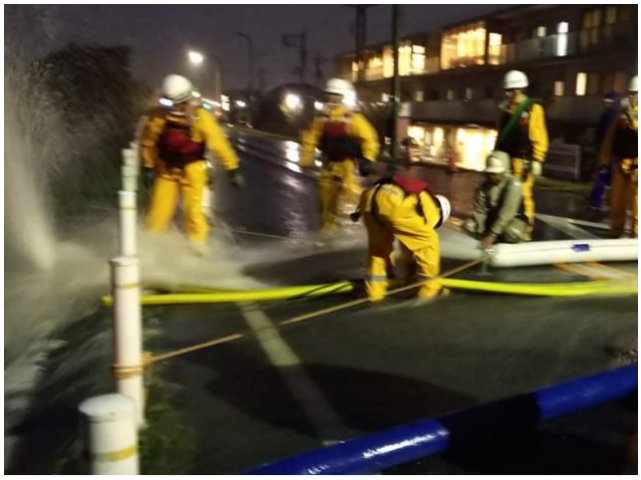
区では、昭和 60 年から令和 7 年にわたる浸水実績図を公表しており、台風・集中豪雨等の影響に伴う浸水実績を示しています。浸水被害は主に多摩川沿いの低地（下丸子、鵜の木、矢口、六郷等）や、雨水が滞留し水はけが悪くなる地域（田園調布、池上、仲池上、大森東等）において記録されています。

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、多摩川流域において増水し、田園調布四・五丁目付近で内水氾濫が発生し、広範囲にわたる浸水被害が発生しました。大田区では台風 19 号における浸水原因を究明するため、田園調布地区の内水解析シミュレーションを実施し、浸水の原因・被害軽減策等についてとりまとめを行いました。

令和 7 年 9 月 11 日には、区内で初めて「記録的短時間大雨情報」が発表され、呑川や丸子川など中小河川の水位が急激に上昇するとともに上池台地域等において家屋の浸水など多くの被害が発生しました。このような近年の豪雨被害を踏まえると、継続した豪雨対策の推進が不可欠です。



大田区浸水実績図



令和元年東日本台風（台風 19 号）排水作業の様子







令和 7 年 9 月 11 日豪雨被害の様子

第３章　具体的な取組

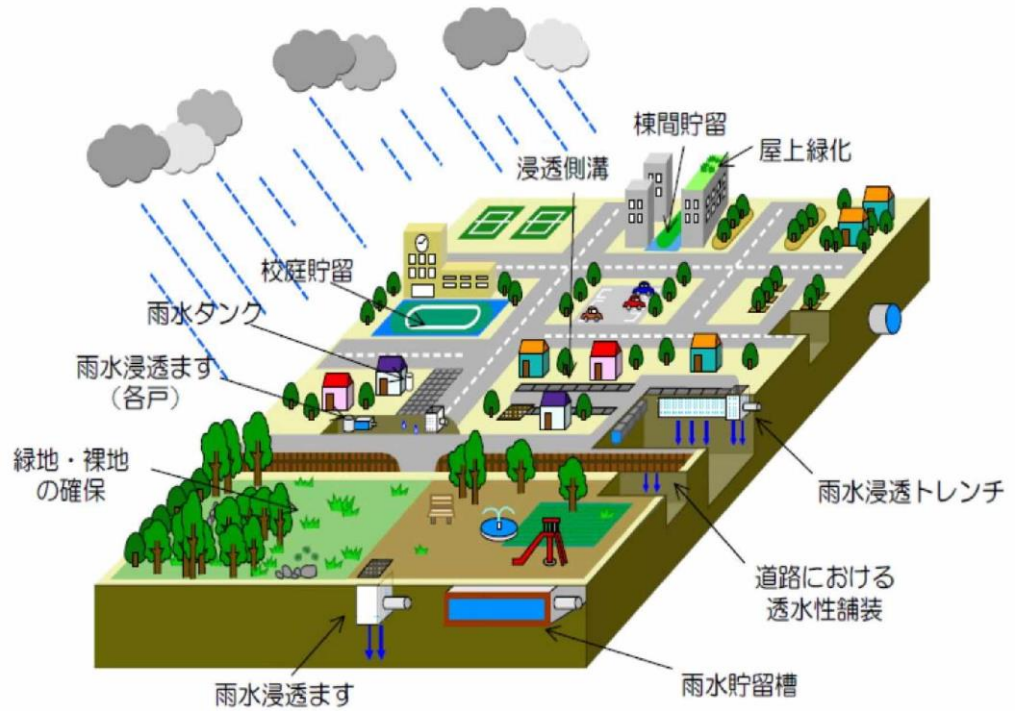
【大田区豪雨対策基本方針における目標】
「時間 85mm の降雨まで浸水被害を防止」とする東京都の目標を実現するため、「流域対策」「下水道整備」「河川整備」「家づくり・まちづくり対策」「避難対策」の 5 つの施策を総合的に推進する

3.1　流域対策

（１）流域対策の目標

東京都は、令和 19 年度（当初の基本方針策定から概ね 30 年後）までに、時間 75 ㎜降雨に対する浸水被害を防止することを目標として対策を進めておりましたが、令和 5 年に改定された「東京都豪雨対策基本方針」において、都内全域で目標降雨量を 10 ㎜引き上げて時間 85 ㎜降雨に対する浸水被害を防止することを目標としました。

大田区は、東京都の取組とは別に、時間 10 ㎜相当の流域対策を大田区独自の取組として実施しており、公共施設への雨水貯留浸透施設等の設置や設置指導などの対策を推進しています。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

①　単位対策量

呑川流域および谷沢川・丸子川流域では、施設別の単位対策量が流域別豪雨対策計画において示されています。

大田区ではさらに、区内全域において「大田区雨水流出抑制施設技術指針」（令和4年4月改訂）に基づき、雨水流出抑制施設の設置基準を定めています。大規模民間施設（500 ㎡以上）に対しては原則 0.06 ㎥/㎡の単位対策量で指導を行うなど、積極的な流域対策を推進しています。

②　流域別目標量

対策強化流域となっている呑川流域および谷沢川・丸子川流域では、流域別豪雨対策計画によって流域対策の目標量が示されています。

（2）これからの取組

①　公共施設（道路・公園・学校等施設）

区が有する公共施設（道路・公園・学校等施設）については、新築・改築・改修に合わせて雨水貯留浸透施設等の設置を行ってきました。今後も公共施設が区内の流域対策における先導的役割を担う施設であることを踏まえ、新築・改築・改修に合わせて原則として雨水貯留浸透施設の整備を行うことで、流域対策を一層推進します。

②　一定規模以上の施設

一定規模以上（敷地面積 500 ㎡以上）の建物を建設する際にも、「大田区開発指導要綱施行細則」および「大田区雨水流出抑制施設技術指針」に基づき、雨水貯留浸透施設等の設置指導を行ってきました。引き続き指導を通じて設置を促進します。

③　小規模民間施設

個人が有する住宅等でも、宅地内雨水浸透施設（雨水浸透ます）や雨水タンクの設置が促進されるよう、区は以下の助成事業を推進しています。今後も助成制度の利用促進が図られるよう、取り組んでいきます。

- 雨水浸透施設設置助成
 屋根に降った雨水を地下に浸透させるための宅地内雨水浸透ます設置費用の一部を助成（上限 40 万円）
- 雨水タンク設置助成
 雨水を散水・打ち水・非常時の生活用水等へ活用するため、雨水貯留槽を設置する方に費用の一部を助成（本体購入費および設置費の合計額の 1/2　但し、小型雨水タンクについては個人の申請のみ助成割合が 2/3　上限 4 万）

④　グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池及び公園等の自然環境(グリーン)が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組です。

区では、令和７年３月に「大田区グリーンインフラ事業計画」を策定しました。本計画では、「防災・減災」「環境」「地域振興」の３つの視点からまちづくりの課題を整理し、公園・緑地や市街地等の各区分に応じた導入方針に基づきグリーンインフラの取組を行うことで、持続可能なみどりのまちづくりを推進します。

「防災・減災」の観点では、豪雨による内水氾濫対策として、雨水貯留・浸透機能の確保、拡充を目指します。

●　民間開発におけるグリーンインフラの導入促進

民間による大規模開発を行う際、流域対策に資するレインガーデン等のグリーンインフラを整備することで、防災面のみならず、良好な景観形成や生物の生息・生育場所の提供など、魅力ある都市空間の形成が期待できます。区では、雨水流出抑制施設設置の指導の機会を捉え、グリーンインフラ導入の検討・整備を促します。



出典：大田区グリーンインフラ事業計画（令和７年３月策定）

●　公共用地におけるグリーンインフラの整備推進

区では、学校等の公共施設や道路、公園の整備・改修時において、これまでも透水性舗装等の雨水貯留浸透施設を整備してきました。今後は地域特性等を踏まえたグリーンインフラ施設の整備に取り組み、持続可能なみどりのまちづくりを推進します。（大田区グリーンインフラ事業計画に基づく）



出典：大田区グリーンインフラ事業計画（令和７年３月策定）

● **グリーンインフラの機運醸成に向けた広報の充実**

グリーンインフラを推進していくには、区民・事業者にグリーンインフラへの関心を持ってもらうことが重要です。区では、大田区グリーンインフラ事業計画に基づき、各種媒体を活用した普及啓発や区内における取組事例の紹介等により機運醸成を図ります。



大田区立東糀谷防災公園・ビオトープ



宅地内の雨庭（出典：NHK Web サイト）

3.2　下水道整備

東京都区部における下水道事業は東京都が一体的に実施していますが、大田区は、区内の下水道事業を促進する観点から東京都と連携して事業に取り組んでいます。

（１）大田区の取組

・要望活動

区では、東京都が実施する下水道整備が円滑に進むよう、東京都城南五区下水道・河川連絡協議会等を通じて下水道施設の早期整備を継続的に要望しています。特に呑川流域・谷沢川・丸子川流域での下水道整備の推進は浸水被害軽減に直結することから、東京都による整備事業の早期完了に向けた要望活動を積極的に継続します。

（２）東京都の取組

東京都が実施する下水道整備は、時間 75mm 降雨に対応する下水道施設整備に流域対策を加え、目標降雨（時間 85mm 降雨）に対して内水氾濫防止を目指します。整備の進め方については、リスクの高い地区を重点化し、幹線や貯留施設等の基幹施設整備を推進しています。

呑川流域では、東京都下水道局による呑川流域での下水道整備（時間 75mm 降雨対策地区の幹線整備等）が進められており、浸水被害軽減効果が期待されています。

3.3　河川整備

東京都の河川事業は、都が一体的に整備を実施しており、区では河川整備の早期完了に向けた要望活動を行うほか、事務処理特例条例に基づいた管理を行っています。

（１）大田区の取組

・要望活動

区では、東京都が実施する河川整備が円滑に進むよう、「東京河川改修促進連盟」や「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」等を通じて河川整備の早期完了等を継続的に要望しています。

特に令和元年東日本台風（台風 19 号）における浸水被害を踏まえ、区は国土交通省および東京都に対し多摩川の治水対策強化（堤防整備、河道掘削等）の要望活動を行ってきており（令和 4 年 11 月 22 日要望提出等）、引き続き関係機関と連携して要望活動を推進します。

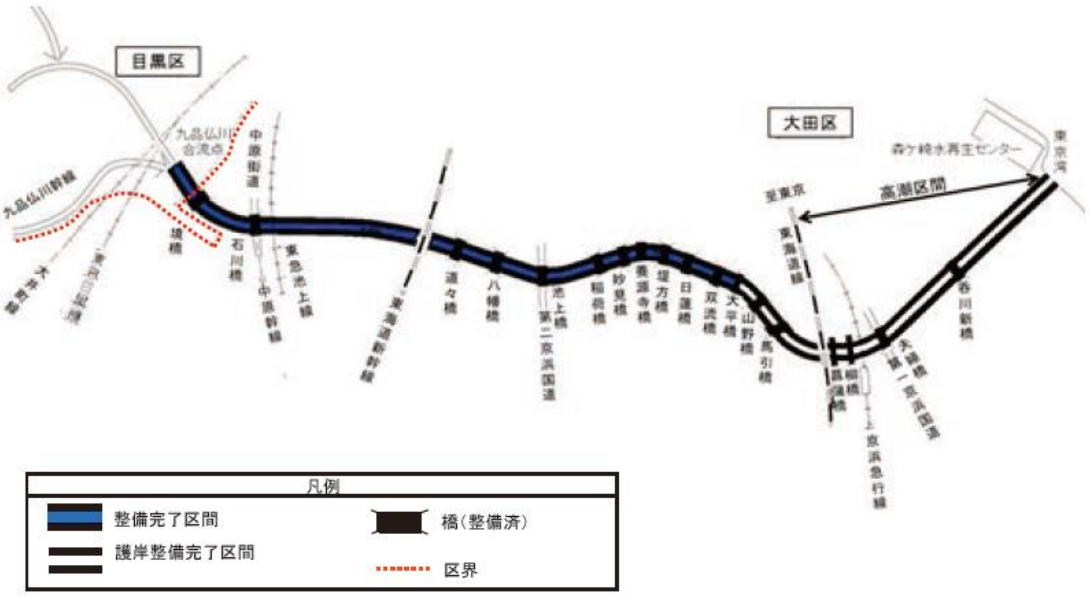
（２）東京都の取組

東京都が実施する河川整備については、対策強化流域から先行して対策を進めることとし、気候変動を踏まえた目標の降雨に対し、流域対策と合わせて外水氾濫防止を目指します。

①　呑川

呑川は世田谷区・目黒区・大田区の 3 区にまたがる流域面積約 17.7km²の二級河川です。東京都では、呑川流域において耐震護岸整備や調節池整備を進めており、流域対策と合わせて時間 75mm の降雨に対応することを目標とした整備を推進しています。

既に護岸が整備済の箇所では、護岸の緑化も実施されており、沿川の良好な環境整備も進められています。



出典：東京都「呑川流域豪雨対策計画（改定）」

②　丸子川

丸子川流域においても、谷沢川（世田谷区）とともに時間 75 ㎜の降雨に対応することを目標とし、東京都により総合的な治水対策が図られています。

区では、東京都による河川整備が早期に完了するよう引き続き要望活動を実施します。



−7　谷沢川・丸子川流域　河川整備状況概要図（平成 29 年度末）　　出典：都建設局

出典：東京都「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」

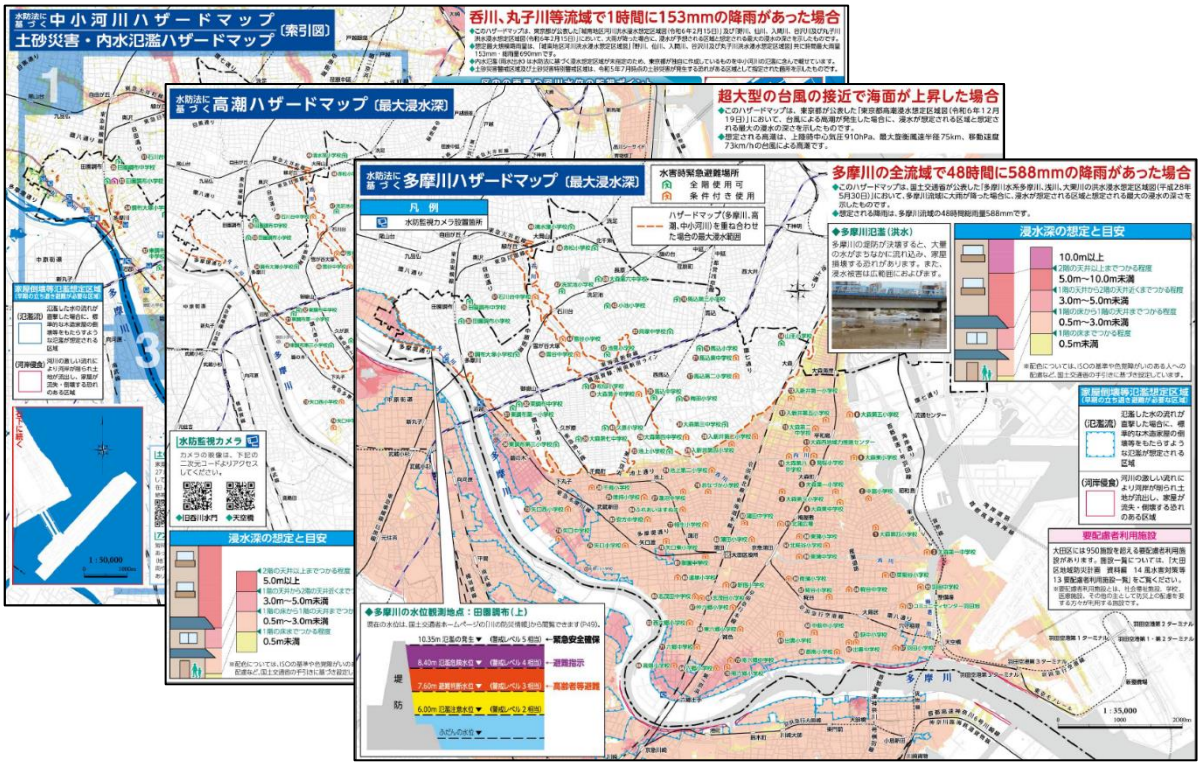
3.4　家づくり・まちづくり対策

家づくり・まちづくり対策においては、区民や事業者の方々が、自ら住む場所の水害特性を理解し、自助による対策をすることが最も重要です。区は、区民の財産、都市機能を守るための対策として、区民・事業者に対し水害に関する情報を適切に提供します。

（1） 大田区防災ハザードマップや浸水実績の提供

区は、区民や企業による自発的な建物の浸水対策強化等（自分（家族）の身は自分で守る）を促すため、浸水危険度に関する情報の事前周知として「大田区防災ハザードマップ」の配布と区ホームページによる提供を行っています。また、過去の浸水実績（昭和 60 年～令和 7 年）の情報提供を区ホームページで行っています。これは区民が「災害リスクを知り、いざというときに必要な行動や、避難先・避難方法を考え、災害に対応するための日頃からの備え」に活用できます。

大田区防災ハザードマップには、「多摩川ハザードマップ」「高潮ハザードマップ」「中小河川・土砂災害・内水氾濫ハザードマップ」が収録されており、想定しうる最大規模の降雨等があった場合の浸水想定が掲載されています（令和 8 年 2 月改訂版を最新とする）。



大田区防災ハザードマップ（風水害編）

（２）水害に強い家づくりの促進

令和７年９月 11 日の豪雨による浸水被害を機に、区では令和７年 12 月８日から止水板設置助成制度を開始しました。浸水被害を防止・軽減することを目的に、区内に存する建築物の止水板設置に伴う経費の一部を助成します。

- 個人（区内住民登録者）：止水板設置工事費用×4/5（上限 100 万円）
 簡易型止水板購入費用×4/5（上限 25 万円）
- 法人：止水板設置工事費用×3/5（上限 150 万円）
 簡易型止水板購入費用×3/5（上限 20 万円）

※　本助成内容は令和８年度現在のものであり、翌年度以降に見直す場合があります。



（３）水害に強いまちづくりの促進

区民の方々がいつでも利用できるよう、区では公園・道路など区内 30 か所に土のう置場を設置しています（大田区田園調布水防センター・大田区仲六郷水防資機材センター等も運用）。設置場所は区ホームページで確認できます。今後も土のうの利用方法や置場の周知に取り組みます。

土のう置き場（例）



上池台三丁目公園



西蒲田太平橋児童公園

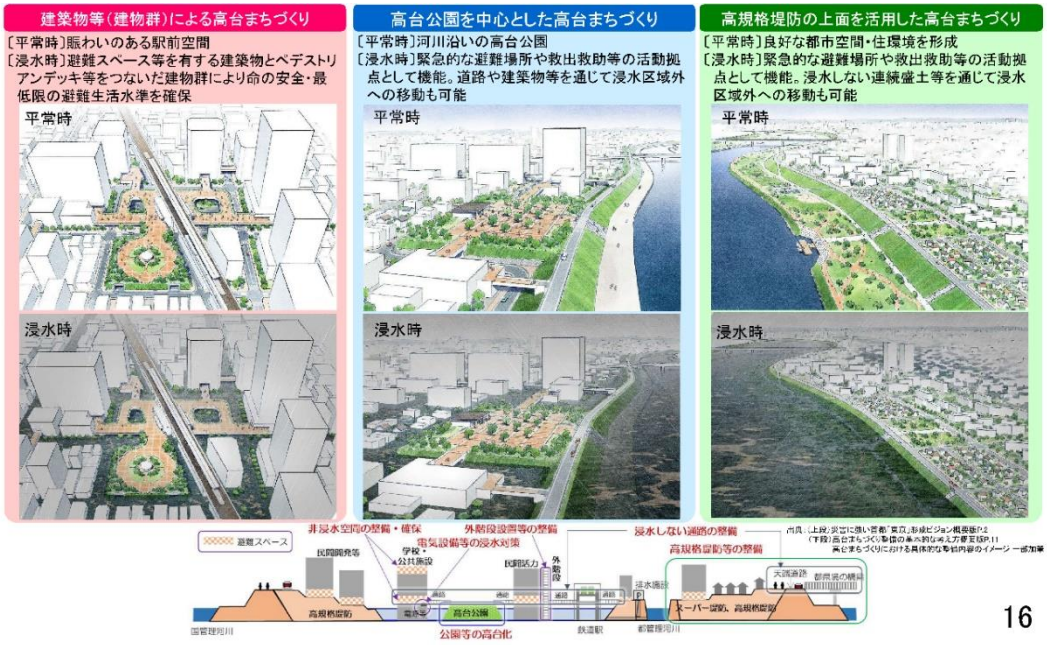
【コラム：自然がけや擁壁の整備に向けた取組】

豪雨等による自然がけや擁壁（以下「がけ等」という。）の崩壊による被害を未然に防ぐため、整備工事に精通した専門家派遣や整備等に係る費用の助成制度等により、がけ等の改善に向けた支援を行っています 。

（4）高台まちづくりの推進

区では、マイ・タイムラインに基づき、在宅避難や縁故等避難、水害時緊急避難場所への避難等による「分散避難」を基本とする考え方を前提としつつ、国や都による治水施設等の整備の加速化に加え、仮に早い段階からの避難ができなかった場合でも、命の安全（緊急安全確保先）や最低限の避難生活水準を確保できる避難場所、救急救助・災害復旧拠点となる「高台まちづくり」を推進します。

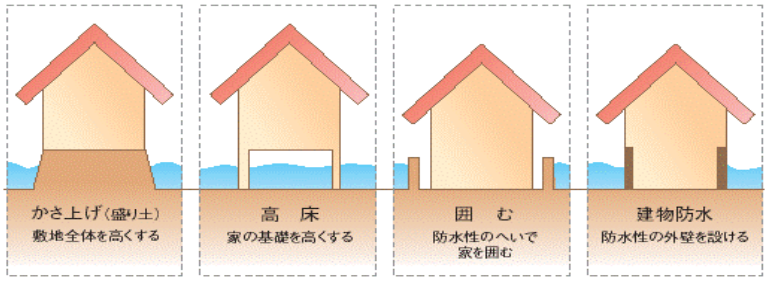
高台まちづくりのイメージ



出典：国土交通省　災害に強い首都「東京」形成ビジョン

（５）地区計画等

区では、豪雨時の浸水に備えるため、雨水貯留・浸透施設の整備等による浸水対策を推進するとともに、令和９年３月に策定予定の大田区立地適正化計画（防災指針）の検討を進めています。そのなかで、防災性の向上を図るため、浸水想定区域における敷地の地盤嵩上げなどについて検討し、土地の合理的かつ健全な利用を目指します。



住宅の浸水対策

3.5　避難対策

豪雨時に河川や下水道の能力を超えて水があふれだした場合でも生命の安全が確保されるよう、区民・事業者の方々が必要となる情報の適切な提供や、自発的に防災対策・避難体制がとれるよう、引き続き対策の充実を図ります。

（1）情報提供の充実

豪雨時に生命の安全を確保するため、以下の手段による情報提供の充実を図ります。

①　防災情報全般

- 大田区ホームページ：大田区防災ハザードマップや避難所に関する情報、豪雨や台風など各種災害への対策など、防災全般にわたる情報を確認できます。
- 大田区防災ポータルサイト：避難情報（避難指示や避難情報が発令されている地域、防災行政無線放送内容）や気象情報など、災害時に役立つ情報を確認できます。
- 大田区防災アプリ：大田区から発信する災害に関する情報を入手できるスマートフォンアプリです。プッシュ通知機能により、区からの情報をいち早く受け取ることができます。
- 防災行政無線：発災時の緊急情報などを、区内約 250 箇所に設置している防災行政無線放送塔から一斉に放送します。
- 区民安全・安心メールサービス：区から多摩川の水位情報や防災行政無線の放送内容などをメールで配信するサービスです。
- 大田区公式 X・大田区 LINE 公式アカウント：台風の際の避難情報をはじめとする緊急情報や区からの大切なお知らせを発信します。



大田区防災アプリ



大田区防災ポータルサイト

② 豪雨情報

大田区防災ポータルサイトで気象情報（天気予報・雨量・雨雲の様子・今後の雨予報等）を確認できます（株式会社ウェザーニューズと連携）。また、気象庁のキキクル（あなたの街の防災情報）、国土交通省の川の防災情報、東京都水防災総合情報システムでも確認できます。

③ 河川情報

区内の河川・水門に水防監視カメラを設置しており、区民が豪雨による浸水被害を事前に把握するための情報を、区ホームページで提供しています。



水防監視カメラ



令和 7 年 9 月 11 日豪雨 河川の様子

④　避難情報

防災行政無線・大田区防災ポータル等により水害時緊急避難場所の情報を提供します。水害時緊急避難場所は、大田区防災ハザードマップ等で事前確認ができます。

（２）防災力向上

区民・事業者等に対して豪雨・台風等による風水害の危険性を知らせ、自主的な避難行動・平常時の備えを促すため、以下の取組を実施しています。

①　大田区地域防災計画（令和６年度修正）

区における風水害発生時の活動体制を示しており、風水害への対策の要点をまとめています。以下概要となります。

1　区の水防対策の基本的な考え方

大田区は、多摩川や中小河川の氾濫、内水氾濫や高潮による浸水被害、土砂災害の発生リスクを有しており、その対応が必要となります。

気象状況の変化から突発的に発生し激甚化する風水害から住民の生命と財産を守るために、区は公助の役割として防災関係機関と連携し、住民の避難行動を支援する取組に尽力します。

2　区の水防態勢

（１）風水害が発生し、又はそのおそれがあるが、災害対策本部の設置に至らない段階においては、水防指揮本部を設置するとともに水防態勢（第１次、第２次）をとります。

また、水防指揮本部を設置するに至らない状況で警戒が必要な場合は、水防指揮本部へ移行する前段階として、連絡態勢もしくは監視態勢をとって対応します。

（２）風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行して対応します。

3　避難指示等の発令及び判断基準

氾濫・大雨・土砂災害警報等のみならず、水位観測所の数値、上流の雨量の予測やダムの放流量、時間当たりの雨量や総雨量なども確認します。あわせてパトロールによる現場の状況把握により、情報を速やかに察知して避難指示等を発令します。

4　障害物及びインフラ対策

豪雨や台風によって道路上に散乱した物や流れ出た大量の土砂等は、交通の障害となるばかりでなく、放置することによって二次災害を引き起こすことが考えられるので、発見次第直ちに回収・除去を行います。

特に傾いた樹木や折れた標識、街路灯等は、電線や他の建築物にも被害を与えるおそれがあるので、速やかに撤去を行います。

②　防災パンフレット「わが家の防災チェック BOOK」

地震や風水害が発生した際の身の守り方、地域での助け合いや日頃の備え、浸水防止方法、災害時の情報の取り方などを説明した冊子を配布しています。



わが家の防災チェックBOOK



わが家の防災チェックBOOK(英語版・中国語版)



わが家の防災チェックBOOK
（やさしい日本語版）

③　豪雨対策リーフレット

豪雨に備えるため、事前にできる備えや情報の入手先をまとめたリーフレットを配布しています。





④　おおた防災セミナー・防災アトラクション

区民参加型のセミナーやアトラクションを通じて、区民・事業者の皆様に対し、平時の備えや災害発生前後の行動について普及・啓発しています。




おおた防災セミナー



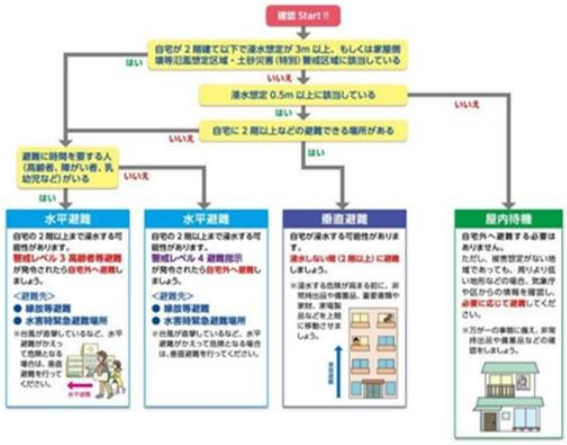


防災アトラクション

⑤　東京マイ・タイムライン

東京マイ・タイムラインを活用して風水害発生に備えた個人の防災行動計画（「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列で整理したもの）の普及に取り組んでいます。万が一、大規模風水害が発生する可能性が高まった場合「早めの避難」が重要です。

そのため、事前にマイ・タイムラインを作成しておくことで、いざというときに慌てず、安全に避難行動を取ることができ、「逃げ遅れ」によって自宅などに取り残されてしまうリスクの軽減が期待できます。





⑥　大田区水防訓練

大田区・消防署による合同水防訓練を毎年実施し、水防体制の充実・強化を図っています。

令和８年度大田区合同水防訓練の様子



積土のう工法の訓練



大田区排水ポンプ車による排水活動訓練

⑦　要配慮者支援対策

避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の作成を通じて、避難行動要支援者の安全な避難につながる取組を進めています。

第 4 章　本方針のさらなる推進に向けて

4.1　さらなる推進に向けて

大田区豪雨対策基本方針を効果的かつ継続的に推進するため、対策の実施状況を適宜評価し、区ホームページ等で情報公開を行うとともに、社会情勢の変化や「東京都豪雨対策基本方針」や「流域別豪雨対策計画」等の上位計画改定を踏まえながら、必要に応じて本方針の見直しや改定を行っていきます。

総合治水対策の推進は、区のみならず官民連携した取組が求められることから、引き続きあらゆる関係機関との協働による取組を推進していきます。

大田区豪雨対策基本方針

令和 8 年 10 月

大田区まちづくり推進部

総務財政委員会
令和８年 10 月 16 日
企画経営部　資料２番
所管　　企画課

令和８年度　大田区世論調査の実施について

１　目的

本調査は、区民の意識・意向を広く把握し、統計的に分析・考察することを目的とする。得られた結果は、行政評価や施策立案、各種計画・事業を推進するための基礎資料として活用する。

２　調査対象

（１）区内に居住する満 18 歳以上の男女個人【４調査票】
12,000 人（１調査票あたり 3,000 人）

（２）区内に居住する小学生（４年生以上）、中学生、高校生世代の男女個人【１調査票】
1,500 人

（３）区内に居住する未就学児と小学生の保護者の男女個人【１調査票】
1,500 人

３　抽出方法

層化無作為抽出法

４　調査方法

郵送調査
（回収方法は郵送回収に加えパソコン、スマートフォンによる電子回答も実施）

５　調査期間

令和８年 10 月 26 日（月）から 11 月 16 日（月）まで

６　周知方法

令和８年 11 月１日号区報で区民向けに実施を周知

７　結果公表

令和９年３月に区ホームページで調査結果を公表予定

８　その他

複数の調査実施による区民の皆様の負担軽減を図るため、令和８年度から、「区民意識調査」に「世論調査」を統合する。名称は、区民に認知度の高い「大田区世論調査」として実施する。

大田区世論調査　調査票①

【スマートフォン・パソコンから回答する場合】

以下の「申請者ＩＤ」と「パスワード」を入力して
ログインしてください。**（英数字はすべて半角）**

インターネット回答専用　ＩＤ・パスワード	
申請者ＩＤ	アール ハチ ク ミ ン キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ R8 くみん 99999
パスワード	オー ティー エイ ケイ キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ otak99999

ＬＩＮＥから回答する方はこちらから

①大田区 LINE を友だち追加　②アンケートフォームから回答

※詳細は同封の「ご記入にあたってのお願い」をご確認ください。
※インターネットからご回答いただいた場合は、紙の調査票を返送いただく必要はありません。

下記の項目について、あてはまる番号に○または【回答欄】に番号を記入してください。

問１　現在住んでいるまちは暮らしやすいと感じていますか。（１つのみ）

１　感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	

問２　あなたは、住んでいるまちが魅力的であると感じていますか。（１つのみ）

１　感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	

問３　あなたは、これからも大田区に住みたいと思いますか。（１つのみ）

１　ずっと住み続けたい ２　当分は住み続けたい	**問３－１へ**	３　できれば大田区外へ移りたい ４　大田区外へ移りたい	**問３－２へ**
		５　わからない	⇒　**問４へ（P. 3）**

【問３で「１　ずっと住み続けたい」「２　当分は住み続けたい」と回答した方に伺います。】

問３－１　そのように思った理由は何ですか。（上位３つを選択）

【回答欄】　　１位 [　　]　　２位 [　　]　　３位 [　　]

１　地縁があるから（出身地である・家族が近くに住んでいる）
２　買い物の利便性が高いから（商店街や個店が充実している）
３　交通のアクセスが良いから（通勤・通学・日常生活での移動に便利）
４　都心よりも家賃が安いから
５　治安が良いから（防犯対策を含む）
６　防災対策に満足しているから
７　周辺の自然環境が良いから（水辺空間や緑、公園・遊び場など）
８　子育て環境に満足しているから（教育環境含む）
９　地域とのつながり・近所付き合いなどが良好だから
10　地域の文化・芸術や歴史に触れる機会が充実しているから
11　その他（　　）

【問３で「3　できれば大田区外へ移りたい」「４　大田区外へ移りたい」と回答した方に伺います。】

問３－２　そのように思った理由は何ですか。（上位３つを選択）

【回答欄】　　１位 [　　]　　２位 [　　]　　３位 [　　]

１　就職、転職、結婚、進学などライフステージの変化
２　家賃、不動産価格が不満
３　子育て環境が不満
４　大田区のイメージ（知名度、治安、子育て等）が良くない
５　買い物環境、医療環境が不満
６　公共サービスが不満
７　通勤・通学等の利便性が悪い
８　その他（　　）

問４　住んでいるまちの生活環境について、どの程度満足していますか。（各項目１つずつ選択）

項目	満足している	ほぼ満足している	少し不満である	不満である	わからない
（1）　緑の多さ	1	2	3	4	5
（2）　道路の整備	1	2	3	4	5
（3）　公園やこどもの遊び場	1	2	3	4	5
（4）　交通の便	1	2	3	4	5
（5）　買い物の便	1	2	3	4	5
（6）　まちなみ・景観	1	2	3	4	5
（7）　交通の安全性	1	2	3	4	5
（8）　災害時の安全性	1	2	3	4	5
（9）　治安のよさ	1	2	3	4	5
（10）　病院や診療所の便	1	2	3	4	5
（11）　スポーツ・レクリエーション施設の数	1	2	3	4	5
（12）　図書館・文化施設の数	1	2	3	4	5
（13）　あなたご自身の住宅事情	1	2	3	4	5
（14）　近所付き合い	1	2	3	4	5
（15）　バリアフリー*	1	2	3	4	5

＊バリアフリー：高齢者や障がいのある方が生活を営む上での障壁（バリア）を取り除く考え方

問５　大田区の施策の中で、特に何に力を入れてほしいと思いますか。（3 つまで選択可）

＊各選択肢の【　】は、大田区基本計画における施策を示しています。
詳細は巻末（P.12）の【基本計画　施策一覧】をご覧ください。

《基本目標１　未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち》	《基本目標３　豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち》
1　こどもの相談支援・居場所づくり【1-1】 2　子育て家庭・若者への支援【1-2】 3　学校教育の充実（学力の向上　等）【1-3】 4　学校環境の整備（学校施設整備、特別支援の充実、いじめ・不登校対策　等）【1-4】	14 脱炭素＊2化の推進と豊かな自然の継承【3-1】 15 循環型社会＊3の構築（ごみ減量・リサイクル等の推進）【3-2】 16 産業振興【3-3、3-4、3-5】 17 商業・観光振興【3-6】
《基本目標２　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち》	《基本目標４　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち》
5　高齢者福祉【2-1】 6　権利擁護の推進【2-2】 7　障がい者（児）福祉【2-3】 8　地域のつながり・支えあい【2-4】 9　多様性の理解・国際交流・多文化共生【2-5】 10 健康づくり・地域医療【2-6】 11 スポーツの推進【2-7】 12 文化芸術振興・文化資源の継承【2-8】 13 生涯学習＊1の推進【2-9】	18 防災・減災対策の推進【4-1、4-2】 19 治安対策（防犯対策、消費者力向上、環境美化　等）の推進【4-3】 20 拠点＊4駅周辺のまちづくり【4-4】 21 交通ネットワークの形成【4-5】 22 住環境の整備（道路整備、空家対策、自転車対策　等）【4-6】 23 空港臨海部のまちづくり【4-7】 24 公園整備【4-8】 25 水とみどりの環境整備【4-9】 26 その他（　　）

＊1　生涯学習：生涯にわたってあらゆる機会・場所で取り組む学び。地域活動を通じた学びも含む
＊2　脱炭素：人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、排出量を実質ゼロにすること
＊3　循環型社会：「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと
＊4　拠点：その都市や地域の中心的な役割を果たすエリアのことで、商業、文化、行政などの主要な機能が集積している地区のこと

問６　ＳＤＧｓ*について知っていますか。（１つのみ）

１　内容まで含めて知っている
２　内容はわからないが聞いたことがある
３　知らない

問７　ＳＤＧｓに関する意識と行動についてご回答ください。（１つのみ）

１　日頃からＳＤＧｓを意識した行動をしている ２　ＳＤＧｓを意識し、行動にも気を付けるようにしている	**問８へ**
３　ＳＤＧｓを意識しているが、特に行動はしていない ４　ＳＤＧｓを意識しておらず、特に行動もしていない	**問７－１へ**

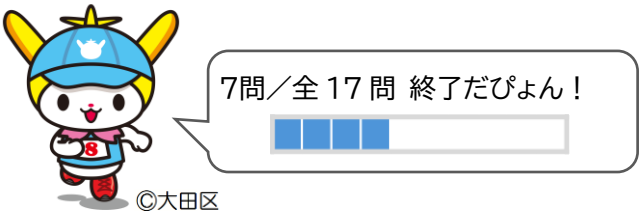
【問７で「３　ＳＤＧｓを意識しているが、特に行動はしていない」「４　ＳＤＧｓを意識しておらず、特に行動もしていない」と回答した方に伺います。】

問７－１　ＳＤＧｓに関する行動をしていない理由についてご回答ください。（上位３つを選択）

【回答欄】　１位 [　　]　２位 [　　]　３位 [　　]

１　ＳＤＧｓという言葉が何を意味するのかわからない
２　英語やカタカナが理解しづらい
３　具体的に何をすればよいのかわからない
４　自分の生活にどのような関わりがあるかわからない
５　政府や企業が取り組むものである
６　日本にはあまり関係がない気がする
７　取り組んでもあまり意味がないと感じる
８　一緒に取り組む家族・知人・友人がいない
９　取り組むための経済的余裕がない
10　その他（　　）

＊ＳＤＧｓ（エスディージーズ）
：持続可能な開発目標。2015 年９月の国連サミットで採択された経済・社会・環境のバランスが取れた社会を目指す 2030 年までに達成すべき世界共通の目標



©大田区

問８　お住まいの地域はこども・子育て家庭をあたたかく見守っていると感じていますか。（１つのみ）

１　強く感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	

問９　あなたの日々の暮らしの中で、地域とのつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）を実際に感じることがありますか。（１つのみ）

１　感じる
２　どちらかといえば感じる
３　どちらかといえば感じない
４　感じない

問10　あなたは自治会・町会に加入していますか。（１つのみ）

１　加入している	⇒　**問 11 へ**
２　加入していない	⇒　**問 10－１へ**
３　わからない	⇒　**問 11 へ**

【問 10 で「2　加入していない」と回答した方に伺います。】

問 10－１　自治会・町会の活動で参加してみたい、または興味のある活動は何ですか。（複数選択可）

１　防犯活動（防犯パトロールなど）	５　清掃活動
２　子どもの見守り活動（登下校時の見守りなど）	６　お祭りなどの地域行事
３　交通安全運動	７　その他（　　）
４　防災訓練（防災啓発活動など）	８　特にない

問11　この 1 年間の地域活動（地域のイベントやお祭り、自治会・町会の活動等）への参加状況と今後の参加意向についてご回答ください。（各項目 1 つずつ選択）

項目	選択肢
（1）この１年間の参加状況	１　頻繁に参加した ２　たまに参加した ３　参加していない
（2）今後の参加意向	１　ぜひ参加したい ２　きっかけや条件が整えば参加してみたい ３　参加してみたいが都合により参加できない ４　関心がない ５　わからない

問12　行政手続オンライン化により、大田区の行政手続は以前に比べて便利になったと感じていますか。（１つのみ）

１　感じている ２　やや感じている ３　どちらともいえない	**問 13 へ**	４　あまり感じていない ５　感じていない	**問 12－１へ**

【問 12 で「４　あまり感じていない」「５　感じていない」と回答した方に伺います。】

問 12－１　そのように思った理由は何ですか。（複数選択可）

１　画面操作や入力項目がわかりにくいから
２　マイナンバーカード等の準備や本人確認が負担だから
３　不具合やエラー等で手続が進められなかったから
４　オンラインでできる手続が限られているから
５　必要書類がわかりにくく、準備に時間がかかったから
６　手続の手順が複雑でわかりにくいから
７　トラブル時のサポートが不足しているから
８　その他（　　）

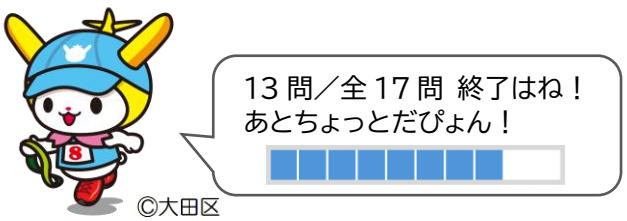
問13　あなたは、必要な区政情報が区報や区のホームページなどを通じてわかりやすく届いていると感じていますか。（１つのみ）

１　感じている ２　やや感じている ３　どちらともいえない	**問 14 へ**	４　あまり感じていない ５　感じていない	**問 13－１へ**

【問 13 で「４　あまり感じていない」「５　感じていない」と回答した方に伺います。】

問 13－１　そのように思った理由は何ですか。（複数選択可）

１　（紙媒体の）区の広報媒体を見たことがないから
２　（デジタル媒体の）区の広報媒体を見たことがないから
３　自分に関係する情報が少ないから
４　情報量が多く、重要な情報にたどり着かないから
５　必要な情報が届くタイミングが遅く、必要な時期に間に合わないから
６　デザインや、レイアウトのわかりやすさが十分ではないから
７　その他（　　）



©大田区

問14 区民サービスのデジタル化に関して、最も希望するものは何ですか。（１つのみ）

１　手続のオンライン化
２　手数料等のキャッシュレス決済
３　AI による自動応答サービスの充実
４　デジタルが不慣れな方向けの対策
５　SNS によるタイムリーな情報発信
６　スマートフォンアプリを活用したポイント付与事業
７　その他（　　）

問15 あなたは区政に関する情報を知りたいとき、それぞれの媒体をどの程度利用して（見て）いますか。
（各項目 1 つずつ選択）

項目	よく利用している	たまに利用している	利用したことがある	利用したことがない	わからない
（１）おおた区報	１	２	３	４	５
（２）大田区ホームページ	１	２	３	４	５
（３）大田区公式 SNS（X、LINE など）	１	２	３	４	５
（４）大田区公式チャンネル（YouTube）	１	２	３	４	５
（５）ケーブルテレビ番組（「おおたシティニュース」）	１	２	３	４	５
（６）デジタルサイネージ（電子掲示板）	１	２	３	４	５
（７）冊子「くらしのガイド」	１	２	３	４	５
（８）おおたふれあい情報（区施設や区の掲示板に掲示してある月替わりのポスター）	１	２	３	４	５

問16 あなたは、何らかの機会や手段を通じて大田区政に参加したいと思いますか。（１つのみ）

１　そう思う		
２　どちらかといえばそう思う		**問 17 へ**
３　どちらかといえばそう思わない		
４　そう思わない		**問 16－1へ**
５　わからない	⇒	**問 17 へ**

【問 16 で「3　どちらかといえばそう思わない」「4　そう思わない」と回答した方に伺います。】

問 16－1　そのように思った理由は何ですか。（複数選択可）

１　区政に関心がないから
２　区政のことはよくわからないから
３　区民の意見が反映されるとは思わないから
４　どのように参加してよいかわからないから
５　時間に余裕がなく参加できると思わないから
６　自分には参加するための知識や経験がないと思うから
７　その他（　　）

問17 あなたは他の自治体へふるさと納税を行うことによる大田区への影響を知っていますか。（１つのみ）

１　知っている（ふるさと納税を行っている方）	３　知らない（ふるさと納税を行っている方）
２　知っている（ふるさと納税を行っていない方）	４　知らない（ふるさと納税を行っていない方）

あなたご自身について

Ｆ１　あなたの性別を教えてください。（１つのみ）

１　男性	２　女性	３　その他

Ｆ２　あなたの年齢を教えてください。（１つのみ）

１　18～19 歳		８　65～69 歳	
２　20～29 歳		９　70～74 歳	**Ｆ３へ**
３　30～34 歳		10　75 歳以上	
４　35～39 歳	**Ｆ４へ**		
５　40～49 歳			
６　50～59 歳			
７　60～64 歳			

【Ｆ２で「8　65～69 歳」「9　70～74 歳」「10　75 歳以上」と回答した方に伺います。】

Ｆ３　あなたは、介護保険制度の要介護認定を受けていますか。（１つのみ）

１　受けていない	２　受けている（要支援含む）

Ｆ４　あなたの国籍を教えてください。（１つのみ）

１　日本国籍	２　それ以外（国籍名：　　）

Ｆ５　あなたのお住まい（管轄特別出張所）を教えてください。（１つのみ）

１　大森東	４　馬込	７　嶺町	10　久が原	13　六郷	16　蒲田東
２　大森西	５　池上	８　田園調布	11　雪谷	14　矢口	17　糀谷
３　入新井	６　新井宿	９　鵜の木	12　千束	15　蒲田西	18　羽田

Ｆ６　あなたの家族構成は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　ひとり暮らし	４　三世代世帯（親と子と孫）
２　夫婦のみ	５　その他（　　）
３　二世代世帯（親と子）	

Ｆ７　あなたのお住まいの種類は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　持ち家（一戸建て）	４　賃貸住宅（集合住宅）
２　持ち家（集合住宅）	５　寮・社宅・宿舎
３　賃貸住宅（一戸建て）	６　その他（　　）

Ｆ８　あなたのご職業を教えてください。（１つのみ）

項目	選択肢	
自営業	１　商工サービス業 ２　農林水産業 ３　自由業	**Ｆ８－１へ**
勤め人／パート・アルバイト含む	４　管理職 ５　専門技術職 ６　事務職 ７　労務職・サービス業	
その他	８　学生	
	９　主婦・主夫	**Ｆ９へ**
	10　その他（高齢者含む）	

【Ｆ８で「１　商工サービス業」「２　農林水産業」「３　自由業」「４　管理職」「５　専門技術職」「６事務職」「７　労務職・サービス業」「８　学生」と回答した方に伺います。】

Ｆ８－１　あなたの主な通勤・通学先を教えてください。（１つのみ）

１　大田区内（自宅）	５　それ以外の東京都内
２　大田区内（自宅以外）	６　神奈川県内
３　品川・目黒・新宿・渋谷区内	７　それ以外（　　）
４　千代田・中央・港区内	

Ｆ９　同居家族／現在一緒に暮らしているご家族の中に、このような方がいらっしゃいますか。
あなた自身も含めて、あてはまる方を教えてください。（複数選択可）

１　小学校入学前のこども	４　寝たきりの方や身体の不自由な方
２　小学生	５　いない
３　65 歳以上の方	

Ｆ10　配偶者の方はいらっしゃいますか。（１つのみ）

１　いる（同居・別居含む）　⇒　**Ｆ10－１へ**
２　いない（離婚・死別）
３　いない（未婚）　　**Ｆ11 へ**

【Ｆ10 で「１　いる（同居・別居含む）」と回答した方に伺います。】

Ｆ10－１　共働きをしていますか。（１つのみ）

１　している	２　していない

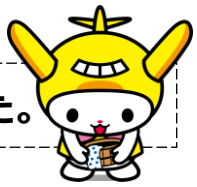
Ｆ11　こどもはいらっしゃいますか（別居も含む）。（１つのみ）

１　一番上のこどもが小学校入学前	４　一番上のこどもが学校卒業
２　一番上のこどもが小・中学生	５　こどもはいない
３　一番上のこどもが高校・大学生	

Ｆ12　あなたは、大田区に住んで何年になりますか。（１つのみ）

１　１年未満	５　10 年以上 20 年未満
２　１年以上３年未満	６　20 年以上 30 年未満
３　３年以上５年未満	７　30 年以上
４　５年以上 10 年未満	

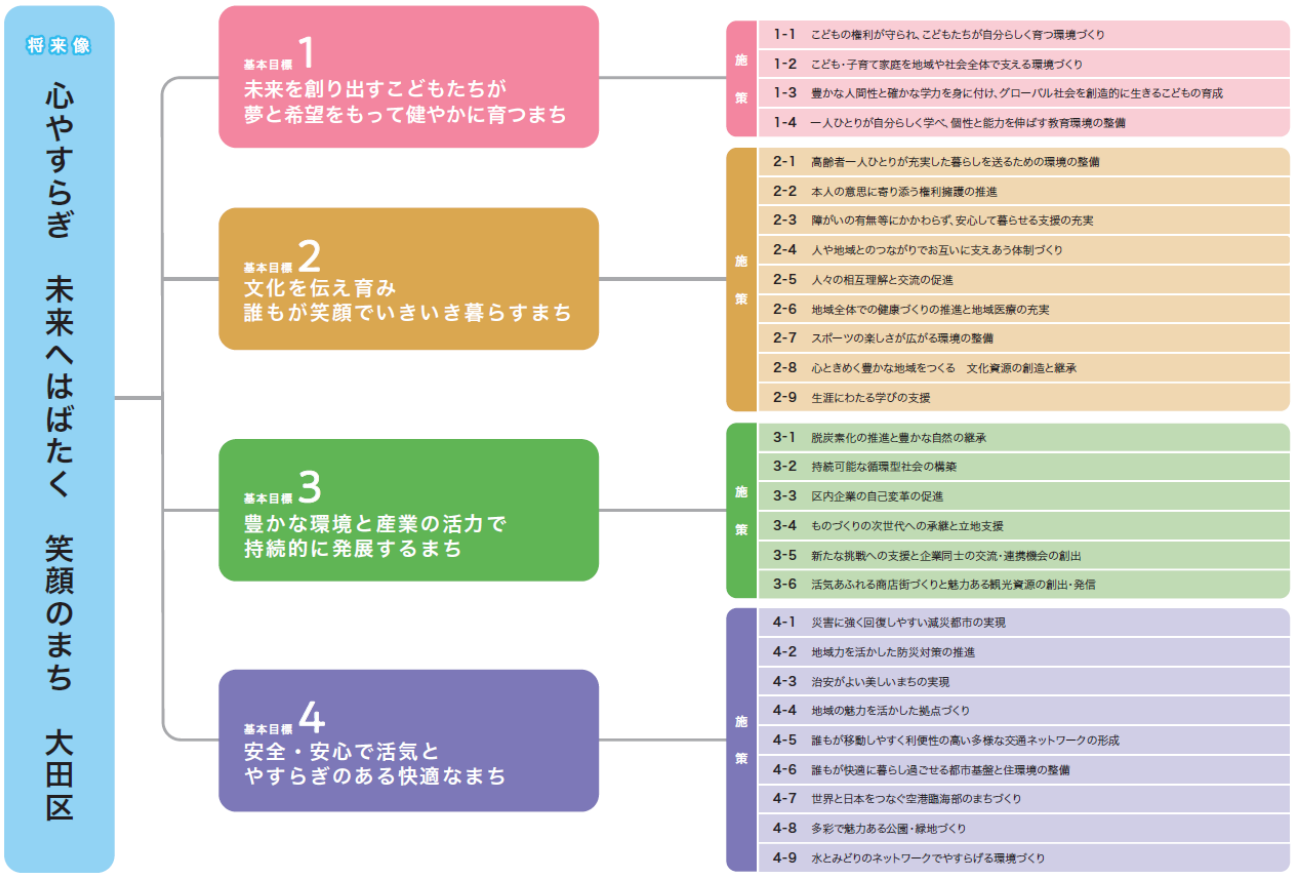
調査は以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。



©大田区

【基本計画　施策一覧】

大田区基本計画で定めている施策体系は以下のとおりです。



各施策の詳細は検索エンジンで「大田区基本計画」と検索いただくか、
右記二次元コードからご確認ください。

【URL は以下のとおり】
https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kihonkeikaku/shin_kihonkeikaku/kihonkeikaku.html

大田区世論調査　調査票②

【スマートフォン・パソコンから回答する場合】

以下の「申請者ＩＤ」と「パスワード」を入力して
ログインしてください。**（英数字はすべて半角）**

インターネット回答専用　ＩＤ・パスワード	
申請者ＩＤ	アール ハチ ク ミ ン キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ R8 くみん 99999
パスワード	オー ティー エイ ケイ キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ otak99999

ＬＩＮＥから回答する方はこちらから

①大田区 LINE を友だち追加　②アンケートフォームから回答

※詳細は同封の「ご記入にあたってのお願い」をご確認ください。
※インターネットからご回答いただいた場合は、紙の調査票を返送いただく必要はありません。

下記の項目について、あてはまる回答の番号に○をつけてください。

問１　現在のあなたの健康状態はいかがですか。（１つのみ）

１　とてもよい	４　あまりよくない
２　よい	５　よくない
３　どちらともいえない	

問２　かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局はありますか。（複数選択可）

１　かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある	４　かかりつけ薬局はある
２　かかりつけ医はいる	５　いずれもない
３　かかりつけ歯科医はいる	

問３　感染症について、知っていることを選んでください。（複数選択可）

１　HIV は、早期発見と早期治療によりエイズの発症を抑えて、今までとほぼ同じ生活を続けていくことができる
２　HIV 検査は、大田区や東京都等の保健所で、匿名・無料で受けることができる
３　結核の早期発見には、胸部レントゲン検査が有効である
４　結核は、きちんと薬を飲むと治る病気である
５　ワクチン接種は、感染を防ぐだけではなく、重症化を防ぐ目的もある
６　感染症の予防には、ワクチンだけでなく、手洗い・換気などの対策も重要である
７　上記の中で知っていることはない

問４　障がいの有無にかかわらず、人々がお互いにその人らしさを理解しあう環境があると感じていますか。（１つのみ）

１　感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	

問５　障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認めあいながら、ともに生きる社会づくりをめざして、平成 28 年４月に、いわゆる「障害者差別解消法*1」が施行され、令和６年４月には、改正法が施行されました。
この法律を知っていますか。（１つのみ）

１　内容まで知っていて、合理的配慮*2 を行った経験がある
２　内容まで知っているが、合理的配慮*2 を行った経験はない
３　聞いたことはあるが、内容まで知らない
４　知らない

問６　「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例*3」を知っていますか。（１つのみ）

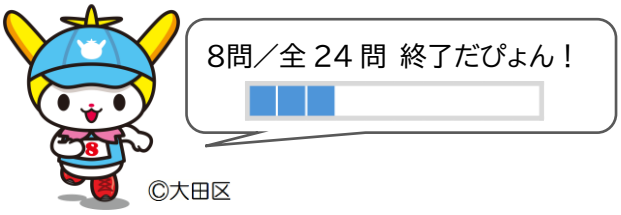
１　内容まで知っている	２　聞いたことはある	３　知らない

問７　「ヘルプカード（たすけてねカード）*4」を知っていますか。（１つのみ）

１　よく知っている	２　聞いたことはある	３　知らない

問８　「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。
（各項目１つずつ選択）

項目	選択肢
（1）「バリアフリー」 高齢者や障がいのある方が生活を営む上での障壁（バリア）を取り除く考え方	１　定義までよく理解している ２　定義はなんとなく理解している ３　聞いたことはあるが定義がよくわからない ４　初めて聞いた言葉である
（2）「ユニバーサルデザイン」 バリアフリーの考え方を一歩進め、年齢、性別、国籍（言語）、個人の能力にかかわらず、あらかじめできるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方	１　定義までよく理解している ２　定義はなんとなく理解している ３　聞いたことはあるが定義がよくわからない ４　初めて聞いた言葉である



©大田区

＊１　障害者差別解消法：すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律
＊２　合理的配慮：障がいのある人や家族からの申し出に基づき、互いの状況を話し合って理解を深め（建設的対話）、過重な負担のない範囲でルールや環境の変更、手助けを行うこと。誰もが同じように活動できるようにするために行うものである
＊３　大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例：手話の言語としての理解促進と、障がい特性に応じた意思疎通手段の利用促進を目的とした条例
＊４　ヘルプカード（たすけてねカード）：障がいのある方などが、災害時や日常の外出先での緊急時に手助けを求めるためのカード（大田区が作成）

問９　「新しい認知症観[*1]」という言葉を聞いたことはありますか。また、その内容について知っていますか。（１つのみ）

１　言葉も内容も知っている	３　言葉も内容も知らない
２　言葉は聞いたことがあるが、内容はよく知らない	

問10　認知症に対する考え方に近いものをご回答ください。（複数選択可）

１　認知症になっても、わかること、できることがたくさんある
２　認知症になっても、今までと変わらず、自分らしく地域で暮らすことができる
３　認知症は、誰でもなり得るものである
４　認知症は、早期診断・早期発見で進行を遅らせることができる
５　認知症になると、地域での生活継続が困難になる
６　認知症になると、症状が進行し、何もできなくなる
７　認知症になると、周りに迷惑をかけてしまう

問11　MCI（軽度認知障害）[*2]について知っていますか。（１つのみ）

１　内容まで知っている　　２　聞いたことはある　　３　知らない

問12　認知症に関して情報を見聞きしたことのある媒体等は何ですか。（複数選択可）

１　区広報物等（ホームページ、区設掲示板、区公式Ｘ等）
２　医療機関
３　友人・知人
４　民間メディア等（テレビ、SNS 等）
５　その他（　　）

問13　「成年後見制度[*3]」を知っていますか。（１つのみ）

１　内容まで知っている　　２　聞いたことはある　　３　知らない

問14　普段の生活について、「孤立感や孤独感がない」はどの程度あてはまりますか。（１つのみ）

１　あてはまる	４　どちらかといえばあてはまらない
２　どちらかといえばあてはまる	５　あてはまらない
３　どちらともいえない	

＊１　新しい認知症観：認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方
＊２　MCI（軽度認知障害）：認知症になる一歩手前の段階であり、健常な状態と認知症の中間な状態。本人や家族に認知機能低下の自覚はあるものの、日常生活は問題なく送ることができる
＊３　成年後見制度：認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な方の支援者を選び、法律的に支援する制度

問15　区では、「大田区ＤＶ相談ダイヤル」を設置し、配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス＝ＤＶ)に関する相談を受け付けていることを知っていますか。（１つのみ）

１　知っている	２　知らない

問16　あなたは、以下の分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。
（各項目１つずつ選択）

項目	選択肢
（１）家庭生活	１　女性が優遇されている ２　やや女性が優遇されている ３　平等になっている ４　やや男性が優遇されている ５　男性が優遇されている
（２）職場	１　女性が優遇されている ２　やや女性が優遇されている ３　平等になっている ４　やや男性が優遇されている ５　男性が優遇されている

問17　あなたは、今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。（１つのみ）

１　そう思う	３　どちらかといえばそう思わない
２　どちらかといえばそう思う	４　そう思わない

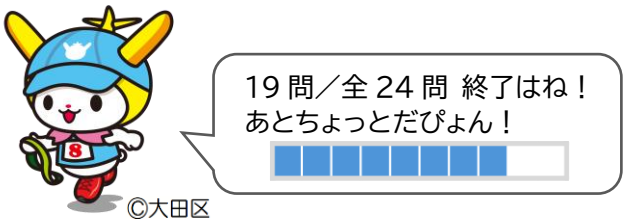
問18　大田区は国際交流、多文化共生が進んだまちと感じていますか。（１つのみ）

※多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

１　感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	

問19　あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認めあい、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。（１つのみ）

１　とても思う	３　どちらかといえば思わない
２　どちらかといえばそう思う	４　まったく思わない



©大田区

問20 この１年間でどのような防犯対策に取り組みましたか。（複数選択可）

１　防犯対策講座への参加	４　その他（　　）
２　自動通話録音機の導入	５　特に何もしていない
３　住宅用防犯機器の設置	

問21 あなたは「大田区立消費者生活センター」を知っていますか。（１つのみ）

１　相談したことがある
２　各種契約のトラブル、悪質商法、商品やサービスなどに関する相談ができる窓口であることを知っている
３　業務内容はわからないが、名前は知っている
４　知らない

問22 大田区防災アプリに「避難所チェックイン機能＊1」が追加されたことを知っていますか。（１つのみ）

１　知っている（アプリをダウンロードしている方）
２　知っている（アプリをダウンロードしていない方）
３　知らない（アプリをダウンロードしている方）
４　知らない（アプリをダウンロードしていない方）

問23 「緊急医療救護所」は、大規模地震発生時に、病院の門前などで傷病者の治療の優先度をつけたり、軽症者の治療を行うために設置されます。
あなたは「緊急医療救護所」を知っていますか。（１つのみ）

１　機能・役割を含めて知っている　　２　名称のみ知っている　　３　知らない

問24 災害から身を守るためにどのような取組をしていますか。（複数選択可）

１　家具等の転倒防止	６　防災訓練への参加
２　感震ブレーカー＊2の設置	７　家庭内備蓄
３　ハザードマップの確認	８　情報の収集方法の確認・検討
４　マイ・タイムライン＊3の作成	９　その他（　　）
５　避難方法の確認・検討	10　特に何もしていない

＊１　避難所チェックイン機能：氏名・住所など防災アプリへの事前登録情報を元に、避難所に掲出している二次元コードを読み取るだけで、避難所に受付（チェックイン）をできる機能
＊２　感震ブレーカー：地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、電気を自動で止める器具のこと
＊３　マイ・タイムライン：風水害の発生に備えて、自分自身の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「誰が」「何をするか」をあらかじめ時系列で整理した避難行動計画

あなたご自身について

Ｆ１　あなたの性別を教えてください。（１つのみ）

１　男性	２　女性	３　その他

Ｆ２　あなたの年齢を教えてください。（１つのみ）

１　18～19 歳	８　65～69 歳	
２　20～29 歳	９　70～74 歳	**Ｆ３へ**
３　30～34 歳	10　75 歳以上	
４　35～39 歳	**Ｆ４へ**	
５　40～49 歳		
６　50～59 歳		
７　60～64 歳		

【Ｆ２で「8　65～69 歳」「9　70～74 歳」「10　75 歳以上」と回答した方に伺います。】

Ｆ３　あなたは、介護保険制度の要介護認定を受けていますか。（１つのみ）

１　受けていない	２　受けている（要支援含む）

Ｆ４　あなたの国籍を教えてください。（１つのみ）

１　日本国籍	２　それ以外（国籍名：　　）

Ｆ５　あなたのお住まい（管轄特別出張所）を教えてください。（１つのみ）

１　大森東	４　馬込	７　嶺町	10　久が原	13　六郷	16　蒲田東
２　大森西	５　池上	８　田園調布	11　雪谷	14　矢口	17　糀谷
３　入新井	６　新井宿	９　鵜の木	12　千束	15　蒲田西	18　羽田

Ｆ６　あなたの家族構成は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　ひとり暮らし	４　三世代世帯（親と子と孫）
２　夫婦のみ	５　その他（　　）
３　二世代世帯（親と子）	

Ｆ７　あなたのお住まいの種類は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　持ち家（一戸建て）	４　賃貸住宅（集合住宅）
２　持ち家（集合住宅）	５　寮・社宅・宿舎
３　賃貸住宅（一戸建て）	６　その他（　　）

Ｆ８　あなたのご職業を教えてください。（１つのみ）

項目	選択肢	
自営業	１　商工サービス業 ２　農林水産業 ３　自由業	
勤め人／パート・アルバイト含む	４　管理職 ５　専門技術職 ６　事務職 ７　労務職・サービス業	**Ｆ８－１へ**
その他	８　学生	
	９　主婦・主夫 １０　その他（高齢者含む）	**Ｆ９へ**

【Ｆ８で「１　商工サービス業」「２　農林水産業」「３　自由業」「４　管理職」「５　専門技術職」「６　事務職」「７　労務職・サービス業」「８　学生」と回答した方に伺います。】

Ｆ８－１　あなたの主な通勤・通学先を教えてください。（１つのみ）

１　大田区内（自宅）	５　それ以外の東京都内
２　大田区内（自宅以外）	６　神奈川県内
３　品川・目黒・新宿・渋谷区内	７　それ以外（　　）
４　千代田・中央・港区内	

Ｆ９　同居家族／現在一緒に暮らしているご家族の中に、このような方がいらっしゃいますか。あなた自身も含めて、あてはまる方を教えてください。（複数選択可）

１　小学校入学前のこども	４　寝たきりの方や身体の不自由な方
２　小学生	５　いない
３　65 歳以上の方	

Ｆ10　配偶者の方はいらっしゃいますか。（１つのみ）

１　いる（同居・別居含む）　⇒　**Ｆ10－１へ**
２　いない（離婚・死別）
３　いない（未婚）　　**Ｆ11 へ**

【Ｆ10 で「１　いる（同居・別居含む）」と回答した方に伺います。】

Ｆ10－１　共働きをしていますか。（１つのみ）

１　している	２　していない

Ｆ11　こどもはいらっしゃいますか（別居も含む）。（１つのみ）

１　一番上のこどもが小学校入学前	４　一番上のこどもが学校卒業
２　一番上のこどもが小・中学生	５　こどもはいない
３　一番上のこどもが高校・大学生	

Ｆ12　あなたは、大田区に住んで何年になりますか。（１つのみ）

１　１年未満	５　10 年以上 20 年未満
２　１年以上３年未満	６　20 年以上 30 年未満
３　３年以上５年未満	７　30 年以上
４　５年以上 10 年未満	

調査は以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。



©大田区

大田区世論調査　調査票③

【スマートフォン・パソコンから回答する場合】

以下の「申請者ＩＤ」と「パスワード」を入力して
ログインしてください。**（英数字はすべて半角）**

インターネット回答専用　ＩＤ・パスワード	
申請者ＩＤ	アール ハチ ク ミ ン キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ R8 くみん 99999
パスワード	オー ティー エイ ケイ キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ otak99999

ＬＩＮＥから回答する方はこちらから

①大田区 LINE を友だち追加　②アンケートフォームから回答

※詳細は同封の「ご記入にあたってのお願い」をご確認ください。
※インターネットからご回答いただいた場合は、紙の調査票を返送いただく必要はありません。

下記の項目について、あてはまる回答の番号に○をつけてください。

問１　あなたがこの１年間に実施したスポーツや運動をすべて選択してください。（複数選択可）

1　ウォーキング、散歩
2　階段昇降（意識的な階段利用などを含む）
3　体操
4　筋力トレーニング（腕立て伏せやスクワットなど）
5　ランニング、ジョギング
6　室内運動器具を使った運動など
7　競技的球技
8　水泳
9　サイクリング（ＢＭＸ含む）、モータースポーツ
10 ゴルフ
11 軽い球技
12 ハイキング、登山、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング
13 その他体力や健康の維持などを目的とした身体活動
14 ボウリング
15 スキー、スノーボード
16 釣り
17 キャンプ、オートキャンプ
18 ダンス、民踊
19 ヨット、ボート、（スキン）ダイビング、サーフィンなど
20 柔道、剣道、空手、弓道等武道
21 ボッチャ
22 ボクシング等格闘技
23 ゲートボール、グラウンドゴルフ
24 ローラースケート、スケートボード
25 その他競技スポーツ
26 クライミング、ボルダリング
27 スポーツ吹矢、フライングディスクなどのニュースポーツ

→ **問１－１へ**

28 スポーツや身体活動は行わなかった　⇒　**問２へ**

【問１で「28　スポーツや身体活動は行わなかった」以外を回答した方に伺います。】

問１－１　スポーツや運動を実施した頻度はどのくらいですか（年間合計日数でも可）。（１つのみ）

１　週３日以上（年 151 日以上）	４　月１～３日（年 12～50 日）
２　週２日（年 101～150 日）	５　３か月に１～２日（年４～11 日）
３　週１日（年 51～100 日）	６　年１～３日

問２　あなたは区のスポーツ環境に満足していますか。（１つのみ）

１　満足している ２　やや満足している	**問３へ**
３　どちらともいえない ４　あまり満足していない ５　満足していない	**問２－１へ**
６　わからない	⇒　**問３へ**

【問２で「３　どちらともいえない」「４　あまり満足していない」「５　満足していない」と回答した方に伺います。】

問２－１　区にどのようなスポーツ施策を望みますか。（複数選択可）

１　屋内でスポーツができる環境の整備・充実
２　屋外でスポーツができる環境の整備・充実
３　やりたい種目ができる環境の整備・充実
４　スポーツイベントの開催（区民スポーツまつり、おおたランニングフェスティバルなど）
５　スポーツ観戦の機会
６　スポーツにおける広報・情報発信
７　生涯スポーツの推進
８　地域のスポーツを支える人材の育成・活用
９　その他（　　）

問３　あなたは、区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。（１つのみ）

１　満足している ２　やや満足している	**問３－１へ**	３　どちらともいえない ４　あまり満足していない ５　満足していない	**問３－２へ**

【問３で「１　満足している」「２　やや満足している」と回答した方に伺います。】

問３－１　区のどの文化芸術施策に満足していますか。（複数選択可）

１　区施設での展示（郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館など）
２　コンサート（クラシック、ジャズ、ポピュラーミュージックなど）
３　地域の歴史・文化・伝統工芸に触れる環境・体験機会
４　区内に文化芸術の発表をする場所がある
５　区内に文化芸術活動をできる場所がある
６　区の文化施設での展示以外でアートに触れる機会・環境が整備されている
７　伝統芸能の公演（歌舞伎、狂言、文楽、落語など）
８　舞台公演（ダンス、バレエ、演劇など）
９　その他（　　）

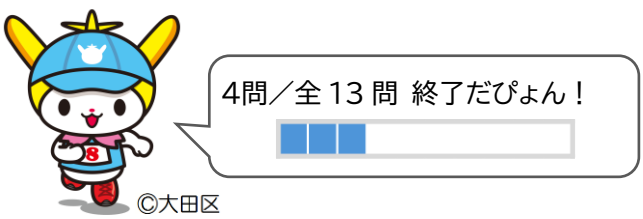
【問３で「３　どちらともいえない」「４　あまり満足していない」「５　満足していない」と回答した方に伺います。】

問３－２　区にどのような文化芸術施策を望みますか。（複数選択可）

１　区施設での展示（郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館など）
２　コンサート（クラシック、ジャズ、ポピュラーミュージックなど）
３　地域の歴史・文化・伝統工芸に触れる環境・体験機会
４　区内に文化芸術の発表をする場所がある
５　区内に文化芸術活動をできる場所がある
６　区の文化施設での展示以外でアートに触れる機会・環境が整備されている
７　伝統芸能の公演（歌舞伎、狂言、文楽、落語など）
８　舞台公演（ダンス、バレエ、演劇など）
９　その他（　　）

問４　あなたは、これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。（１つのみ）

１　あった　　２　興味はあるがなかった　　３　なかった



©大田区

問５　あなたは、最近１年間に生涯学習を行ったことがありますか。（１つのみ）

※生涯学習とは、区民一人一人が、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において取り組む学びのことをいいます。具体的には、読書、語学や資格の習得、趣味・教養、スポーツ、芸術・文化活動、生活・健康や仕事などに関する学習、サークル活動を指し、自治会・町会、ＮＰＯ、ＰＴＡ、子ども会、ボランティアなどの地域活動を通して得られる学びも含まれます。

１　ある	⇒	**問５－１、５－２へ**	２　ない	⇒	**問６へ**

【問５で「１　ある」と回答した方に伺います。】

問５－１　あなたは、オンラインで生涯学習を行ったことがありますか。（１つのみ）

１　ある	２　ない

問５－２　あなたは、生涯学習を通じて身に付けた知識・技能・経験をどのように生かしていますか。（複数選択可）

１　人生がより豊かになっている	５　地域や社会での活動に生かしている
２　家庭・日常の生活に生かしている	６　知人や仲間ができている
３　心身の健康を維持・増進している	７　その他（　　）
４　仕事や学業に生かしている	８　生かしていない

問６　現在の大田区の生涯学習について、以下の項目はどの程度あてはまりますか。

（各項目１つずつ選択）

項目	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない
（１）いつでも学びたいときに学びたいことが学べる	１	２	３	４
（２）多世代交流につながる学びの機会が充実している	１	２	３	４
（３）学んだことを生かす機会が充実している	１	２	３	４
（４）学びに関する情報がわかりやすく提供されている	１	２	３	４
（５）学びや活動を充実させる施設が整っている	１	２	３	４

問７　１年間で大田区立図書館又は文化の森情報館（電子書籍貸出サービスを含む）をどのくらい利用しますか。（１つのみ）

１　週１回以上 ２　月２回程度 ３　月１回程度 ４　２～３か月に１回程度	**問８へ**
５　ほとんど利用しない（年１～２回程度） ６　利用しない	**問７－１へ**

【問７で「５　ほとんど利用しない（年１～２回程度）」「６　利用しない」と回答した方に伺います。】

問７－１　図書館を利用しない理由についてご回答ください。（複数選択可）

１　図書・雑誌を読まない	５　開館時間中に利用できない
２　図書・雑誌は自分で購入したい	６　施設が使いづらいまたは快適ではない
３　読みたい本がすぐ借りられない	７　その他（　　）
４　近くに図書館がない	

問８　身近な場所で生き物の豊かさに満足していますか。（１つのみ）
例：野鳥を見かけたり、季節を感じる虫の声を聞いたり等

１　満足している	４　やや満足していない
２　やや満足している	５　満足していない
３　どちらともいえない	６　わからない、関心がない

問９　身近な場所で水や緑に親しめると感じていますか。（１つのみ）

１　感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	

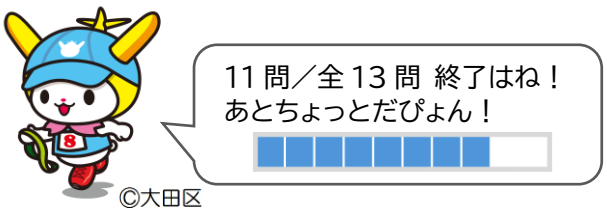
問10　あなたのご家庭で実施している環境配慮行動を教えてください。（複数選択可）

1　買い物の際にはエコバッグを利用する
2　外出時にはマイボトルを持ち歩く
3　使わないときは電気便座のふたを閉める
4　食品は、事前に冷蔵庫内を確認し、必要なものだけを購入する
5　外食の際は食べきれる量を注文する
6　家電は ECO モードなどを活用する
7　シャワーはこまめに止める
8　エアコンのフィルターはこまめに掃除する
9　買い物の際にはエコマークなど環境ラベルの付いた商品を選択する
10　ごみは適切に分別して、資源はリサイクルに回している
11　その他（　　）
12　何もしていない

問11　生活の中で「食品ロス*」を減らすために取り組んでいることはありますか。（複数選択可）

1　日頃から冷蔵庫の中などの食品の在庫を確認する
2　出された料理を残さず食べきる
3　賞味期限だけでなく見た目や臭い等で食べられるか判断する
4　買い物メモの持参やばら売りの活用など、食材を買いすぎないようにする
5　飲食店等で注文し過ぎない
6　料理を作り過ぎない
7　食べきれなかったものを他の料理に作り替える
8　野菜の皮や芯を料理に使うなど、食材をできるだけ無駄なく使う
9　その他（　　）
10　特にない

＊食品ロス：本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のこと



©大田区

問12 大田区の公園でしてみたいことは何ですか。（３つまで選択可）

１　季節の草花等の自然を楽しむ
２　ゆっくり休憩する
３　カフェ等で飲食をする
４　手軽な運動（ウォーキング、ランニング等）
５　キッチンカー等で飲食物を買って公園内で食べる
６　安心して小さいこどもを遊ばせる
７　マルシェやバザー、講演会や演奏会などのイベントの参加・開催
８　花火
９　キャンプやバーベキュー
10 ボール遊び（キャッチボール等）
11 面白い遊具で遊ぶ
12 火遊びや穴掘り、木登りなど通常の公園ではできないような遊び（プレーパーク）
13 噴水や流れる川で水遊びをする
14 ペットをのびのびと遊ばせる
15 生き物と触れ合う
16 歴史文化に触れる
17 スケートボード、ローラースケート、BMX（自転車競技）
18 その他（　　）

問13 公園について、どの程度満足していますか。（各項目１つずつ選択）

項目	選択肢
（１）野球場、キャンプ場、アスレチック等がある大きな公園	１　満足している ２　やや満足している ３　どちらともいえない ４　あまり満足していない ５　満足していない
（２）住宅街によくある小さな公園	１　満足している ２　やや満足している ３　どちらともいえない ４　あまり満足していない ５　満足していない

あなたご自身について

Ｆ１　あなたの性別を教えてください。（１つのみ）

１　男性	２　女性	３　その他

Ｆ２　あなたの年齢を教えてください。（１つのみ）

１　18～19 歳	８　65～69 歳	
２　20～29 歳	９　70～74 歳	**Ｆ３へ**
３　30～34 歳	10　75 歳以上	
４　35～39 歳	**Ｆ４へ**	
５　40～49 歳		
６　50～59 歳		
７　60～64 歳		

【Ｆ２で「8　65～69 歳」「9　70～74 歳」「10　75 歳以上」と回答した方に伺います。】

Ｆ３　あなたは、介護保険制度の要介護認定を受けていますか。（１つのみ）

１　受けていない	２　受けている（要支援含む）

Ｆ４　あなたの国籍を教えてください。（１つのみ）

１　日本国籍	２　それ以外（国籍名：　　）

Ｆ５　あなたのお住まい（管轄特別出張所）を教えてください。（１つのみ）

１　大森東	４　馬込	７　嶺町	10　久が原	13　六郷	16　蒲田東
２　大森西	５　池上	８　田園調布	11　雪谷	14　矢口	17　糀谷
３　入新井	６　新井宿	９　鵜の木	12　千束	15　蒲田西	18　羽田

Ｆ６　あなたの家族構成は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　ひとり暮らし	４　三世代世帯（親と子と孫）
２　夫婦のみ	５　その他（　　）
３　二世代世帯（親と子）	

Ｆ７　あなたのお住まいの種類は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　持ち家（一戸建て）	４　賃貸住宅（集合住宅）
２　持ち家（集合住宅）	５　寮・社宅・宿舎
３　賃貸住宅（一戸建て）	６　その他（　　）

Ｆ８　あなたのご職業を教えてください。（１つのみ）

項目	選択肢	
自営業	１　商工サービス業 ２　農林水産業 ３　自由業	
勤め人／パート・アルバイト含む	４　管理職 ５　専門技術職 ６　事務職 ７　労務職・サービス業	**Ｆ８－１へ**
その他	８　学生	
	９　主婦・主夫 10　その他（高齢者含む）	**Ｆ９へ**

【Ｆ８で「１　商工サービス業」「２　農林水産業」「３　自由業」「４　管理職」「５　専門技術職」「６　事務職」「７　労務職・サービス業」「８　学生」と回答した方に伺います。】

Ｆ８－１　あなたの主な通勤・通学先を教えてください。（１つのみ）

１　大田区内（自宅）	５　それ以外の東京都内
２　大田区内（自宅以外）	６　神奈川県内
３　品川・目黒・新宿・渋谷区内	７　それ以外（　　）
４　千代田・中央・港区内	

Ｆ９　同居家族／現在一緒に暮らしているご家族の中に、このような方がいらっしゃいますか。あなた自身も含めて、あてはまる方を教えてください。（複数選択可）

１　小学校入学前のこども	４　寝たきりの方や身体の不自由な方
２　小学生	５　いない
３　65 歳以上の方	

Ｆ10　配偶者の方はいらっしゃいますか。（１つのみ）

１　いる（同居・別居含む）　⇒　**Ｆ10－１へ**
２　いない（離婚・死別）
３　いない（未婚）　　**Ｆ11 へ**

【Ｆ10 で「１　いる（同居・別居含む）」と回答した方に伺います。】

Ｆ10－１　共働きをしていますか。（１つのみ）

１　している	２　していない

Ｆ11　こどもはいらっしゃいますか（別居も含む）。（１つのみ）

１　一番上のこどもが小学校入学前	４　一番上のこどもが学校卒業
２　一番上のこどもが小・中学生	５　こどもはいない
３　一番上のこどもが高校・大学生	

Ｆ12　あなたは、大田区に住んで何年になりますか。（１つのみ）

１　１年未満	５　10 年以上 20 年未満
２　１年以上３年未満	６　20 年以上 30 年未満
３　３年以上５年未満	７　30 年以上
４　５年以上 10 年未満	

調査は以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。



©大田区

大田区世論調査　調査票④

【スマートフォン・パソコンから回答する場合】

以下の「申請者ＩＤ」と「パスワード」を入力して
ログインしてください。**（英数字はすべて半角）**

インターネット回答専用　ＩＤ・パスワード	
申請者ＩＤ	アール ハチ ク ミ ン キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ R8 くみん 99999
パスワード	オー ティー エイ ケイ キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ otak99999

ＬＩＮＥから回答する方はこちらから

①大田区 LINE を友だち追加　②アンケートフォームから回答

※詳細は同封の「ご記入にあたってのお願い」をご確認ください。

※インターネットからご回答いただいた場合は、紙の調査票を返送いただく必要はありません。

下記の項目について、あてはまる回答の番号に○をつけてください。

問１　買い物や食事、イベント等で商店街を訪れることがありますか。（１つのみ）

１　ある	２　ない

問２　商店街にどのような役割や機能を期待しますか。（複数選択可）

１　日常的な買い物の場所
２　休憩所の設置など、来街者が憩える場所
３　イベントの開催など、地域の賑わいを作る場所
４　装飾灯による灯りの確保等、防犯・安全に貢献する場所

問３　羽田空港跡地第１ゾーンに開業した羽田イノベーションシティ（HICity）＊について知っていますか。（１つのみ）

１　知っている	２　知らない

＊羽田イノベーションシティ（HICity）：世界と地域をつなぐゲートウェイとして整備された新産業創造・発信拠点

問４　あなたは、以下の区のまちづくりが進んでいると思いますか。（各項目１つずつ選択）

項目	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない
（１）安全・安心な都市づくり ＜安全・安心な都市づくりの例＞ ・災害時に危険性が高い建物の耐震性や密集度が改善されている ・災害時に救助や避難できる道路や施設が整備されている ・風水害や土砂災害の対策がしっかりしている ・地域の防災・防犯活動が充実している ・災害時に公園や緑地、河川を活用できるようになっている　など	1	2	3	4	5
（２）暮らしやすい都市づくり ＜暮らしやすい都市づくりの例＞ ・生活に必要な施設があり、幅広い年代の人が暮らしやすい ・良好なまちなみ・景色が整っている ・商店街に人が集まりにぎわっている ・住む場所と働く場所がバランス良くある ・区内を移動するための公共交通が充実している ・快適で歩きたくなる空間がある ・住民主体の都市づくりが進んでいる　など	1	2	3	4	5
（３）環境に配慮した都市づくり ＜環境に配慮した都市づくりの例＞ ・豊かな水と緑が守られている ・公園や緑地など緑のオープンスペースが充実している ・身近な場所で水や緑にふれあい楽しめる ・自転車などによる有害廃棄ガスを出さない移動環境が整っている ・省エネ建築物や緑化などによる低炭素化がなされている　など	1	2	3	4	5
（４）活力・国際性のある都市づくり ＜活力・国際性のある都市づくりの例＞ ・来街者が大田区内を巡って魅力を楽しめている ・日本を始め多くの国の多彩な文化を体験できている ・国籍、性別、年齢などにかかわらず様々な人材が活躍している ・人が集まる交流・滞在空間が充実している ・区内の事業者が地域の産業を活発にして、魅力を発信している ・大田区内外への移動が便利である　など	1	2	3	4	5



©大田区

4問／全 14 問 終了だぴょん！

問５　大田区をより多彩で魅力的な景観のあるまちにするため、重視すべきことは何だと思いますか。（複数選択可）

１　地形、水辺、緑などの自然を活かしたまちなみの形成
２　歴史や文化を感じられるまちなみの形成
３　その地域の特徴を活かしたまちなみの形成
４　日本の玄関口にふさわしいまちなみの形成（特に羽田空港周辺において）
５　新たな技術（デジタルサイネージやプロジェクションマッピング等）を活用したまちなみの形成
６　公園や道路等（公共施設）の景観整備
７　建物のデザイン（色や形など）に関するルール
８　看板や広告の色や大きさなどに関するルール
９　景観に関する意識の向上（ワークショップや景観教育などのイベントの実施）
10　その他（　　）

問６　区は、「大田区鉄道沿線まちづくり構想」において示した、沿線のまちの将来像やその実現に向けた道筋に基づき、官民が協働し、地域特性や限られた空間を最大限有効に活用しながら、安全かつ快適で利便性の高い個性的な都市空間を創出するよう取り組んでいます。
現在、大田区内の駅周辺の整備が進んでいると感じていますか。（１つのみ）

１　感じている	４　感じていない
２　やや感じている	５　わからない
３　あまり感じていない	

問７　大田区内の公共交通網に満足していますか。（１つのみ）

１　とても満足している	３　あまり満足していない
２　まあまあ満足している	４　満足していない

問８　大田区内の公共交通対策の中で、早期に実現してほしいものはありますか。（複数選択可）

１　鉄道路線の充実（JR 蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を含む）
２　交通不便地域の改善
３　踏切対策
４　公共交通機関のバリアフリー*化
５　その他（　　）
６　特にない

問９　自宅の近くにバス停や駅があるなど、公共交通機関が利用しやすい環境ですか。（１つのみ）

１　とても利用しやすい	３　あまり利用しやすくない
２　まあまあ利用しやすい	４　不便である

＊バリアフリー：高齢者や障がいのある方が生活を営む上での障壁（バリア）を取り除く考え方

問10　あなたは、普段から自転車を使いますか。（１つのみ）

１　よく使う ２　たまに使う	**問 10－１～3 へ**
３　まったく使わない　⇒	**問 11 へ**

【問 10 で「１　よく使う」「２　たまに使う」と回答した方に伺います。】

問 10－１　自転車の通行場所や進行方向を示す「自転車ナビマーク・ナビライン（矢羽根型路面標示）」を知っていますか。（１つのみ）

１　知っていて、通るようにしている	３　知らなかった
２　知っていたが、意識して通ったことはない	

問 10－２　休日などの余暇時間があるときに、サイクリングやサイクルスポーツを行っていますか。（１つのみ）

１　行っている	３　行いたいが、行えていない
２　行っていない	

問 10－３　駅周辺の自転車駐輪場の数は足りていると感じますか。（１つのみ）

１　足りている　⇒ **問 11 へ**	２　足りていない　⇒ **問 10－３－１　へ**

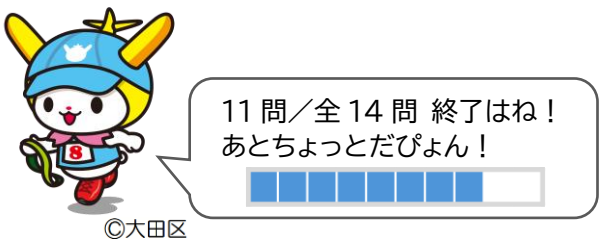
【問 10－３　で「２　足りていない」と回答した方に伺います。】

問 10－３－１　何駅周辺で不足していると感じますか。（最大３つまで記入）

（　　）駅
（　　）駅
（　　）駅

問11　バス、車、自転車等で空港臨海部の埋立島部（平和島、昭和島、京浜島、東海、城南島、令和島）へ訪れやすくなったと感じていますか。（１つのみ）

１　感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	



©大田区

問12 空港の沖合移転に伴い発生した天空橋駅周辺の羽田空港跡地のまちづくり「羽田空港跡地第1ゾーン整備事業（Zepp Haneda 等のある HICity を含む）」が進められていることについて、どのように知りましたか。（複数選択可）

1　大田区ホームページ
2　（仮称）羽田空港公園ホームページ（羽田みらいパークマネジメント運営）
3　「ＨＡＮＥＤＡ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ　ＣＩＴＹ」公式ホームページ
4　大田区のイベント
5　ＳＮＳ、インターネットのニュースやブログ等
6　パンフレット・リーフレット等の刊行物
7　テレビのニュース
8　新聞、雑誌の記事
9　家族や友人、知人など
10 その他（　　）
11 本事業を知らない

問13 HANEDA GLOBAL WINGS エリア内の以下の施設や場所に行ったことがありますか。（複数選択可）

1　HICity（Zepp Haneda 含む）
2　（仮称）羽田空港公園予定地
3　ソラムナード羽田緑地
4　羽田エアポートガーデン（住友不動産ヴィラフォンテーヌ）
5　その他（　　）
6　行ったことはない

問14 遊ぶ場所、働く場所として空港臨海部に魅力を感じますか。（１つのみ）

1　感じる	4　あまり感じない
2　やや感じる	5　感じない
3　どちらともいえない	

あなたご自身について

Ｆ１　あなたの性別を教えてください。（１つのみ）

１　男性	２　女性	３　その他

Ｆ２　あなたの年齢を教えてください。（１つのみ）

１　18～19 歳	８　65～69 歳	
２　20～29 歳	９　70～74 歳	**Ｆ３へ**
３　30～34 歳	10　75 歳以上	
４　35～39 歳	**Ｆ４へ**	
５　40～49 歳		
６　50～59 歳		
７　60～64 歳		

【Ｆ２で「8　65～69 歳」「9　70～74 歳」「10　75 歳以上」と回答した方に伺います。】

Ｆ３　あなたは、介護保険制度の要介護認定を受けていますか。（１つのみ）

１　受けていない	２　受けている（要支援含む）

Ｆ４　あなたの国籍を教えてください。（１つのみ）

１　日本国籍	２　それ以外（国籍名：　　）

Ｆ５　あなたのお住まい（管轄特別出張所）を教えてください。（１つのみ）

１　大森東	４　馬込	７　嶺町	10　久が原	13　六郷	16　蒲田東
２　大森西	５　池上	８　田園調布	11　雪谷	14　矢口	17　糀谷
３　入新井	６　新井宿	９　鵜の木	12　千束	15　蒲田西	18　羽田

Ｆ６　あなたの家族構成は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　ひとり暮らし	４　三世代世帯（親と子と孫）
２　夫婦のみ	５　その他（　　）
３　二世代世帯（親と子）	

Ｆ７　あなたのお住まいの種類は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　持ち家（一戸建て）	４　賃貸住宅（集合住宅）
２　持ち家（集合住宅）	５　寮・社宅・宿舎
３　賃貸住宅（一戸建て）	６　その他（　　）

Ｆ８　あなたのご職業を教えてください。（１つのみ）

項目	選択肢	
自営業	１　商工サービス業 ２　農林水産業 ３　自由業	
勤め人／パート・アルバイト含む	４　管理職 ５　専門技術職 ６　事務職 ７　労務職・サービス業	**Ｆ８－１へ**
その他	８　学生	**Ｆ８－１へ**
	９　主婦・主夫 10　その他（高齢者含む）	**Ｆ９へ**

【Ｆ８で「１　商工サービス業」「２　農林水産業」「３　自由業」「４　管理職」「５　専門技術職」「６　事務職」「７　労務職・サービス業」「８　学生」と回答した方に伺います。】

Ｆ８－１　あなたの主な通勤・通学先を教えてください。（１つのみ）

１　大田区内（自宅）	５　それ以外の東京都内
２　大田区内（自宅以外）	６　神奈川県内
３　品川・目黒・新宿・渋谷区内	７　それ以外（　　）
４　千代田・中央・港区内	

Ｆ９　同居家族／現在一緒に暮らしているご家族の中に、このような方がいらっしゃいますか。あなた自身も含めて、あてはまる方を教えてください。（複数選択可）

１　小学校入学前のこども	４　寝たきりの方や身体の不自由な方
２　小学生	５　いない
３　65 歳以上の方	

Ｆ10　配偶者の方はいらっしゃいますか。（１つのみ）

１　いる（同居・別居含む）　⇒　**Ｆ10－１へ**
２　いない（離婚・死別）
３　いない（未婚）　　**Ｆ11 へ**

【Ｆ10 で「１　いる（同居・別居含む）」と回答した方に伺います。】

Ｆ10－１　共働きをしていますか。（１つのみ）

１　している	２　していない

Ｆ11　こどもはいらっしゃいますか（別居も含む）。（１つのみ）

１　一番上のこどもが小学校入学前	４　一番上のこどもが学校卒業
２　一番上のこどもが小・中学生	５　こどもはいない
３　一番上のこどもが高校・大学生	

Ｆ12　あなたは、大田区に住んで何年になりますか。（１つのみ）

１　１年未満	５　10 年以上 20 年未満
２　１年以上３年未満	６　20 年以上 30 年未満
３　３年以上５年未満	７　30 年以上
４　５年以上 10 年未満	

調査は以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。



©大田区

大田区世論調査　調査票⑤

【スマートフォン・パソコンから回答する場合】

以下の「申請者ＩＤ」と「パスワード」を入力して
ログインしてください。**（英数字はすべて半角）**

インターネット回答専用　ＩＤ・パスワード	
申請者ＩＤ	アール ハチ ク ミ ン キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ R8 くみん 99999
パスワード	オー ティー エイ ケイ キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ otak99999

ＬＩＮＥから回答する方はこちらから

①大田区 LINE を友だち追加　→　②アンケートフォームから回答

※詳細は同封の「ご記入にあたってのお願い」をご確認ください。
※インターネットからご回答いただいた場合は、紙の調査票を返送いただく必要はありません。

下記の項目について、あてはまる回答の番号に○をつけてください。

小学生のみなさんは、読めない漢字やわからない言葉があったら、
お父さんやお母さんなど、まわりのおとなの人に聞いてみてね。



問１　困ったり、モヤモヤしたときに、誰かに話してみようと思いますか。（１つのみ）

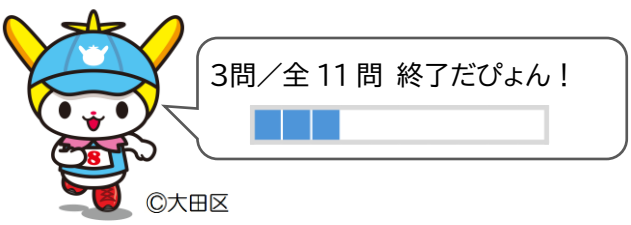
1　思う
2　あまり思わない
3　相談したくない

問２　誰かに相談するとしたら、どんな方法なら「話してみようかな」と思えますか。（いくつでも）

1　対面
2　LINE などの SNS やメール
3　電話
4　AI や Web サイトの専用フォーム
5　その他（　　）
6　相談したくない、自分で解決したい

問３　相談できるところを知っていますか。（１つのみ）

1　知っている
2　知らない



問４　あなたの住んでいるまちの景色（風景）を、どのように感じていますか。（１つのみ）

１　とても良い	４　あまり良くない
２　良い	５　良くない
３　普通	

問５　大田区の景色（風景）を良くするために、大切だと思うものは何ですか。（いくつでも）

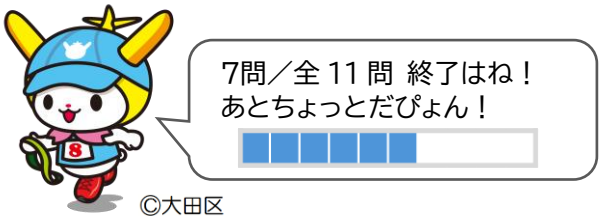
１　川や木、花などの自然	６　まちに合った公園や道、学校などのデザイン
２　歴史のある神社・お寺など	７　まちに合った家やお店などのデザイン
３　まちの特徴をいかす	８　看板や広告の色や大きさのルール
４　羽田空港周辺のまちなみ	９　景色（風景）に関する学習
５　デジタル技術の活用 （プロジェクションマッピングなど）	10　その他（　　）

問６　どのくらい公園に行きますか。（１つのみ）

１　ほぼ毎日	４　１か月に１～２日
２　１週間に３～４日	５　ほとんど行かない
３　１週間に１～２日	

問７　これからの図書館に期待する機能・サービスをすべて選んでください。（いくつでも）

１　電子書籍貸出サービス	８　中高生向け図書やイベントの充実
２　デジタル化された地域資料等の閲覧	９　地域コミュニティ参加のきっかけとなる イベント・講座等
３　音楽・音声情報配信サービス	10　大田区への理解を深めるコーナー
４　館内の座席を予約できるシステムの拡大	11　国際都市らしい蔵書・資料構成
５　憩い・くつろぐためのスペース	12　その他（　　）
６　児童室やキッズスペースの充実	
７　個人やグループ学習スペース	



©大田区

問８　（自宅を含めて）あなたには、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所はありますか。（１つのみ）

１　ある　⇒ **問８－１へ**	２　ない　⇒ **問９へ**

【問８で「１　ある」と回答した方に伺います。】

問 ８－１　あなたが、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所は次のうちどこですか。（いくつでも）

１　自分の家
２　親せき・友人・近所の知り合いの家
３　学校（校内の図書室、部活・クラブ・サークルなど）
４　区の施設（公園、放課後ひろば、放課後こども教室、児童館、中高生ひろば、フラットおおた、図書館など）
５　習いごと、塾・予備校
６　お店・商業施設（ショッピングモール、カフェなど）
７　ネット・オンラインのコミュニティ、ゲーム
８　その他（　　）

問９　自分とはちがう文化や考えをもつ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思いますか。（１つのみ）

１　そう思う	４　どちらかといえば、そう思わない
２　どちらかといえば、そう思う	５　そう思わない
３　どちらともいえない	

問10 以下の項目について、あてはまるものをそれぞれ選んでください。（それぞれ１つのみ）

項目	できている	まあまあできている	あまりできていない	できていない
（１）運動	１	２	３	４
（２）食事	１	２	３	４
（３）睡眠	１	２	３	４

問11 障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思いますか。（１つのみ）

１　そう思う	４　どちらかといえば、そう思わない
２　どちらかといえば、そう思う	５　そう思わない
３　どちらともいえない	

あなたご自身について

Ｆ１　あなたの性別を教えてください。（１つのみ）

１　男性	２　女性	３　その他

Ｆ２　あなたの学年を教えてください。（１つのみ）

１　小学４年生	４　中学１年生	７　高校１年生
２　小学５年生	５　中学２年生	８　高校２年生
３　小学６年生	６　中学３年生	９　高校３年生
		10 高校生世代

Ｆ３　あなたの国籍を教えてください。（１つのみ）

１　日本国籍	２　それ以外（国籍名：　　）

Ｆ４　あなたのお住まい（管轄特別出張所）を教えてください。（１つのみ）

１　大森東	４　馬込	７　嶺町	10 久が原	13 六郷	16 蒲田東
２　大森西	５　池上	８　田園調布	11 雪谷	14 矢口	17 糀谷
３　入新井	６　新井宿	９　鵜の木	12 千束	15 蒲田西	18 羽田

調査は以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。



©大田区

大田区世論調査　調査票⑥

【スマートフォン・パソコンから回答する場合】

以下の「申請者ＩＤ」と「パスワード」を入力して
ログインしてください。**（英数字はすべて半角）**

インターネット回答専用　ＩＤ・パスワード	
申請者ＩＤ	アール ハチ ク ミ ン キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ R8 くみん 99999
パスワード	オー ティー エイ ケイ キュウ キュウ キュウ キュウ キュウ otak99999

ＬＩＮＥから回答する方はこちらから

①大田区 LINE を友だち追加　②アンケートフォームから回答

※詳細は同封の「ご記入にあたってのお願い」をご確認ください。
※インターネットからご回答いただいた場合は、紙の調査票を返送いただく必要はありません。

下記の項目について、あてはまる番号に○または【回答欄】に番号を記入してください。

問１　あなたは子育てに関して孤独や孤立を感じていますか。（１つのみ）

１　強く感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	

問２　あなたは子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所はありますか。（１つのみ）

１　ある	２　ない

問３　地域に見守られてこどもが成長していると感じていますか。（１つのみ）

１　強く感じている	４　あまり感じていない
２　やや感じている	５　感じていない
３　どちらともいえない	

問４　あなたは、これからも大田区に住みたいと思いますか。（１つのみ）

１　ずっと住み続けたい ２　当分は住み続けたい	**問４－１へ**	３　できれば大田区外へ移りたい ４　大田区外へ移りたい	**問４－２へ**
		５　わからない	⇒ **F1へ**

【問４で「１　ずっと住み続けたい」「２　当分は住み続けたい」と回答した方に伺います。】

問４－１　そのように思った理由は何ですか。（上位３つを選択）

【回答欄】　１位 [　　]　２位 [　　]　３位 [　　]

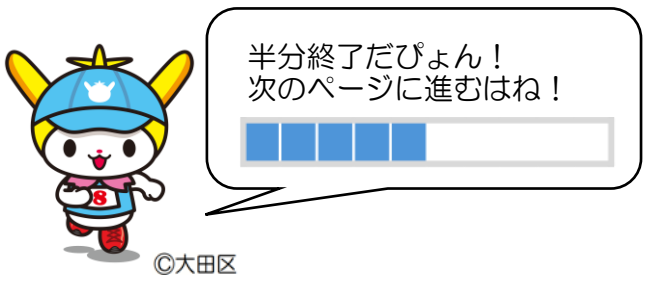
1	地縁があるから（出身地である・家族が近くに住んでいる）
2	買い物の利便性が高いから（商店街や個店が充実している）
3	交通のアクセスが良いから（通勤・通学・日常生活での移動に便利）
4	都心よりも家賃が安いから
5	治安が良いから（防犯対策を含む）
6	防災対策に満足しているから
7	周辺の自然環境が良いから（水辺空間や緑、公園・遊び場など）
8	子育て環境に満足しているから（教育環境含む）
9	地域とのつながり・近所付き合いなどが良好だから
10	地域の文化・芸術や歴史に触れる機会が充実しているから
11	その他（　　）

【問４で「3　できれば大田区外へ移りたい」「４　大田区外へ移りたい」と回答した方に伺います。】

問４－２　そのように思った理由は何ですか。（上位３つを選択）

【回答欄】　１位 [　　]　２位 [　　]　３位 [　　]

1	家族や親族が離れて住んでいるから（実家や出身地に戻りたい場合も含む）
2	商店街や個店が少なく、買い物が不便だから
3	通勤・通学など、日常生活での移動が不便だから
4	住宅の価格や家賃が高いから
5	治安が良くないから
6	災害に不安があるから（地震や洪水など）
7	自然や公園が少ないから
8	子育てや教育の環境が良くないから
9	地域のつながりや近所付き合いが合わないから
10	その他（　　）



あなたご自身について

Ｆ１　あなたの性別を教えてください。（１つのみ）

１　男性	２　女性	３　その他

Ｆ２　あなたの年齢を教えてください。（１つのみ）

１　18～19 歳	６　50～59 歳
２　20～29 歳	７　60～64 歳
３　30～34 歳	８　65～69 歳
４　35～39 歳	９　70～74 歳
５　40～49 歳	10 75 歳以上

Ｆ３　あなたの国籍を教えてください。（１つのみ）

１　日本国籍	２　それ以外（国籍名：　　）

Ｆ４　あなたのお住まい（管轄特別出張所）を教えてください。（１つのみ）

１　大森東	４　馬込	７　嶺町	10　久が原	13　六郷	16　蒲田東
２　大森西	５　池上	８　田園調布	11　雪谷	14　矢口	17　糀谷
３　入新井	６　新井宿	９　鵜の木	12　千束	15　蒲田西	18　羽田

Ｆ５　あなたのお住まいの種類は次のどれにあたりますか。（１つのみ）

１　持ち家（一戸建て）	４　賃貸住宅（集合住宅）
２　持ち家（集合住宅）	５　寮・社宅・宿舎
３　賃貸住宅（一戸建て）	６　その他（　　）

Ｆ６　あなたのご職業を教えてください。（１つのみ）

項目	選択肢	
自営業	１　商工サービス業 ２　農林水産業 ３　自由業	
勤め人／パート・アルバイト含む	４　管理職 ５　専門技術職 ６　事務職 ７　労務職・サービス業	**Ｆ６－１へ**
その他	８　学生	
	９　主婦・主夫 10　その他（高齢者含む）	**Ｆ７へ**

【Ｆ６で「１　商工サービス業」「２　農林水産業」「３　自由業」「４　管理職」「５　専門技術職」「６　事務職」「７　労務職・サービス業」「８　学生」と回答した方に伺います。】

Ｆ６－１　あなたの主な通勤・通学先を教えてください。（１つのみ）

１　大田区内（自宅）	５　それ以外の東京都内
２　大田区内（自宅以外）	６　神奈川県内
３　品川・目黒・新宿・渋谷区内	７　それ以外（　　）
４　千代田・中央・港区内	

Ｆ７　配偶者はいらっしゃいますか。（１つのみ）

１　いる（同居・別居含む）　⇒　**Ｆ７－１へ**

２　いない（離婚・死別）
３　いない（未婚）　　**Ｆ８へ**

【Ｆ７で「１　いる（同居・別居含む）」と回答した方に伺います。】

Ｆ７－１　共働きをしていますか。（１つのみ）

１　している	２　していない

Ｆ８　お子さんとあなたとの続柄を教えてください。※お子さんから見た関係性（１つのみ）

１　父親	４　祖母
２　母親	５　その他（　　）
３　祖父	

Ｆ９　お子さんは何人いらっしゃいますか。（１つのみ）

１　一人	４　四人
２　二人	５　五人以上
３　三人	

Ｆ10　お子さんの性別を教えてください。※人数を記入してください。

１　男子（　　）人　　２　女子（　　）人　　３　その他（　　）人

Ｆ11　現在、お子さんと一緒に住んでいる方すべてに○をつけてください。（複数選択可）

１　父親	４　祖母
２　母親	５　その他の親族
３　祖父	６　親族以外の同居者

調査は以上で終了です。ご協力誠にありがとうございました。



©大田区

総務財政委員会 令和８年 10 月 16 日
企画経営部　資料３番
所管　広聴広報課

令和８年度 区民と区長との懇談会について

１　概要

地域社会の未来を担う若者と区長が懇談することにより、区政や地域社会への理解・関心を深めてもらうと同時に、「区民の声」を今後の区政運営に役立てる。

２　目的

（１）若者が区に対する期待や意見を区長へ直接伝える機会をつくり、将来の区政参画意識の向上につなげる。
（２）若者目線を踏まえた政策提案を促進し、具体的な政策実現を目指す。
（３）区内の若者同士が相互に交流し、地域社会の課題や可能性を共有する。

３　内容

（１）開催日時
令和８年 11 月９日（月）
15 時 30 分～16 時　生徒会による学校案内
16 時～18 時　　懇談会

（２）開催場所
東京都立雪谷高等学校

（３）対象
東京都立雪谷高等学校２年生　16 名（予定）

（４）懇談会テーマ
「安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまちづくりを目指して」
～防犯・防災への取り組み～

（５）懇談の方法
自助・共助・公助それぞれの取り組みについて、学生に予め案を考えてそれを持ち寄り、グループ討議で案を一つにまとめる。その内容をもとに区長と懇談を行う。グループ内では、進行役・意見まとめ役・書記・タイムキーパーの役割を事前に決めてもらい、それぞれの役割のもとで討議を進行する。

総務財政委員会 令和８年 10 月 16 日
企画経営部　資料４番
所管　施設整備課

「大田区公共施設等総合管理計画」に基づく取組事業について

区は、「大田区公共施設等総合管理計画」（令和４年３月改訂）に基づき、長期的視点をもって公共施設等の更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の適正配置の実現に向けた取組を進めている。

このたび、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づく取組事業がまとまったので報告する。

＜添付資料＞

別紙

「令和８年度～12 年度　大田区公共施設等総合管理計画に基づく取組事業」

参考資料

「大田区公共施設等総合管理計画（令和４年度～令和 23 年度）に基づく適正配置方針（施設別）

別紙

«凡例»

令和８年度～12 年度

大田区公共施設等総合管理計画に基づく取組事業

A	事業名	（仮称）都区合同庁舎の新築					
B	主な取組内容	旧・大田都税事務所の場所に（仮称）都区合同庁舎として、都税事務所と蒲田西特別出張所を中心とした複合施設を整備します。新たに、（仮称）蒲田西地区高齢者支援施設を整備することにより、高齢者の地域包括ケアの深化・推進に取り組みます。（東京都による設計・施工）					
C	複合化する施設機能	都税事務所、特別出張所、地域包括支援センター、シニアステーション、シルバー人材センター、社会福祉協議会（いきいきしごとステーション含む）					
D	適正配置方針（施設別）の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化				
		老人いこいの家 シニアステーション ①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、 シニアステーションの適正配置				
		高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化				
E	年度（令和８～令和 12 年度）		8	9	10	11	12
	新築（解体を含む）		→				

A　事業名
施設名称と工事の種類を記載しています。

B　主な取組内容
各事業における取組内容を記載しています。

C　複合化する施設機能
複合化・多機能化等を行う場合は、施設機能を記載しています。

D　適正配置方針（施設別）の該当
「大田区公共施設等総合管理計画」で定めた「適正配置方針（施設別）」に記載がある場合は、該当する施設種別と番号と概略を記載しています。

E　事業の工程
令和８年度から５年間で取組む項目と工程を記載しています。

令和８年度～12 年度
大田区公共施設等総合管理計画に基づく取組事業

1　複合施設関連

事業名	（仮称）都区合同庁舎の新築	
主な取組内容	旧・大田都税事務所の場所に（仮称）都区合同庁舎として、都税事務所と蒲田西特別出張所を中心とした複合施設を整備します。新たに、（仮称）蒲田西地区高齢者支援施設を整備することにより、高齢者の地域包括ケアの深化・推進に取り組みます。（東京都による設計・施工）	
複合化する施設機能	都税事務所、特別出張所、地域包括支援センター、シニアステーション、シルバー人材センター、社会福祉協議会（いきいきしごとステーション含む）	
適正配置方針（施設別）の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化
	老人いこいの家 シニアステーション①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、 シニアステーションの適正配置
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化

年度（令和８～令和 12 年度）	8	9	10	11	12
新築（解体を含む）	→				

事業名	（仮称）西蒲田七丁目複合施設の新築	
主な取組内容	多世代の方が多く集う地域の活性化拠点を整備することにより、区民の利便性の向上を目指します。	
複合化する施設機能	地域活動拠点、若者サポートセンター、生活再建・就労サポートセンター、ひきこもり支援室、保育室	
適正配置方針（施設別）の該当	その他集会施設①	施設の統合（移転）
	保育園②	保育サービスの充実

年度（令和８～令和 12 年度）	8	9	10	11	12
新築	→				

事業名	大森西二丁目複合施設の新築	
主な取組内容	機能更新時期を迎えた大森西地区の公共施設の更新や、区民活動支援施設大森（こらぼ大森）の暫定利用期間終了を受け、周辺の公共施設の集約・複合化を区民活動支援施設大森（こらぼ大森）の敷地を中心に行い、多世代の方が多く集う地域の活性化拠点を整備することにより、区民の利便性の向上を目指します。	
複合化する施設機能	特別出張所、区民センター、区民活動支援施設、地域包括支援センター、シニアステーション、大田福祉作業所分場、シルバー人材センター、保育園、子ども交流センター（中高生の居場所含む）、こども発達センターわかばの家分館、地区備蓄倉庫	
適正配置方針（施設別）の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化
	区民センター・文化センター①②③	施設のあり方検討、利用状況に応じた機能転換、複合化の推進
	老人いこいの家 シニアステーション①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置
	児童館等④	中高生の居場所づくり
	保育園①	18 園の拠点園を中心に保育園の拠点機能の強化
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化

年度（令和８～令和 12 年度）	8	9	10	11	12
新築Ⅱ期（解体を含む）	→	→	→	→	→

事業名	入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設の改築	
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。	
複合化する施設機能	小学校、放課後ひろば、特別出張所（一部機能）、地域包括支援センター、シニアステーション、子育て支援施設、つばさ教室、区民活動施設、男女共同参画支援施設、地区備蓄倉庫	
適正配置方針（施設別）の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化
	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施
	つばさ教室①	利用しやすい施設配置
	老人いこいの家 シニアステーション①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化
	大規模ホール等②	ニーズに合った機能の更新・見直し

年度（令和８～令和 12 年度）	8	9	10	11	12
改築Ⅱ期（外構・校庭整地・解体を含む）	→				

事業名	赤松小学校及び北千束二丁目複合施設の改築	
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。	
複合化する施設機能	小学校、放課後ひろば、特別出張所、地域包括支援センター、シニアステーション、地区備蓄倉庫	
適正配置方針（施設別）の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化
	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施
	老人いこいの家 シニアステーション①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化

年度（令和８～令和 12 年度）	８	９	10	11	12
改築Ⅱ期（解体を含む）	→				
外構・校庭整地（解体を含む）	→	→			

事業名	東調布第三小学校及び（仮称）南久が原二丁目複合施設の改築					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。					
複合化する施設機能	小学校、放課後ひろば、地域包括支援センター、シニアステーション					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施				
	老人いこいの家 シニアステーション①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置				
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施				
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化				
年度（令和８～令和 12 年度）		8	9	10	11	12
改築Ⅱ期（解体を含む）		→	→			
外構・校庭整地（解体を含む）			→	→	→	

事業名	東調布中学校及び複合施設の改築					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。					
複合化する施設機能	中学校、図書館、地区備蓄倉庫					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②③	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化				
	図書館②	施設相互の相乗効果・付加価値の創出を目的とした複合化				
年度（令和８～令和 12 年度）		8	9	10	11	12
改築Ⅰ期（解体・仮設含む）		→	→			
改築Ⅱ期（解体を含む）				→	→	→

事業名	**馬込第三小学校及び複合施設の改築**					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。					
複合化する施設機能	小学校、放課後ひろば、地域資料展示室、地域集会室					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施				
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施				
	博物館・記念館①	区民還元や観光資源としての価値向上による回遊性向上				
年度（令和８～令和 12 年度）		8	9	10	11	12
改築（解体を含む）		→	→	→	→	
外構・校庭整地（解体を含む）						→

事業名	**東糀谷保育園及びうめのき園（分場含む）改築**				
主な取組内容	東糀谷六丁目団地（都営アパート）改築に伴い保育園及び障がい者福祉施設機能を合築し、安全・安心を確保するとともに、良好な環境づくり整備を進めます。（東京都による設計・施工）				
適正配置方針（施設別）の該当	保育園②	保育サービスの充実			
	障がい者福祉施設①	限られた資源の有効活用			
年度（令和８～令和 12 年度）	8	9	10	11	12
実施設計	→				
改築		→	→	→	→

事業名	（仮称）上池台二丁目複合施設の改築	
主な取組内容	既存施設の老朽化に伴い、洗足区民センター及び上池台児童館を建替え、新たにシニアステーションを加えた複合施設を一体で新設します。	
複合化する施設機能	区民センター、シニアステーション、キッズな、児童館	
適正配置方針（施設別）の該当	区民センター・文化センター①②③④	施設のあり方検討、利用状況に応じた機能転換、複合化の推進
	老人いこいの家 シニアステーション②	シニアステーションの適正配置
	児童館等①③④	地域子育て支援拠点の整備、放課後ひろば事業の実施、中高生の居場所づくり

年度（令和８～令和 12 年度）	８	９	10	11	12
実施設計	→	→			
改築（解体を含む）		→	→	→	→-

２　長寿命化改修

事業名	（仮称）大森北四丁目区民支援施設の改修
主な取組内容	大森北四丁目複合施設に移転した旧男女平等推進センターの次期活用策として、（仮称）大森北四丁目区民支援施設を整備し、包括的な支援に向けた重層的支援体制の強化及び区内他施設の集約を図ることにより、区民の利便性の向上を目指します。
複合化する施設機能	若者サポートセンター、生活再建・就労サポートセンター、ひきこもり支援室、交通事故相談所、更生保護サポートセンター

年度（令和８～令和 12 年度）	８	９	10	11	12
大規模改修（長寿命化）	→	→			

事業名	南六郷くすのき園の改修					
主な取組内容	くすのき園及び南六郷福祉園はしゅん工から 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。計画的に改修工事を行うことにより、施設を利用する区民等に安全な環境を提供するとともに、施設の機能の強化を目指します。					
適正配置方針（施設別）の該当	障がい者福祉施設①	限られた資源の有効活用				
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
大規模改修（長寿命化）		→	→			

事業名	大田区社会福祉センターの改修					
主な取組内容	大田区社会福祉センターは、平成３年に建設し、しゅん工から 30 年以上が経過し、建物全体の老朽化が進んでいます。計画的に改修工事を行うことにより、施設を利用する区民等に安全な環境を提供することを目指します。					
複合化する施設機能	社会福祉協議会、キッズな、鉄道・都市づくり部、資源環境部、福祉分野の新たな行政需要、学習支援事業など					
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
基本設計・実施設計		→	→			
大規模改修（長寿命化）			→	→		

事業名	調布清掃事業庁舎の改修					
主な取組内容	調布清掃事業庁舎はしゅん工から 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。計画的に改修工事を行うことにより、施設を利用する区民等に安全な環境を提供することを目指します。					
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
実施設計		→				
大規模改修（長寿命化）			→	→	→	→

3　児童施設

事業名	（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの新築					
主な取組内容	こどもと家庭の支援体制を強化し、地域のこどもを健やかに守り育てるために（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター整備に向けた取り組みを進めます。					
適正配置方針（施設別）の該当	（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター①	開設に向けた取り組みの推進				
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
新築		→				

4　学校跡地活用

事業名	学びの多様化学校等の新築 （仮称）みらい学園及び（仮称）不登校対策支援センターの新築					
主な取組内容	一人ひとりの個性や多様な学び方を尊重し、特色ある教育活動を具現化する施設の整備に向けた取り組みを進めます。併せて、不登校施策のセンター的・パイロット的機能の役割を果たすため、「教育機能（学校）」に加え「相談機能（（仮称）不登校対策支援センター）」の整備を進めます。					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校⑧	不登校児童・生徒の支援施設として、自ら生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とのつながり、自立をするための資質・能力を身に付けることができる学びの多様化学校の開校に向けた整備				
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
実施設計		→				
新築（解体・外構・校庭整地を含む）			→	→	→	→

5　学校施設

事業名	大森第五小学校の改築	
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。	
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施

年度（令和８～令和 12 年度）	８	９	10	11	12
基本設計・実施設計	→	→	→		
改築（解体・仮設・外構等を含む）			→	→	→

事業名	入新井第二小学校の改築	
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。	
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施

年度（令和８～令和 12 年度）	８	９	10	11	12
改築Ⅰ期	→				
改築Ⅱ期（解体を含む）	→	→	→		
外構・校庭整地（解体を含む）				→	→

事業名	田園調布小学校の改築					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施				
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施				
年度（令和８～令和 12 年度）		8	9	10	11	12
改築Ⅰ期（解体含む）		→	→			
改築Ⅱ期（解体・外構・校庭整地を含む）			→	→	→	→

事業名	雪谷小学校の改築					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施				
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施				
年度（令和８～令和 12 年度）		8	9	10	11	12
基本設計・実施設計		→	→			
改築（解体・仮設を含む）			→	→	→	→

事業名	矢口西小学校の改築					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施				
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施				
年度（令和８～令和 12 年度）		8	9	10	11	12
改築（解体・仮設を含む）		→	→	→	→	
外構・校庭整地（解体を含む）					→	→

事業名	石川台中学校の改築					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備				
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
基本設計・実施設計		→				
改築Ⅰ期（解体・仮設を含む）		→	→	→		
改築Ⅱ期（解体を含む）					→	→

事業名	糀谷中学校の改築					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎の改築及び体育館の長寿命化改修を行い、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備				
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
基本設計・実施設計		→	→	→		
改築（解体・外構を含む）				→	→	→

事業名	安方中学校の改築					
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。					
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備				
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
改築Ⅰ期（解体を含む）		→				
改築 II 期(解体を含む)			→	→		
外構・校庭整地					→	

6　公民連携事業

事業名	旧羽田旭小学校敷地活用事業					
主な取組内容	製造業の操業環境の確保、区民サービス及び防災機能の向上に向け、産業支援施設の整備及び機能更新を基本としたコミュニティセンター羽田旭の改築を進めます。（事業契約者による設計・施工）					
適正配置方針（施設別）の該当	その他集会施設①	施設の機能転換・統合の検討				
	産業支援施設②	民設民営による施設整備				
年度（令和８～令和 12 年度）		８	９	10	11	12
（仮称）コミュニティセンター羽田旭　改築（取壊し・グラウンド整備を含む）		→	→			
産業支援施設　新築（解体を含む）		→	→			

大田区公共施設等総合管理計画（令和４年度～令和 23 年度）に基づく適正配置方針（施設別）

施設種別	方　針
特別出張所	①　施設の整備にあたり、標準機能（事務スペース、集会室、防災機能等）を定める。 ②　新たな地域力の推進拠点とするため、標準機能に加えて、原則として地域包括支援センターを複合化する。 ③　地域の状況や行政需要に応じた機能を施設相互の相乗効果や付加価値の創出を目的に複合化を図る。学校施設との複合化は、教育環境の充実を最優先に検討する。 ④　マイナンバー制度により、証明書等の交付方法が変わることが想定されることから、窓口機能を見直し、福祉機能等との連携強化を進める。
小学校・中学校	①　学校整備にあたっては、保有すべき標準機能（普通教室、特別教室、多目的室、職員室、体育館、プール、校庭等）の一定水準を確保するため、「大田区立学校諸室等仕様標準」及び「大田区立学校改築標準設計仕様書」に基づき整備する。 ②　標準機能に加え、各校の特色や敷地・周辺環境を踏まえて整備することで、学校教育活動の一層の向上を目指す。 ③　教育環境の充実を最優先に、地域の状況や行政需要に応じた機能を施設相互の相乗効果や付加価値の創出を目的に複合化し、新たな地域力の推進拠点とする。 ④　良好な学校環境を恒久的に維持するため、「大田区学校施設長寿命化計画」に基づき、一体改築、部分改築、長寿命化改修等の手法を活用し、財政の平準化を念頭に年２校の更新を推進する。 ⑤　少人数学級の導入等の新たな諸条件を踏まえ、児童生徒数の予測から必要学級数を検証し、学校の適正規模や配置について検討を行う。 ⑥　放課後の児童の居場所づくりとして、学童保育機能を児童館から小学校に移行し、放課後ひろば事業をすべての区立小学校で実施する。 ⑦　学校改築の工期短縮に向け、改築・長寿命化改修のための代替施設（他校の敷地利用・民間敷地利用・統合後の校舎活用等）や付帯施設（校庭・体育館・プール・給食調理施設等）の外部利用を検討する。また、代替施設を活用する学校は、徒歩圏内にある小中学校のみならず、スクールバスによる運用の可能性を他自治体の事例を踏まえて検討する。 ⑧　不登校児童・生徒の支援施設として、自らの生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とのつながり、自立するための資質・能力を身に付けることができる不登校特例校の開校を検討する。
つばさ教室	①　つばさ教室について、児童・生徒が利用しやすい施設配置に取り組む。
区民センター 文化センター	①　区民センター及び文化センターについて、機能、配置、名称の統合を含めて施設のあり方を検討する。 ②　区民センター及び文化センターのあり方を検討する中で、文化センターの機能や予約方法、社会教育関係団体等の優先利用や利用料減免措置等を併せて検討する。 ③　施設相互の相乗効果や付加価値の創出を目的に複合化を図る。 ④　区民センター高齢者施設（ゆうゆうくらぶ）は、老人いこいの家と一体的に機能と配置の見直しを検討していく。

施設種別	方　針
老人いこいの家 シニアステーション	①　老人いこいの家はあり方を検討し、新たな機能をもった高齢者施設（シニアステーション）として、地域包括支援センターとの一体的な運営を進めていく。 ②　シニアステーションは、18 日常生活圏域（18 特別出張所管区域）ごとに最低１か所以上の設置を進めていく。 ③　シニアステーションは、介護予防・フレイル予防や多世代利用、居場所機能を軸に、既存施設が持つ機能や今後の高齢施策を踏まえ、新たな機能を付与した施設として検討を進める。 ④　シニアステーションは、介護予防・フレイル予防や多世代利用、居場所機能を軸に、既存施設が持つ機能や今後の高齢施策を踏まえ、新たな機能を付与した施設として検討を進める。
児童館等	①　子ども・子育て支援新制度を踏まえた、きめ細やかな利用者支援事業を中心とした、地域子育て支援拠点として再整備する。 ②　地域子育て支援拠点施設の配置は、放課後ひろばの状況を踏まえ、概ね中学校区に１施設として整備を進める。 ③　放課後児童の居場所づくりとして学童保育機能を小学校に移転し、放課後ひろば事業としてすべての区立小学校での実施を目指す。 ④　中高生世代における家庭や学校以外の第三の居場所として、大森・調布・蒲田の各地域に２か所ずつ、合計６か所の設置を目指す。
保育園	①　地域の保育水準の向上のため、各特別出張所管内に概ね１園程度、18 の区立拠点園を中心として、各地域において保育施設間の連携・交流を推進するなど、区立保育園の拠点機能強化を進める。 ②　拠点園以外の施設については、管理運営形態を見直し、順次民営化や委託等を進めつつ多様なニーズに応えられるよう、保育サービスの充実に向けた取り組みを進める。また、必要に応じて、運営事業者による改築を検討する。
（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター	①　子ども家庭支援センターの相談機能と児童相談所の機能とを併せ持つ、「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設に向けた取組みを進める。
産業支援施設	①　産業支援施設は、区内における持続可能な操業環境の確保を通じた、区内企業の事業拡充や区外企業の立地促進に向け、民設民営でのサービス提供を含めて、運営のあり方を検討する。 ②　統合後の校舎の跡地を活用した旧創業支援施設の敷地には、製造業における企業集積の拠点となる民設民営の産業支援施設を整備し、その効果検証を進める。
住宅施設	①　公営住宅等の長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減を目指すため、「大田区営住宅等長寿命化計画」に基づいた計画的な施設整備を実施する。

施設種別	方　針
高齢者福祉施設	①　特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターは、民営化を実施した施設の効果の検証及び課題の整理を踏まえ、財産管理の方法等、施設の特性を十分に考慮し、民営化を含めて、そのあり方を検討する。 ②　地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの拠点として、各地域の状況に応じ特別出張所等の公共施設内を中心とした設置を推進し、地域と福祉との有機的な連携を目指す。 ③　特別養護老人ホームのうち区立 3 施設は、民営化した旧区立 3 施設と連携し、入居者の負担や指定管理者への適切な支援を考慮した大規模修繕を進めていく。
障がい者福祉施設	①　施設更新時には「大田区立障害者福祉施設整備基本計画」及び「大田区立障害者福祉施設標準仕様」に基づき、土地・建物など限られた資源を有効活用し、障がい福祉サービスの質及び量を確保していく。
大規模ホール等	①　区の中心拠点である大森地域、蒲田地域に集積しており、他の自治体の同種の施設配置状況を参考にしながら、適切な機能分担を検討する。 ②　施設利用者の安全性に留意した施設の維持管理を進めながら、利用ニーズにあった機能の更新及び見直しを行う。
その他集会施設	①　利用率や周辺施設との機能の重複を考慮し、施設の機能転換、統合を含め検討する。
図書館	①　少子高齢化による利用者層の変化やインターネットの普及によるライフスタイルの変化など、時代に即した運営が求められている状況を踏まえ、適切な施設の規模・配置について検討を行う。 ②　施設相互の相乗効果や付加価値の創出を目的に複合化を検討する。 ③　これまでの中央図書館の役割に加え、図書館の特性や先端技術を活かした、これからの時代に期待される役割を担う中央図書館の整備を検討する。
スポーツ施設	①　施設が大森、蒲田地域に偏在しているため、調布地域の区民が利用しやすい施設の整備に取り組む。また、区内の人口分布や推計及び施設の配置状況、周辺施設の機能等を総合的に判断し、整備を進める。 ②　子どもから高齢者まで、幅広い世代が武道に親しむことができる環境の整備に向けて、武道場のあり方を検討する。
自転車等駐車場	①　まちづくりに関する各方針との整合性を図り、各駅の将来需要予測に基づく自転車等駐車場の適正量の整備を推進する。
博物館・記念館	①　教育的な効果も含め立地場所や展示内容の検討を行うことで、区民還元や観光資源としての価値向上を図り、各地区の回遊性向上を目指す。
道路	①　日々の道路パトロールや路面下空洞調査等の実施による計画的な維持管理・更新を行い、予防保全型管理を図る。 ②　道路標識、街路灯等の道路付属物について、落下や倒壊の防止策を施す。 ③　剪定や補植等により、適切な街路樹の維持管理を推進する。 ④　「大田区無電柱化基本方針」、「大田区無電柱化推進計画」に基づき、道路の無電柱化を進める。

施設種別	方　針
橋梁	①　「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。 ②　「橋梁耐震整備計画」に基づき、架替え整備を実施する。 ③　「橋梁耐震整備計画」に基づき、耐震補強整備を実施する。
公園	①　利用者の安全性の確保、ライフサイクルコストの縮減を前提に、各種計画等を基にした予防保全型管理や、日常点検等を基にした事後保全型管理による適正な維持管理を行う。 ②　大規模公園の施設老朽化への対応とともに、新たな魅力づくりを進めるための施設維持修繕や機能更新を進める。 ③　老朽化や地域からの要請にこたえるための公園のリニューアル整備の機会を捉え、多様な世代の人が利用しやすく「地域の庭・広場」として地域に親しまれ、区民に愛される魅力ある公園づくりを進める。 ④　地域に身近な小規模公園の利用実態を踏まえて、地域の庭・広場として地域活動を支え、地域住民の公園へのニーズの多様化に対応していくための、公園の機能更新や機能配置、再編等の見直しを行うとともに、地域団体による維持管理や利活用を進める。 ⑤　PPP など民間活力導入も視野に入れながら、既存施設のさらなる有効活用や、より魅力的な公園づくりを目指す。 ⑥　公園利用者の安心安全性を高めていくために、公園内の樹木やがけ地の適正な維持管理に努める。
未利用地等	①　区民共有の財産である未利用地等について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、資産経営の視点に立って、着実に未利用地等の有効活用を推進していく。

総務財政委員会
令和８年 10 月 16 日
総務部　資料１番
所管　　総務課

ふるさと納税に関する取り組みについて

１　現状

ふるさと納税制度による特別区民税の減収は、令和８年度に約 71 億円、累計で 400 億円を超え、区民サービスの安定的な供給にも影響を及ぼす財政課題として、区の行政運営上、看過できない状況にある。

区は制度の趣旨を踏まえ、寄附拡大につなげるため、魅力ある取組やさまざまな資源を発信している。また、応援や共感の気持ちによる寄附を募るため返礼品提供の拡充を続けており、令和８年９月現在で 500 を超える品目数を掲載している。

返礼品のＰＲ機会増加のため、掲載するふるさと納税ポータルサイトの拡充をはじめ、現地決済型ふるさと納税や後納型ふるさと納税の導入等、寄附手法の拡充も図っている。

２　主な取組内容

・令和５年度　　区ホームページにおける特集ページ作成、区報特集号の発行、ふるさと納税返礼品プロジェクトチームの運営など
・令和６年９月　返礼品等提供事業者等の申請受付開始
　　ポータルサイトへの返礼品掲載を本格的に開始
・令和７年 11 月　現地決済型ふるさと納税「大田区はねぴょんギフト」運用開始
・令和８年７月　後納型ふるさと納税「あとふる®」運用開始

３　現在掲載中のポータルサイト

ふるさとチョイス(パートナーサイト含む)、楽天ふるさと納税、JAL ふるさと納税、ANA のふるさと納税、ふるなび、さとふる、Yahoo！ふるさと納税、Amazon ふるさと納税、JRE MALL ふるさと納税、東急ふるさとパレット、一休.com ふるさと納税、Yahoo！トラベルふるさと納税、まちのわふるさと納税

総務財政委員会 令和８年 10 月 16 日
総務部　資料２番
所管　人権・男女平等推進課

令和７年度　指定管理者のモニタリング結果について

１　対象施設

施設名	指定管理者	指定期間
男女平等推進センター	特定非営利活動法人 ジェンダー平等Ｌａｂｏｔａ	令和６年４月１日から 令和 11 年３月 31 日まで

２　設置目的

男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供するため。

３　モニタリング実施方法

（１）指定管理者によるセルフ(自己)モニタリング

（２）所管課による履行状況確認・評価

（３）公認会計士による財務審査

（４）社会保険労務士による労働条件審査

上記をもとに総合的な評価を行い、別紙「大田区指定管理者モニタリング結果（通常年度)」を作成した。

４　結果について

上記の審査等の内容を総合的に検証した結果、指定管理業務を適正に履行していると評価する。

【標準様式1-2】

大田区指定管理者モニタリング結果（通常年度）

評価対象年度	令和7年度
自己評価実施日	令和8年7月4日

1　施設概要

施 設 名	大田区立男女平等推進センター
所 在 地	大田区大森北4－6－7
指定管理者	名　称　特定非営利活動法人ジェンダー平等Labota
	代表者　理事長　岡　智子
	住　所　大田区大森北2-3-15第15下川ビル4階
指定期間	令和6年4月　～　令和11年3月
施設の設置目的	男女共同参画社会の実現に資するとともに、区民の自主的な活動の場を提供する。
施設の沿革	昭和52年、女性が安心して集える場所として「大田区立婦人会館」が設立。平成4年「大田区立おおた女性センター」と名称が変更され、建物の改修ののち、平成12年に大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」として開館。令和6年12月1日大森北四丁目複合施設「スマイル大森」5階、6階へ機能移転。
担当部課 （問合せ先）	総務部 人権・男女平等推進課
	電話　03（5744）1610　　FAX　03（5744）1556

2　業務履行状況確認

項目	確認内容	指定管理者自己評価	施設所管課所見（確認方法・頻度）	施設所管課評価
管　理	事業計画書及び事業実績報告書等は期日までに提出されているか、また報告の内容に不備はないか	事業計画書および事業実績報告書は期日までに適切に作成し提出している。	計画書や報告書等は、適切な内容で期日までに提出されている。	○
	各種業務日誌等が整備・保管されているか	毎日業務報告を作成し職員及び事業スタッフに配信し情報共有を行っている。記録は整理・保管している。	各種業務日誌等は整備され、適切に保管されている。職員間での情報共有もされており、利用者対応等で有効に機能していた。	○
	区と指定管理者との間で十分な連絡や調整がなされているか	月に一度の定例報告会の他、日常的に所管課への相談・連絡・報告を心がけ、必要に応じて訪問し調整を行っている。	月1回の定期報告をはじめ、日常的に相互に連絡を取り合い、必要に応じて双方が相手方へ赴くなど、連絡・調整が図られている。	○
職　員	必要な知識・経験をもった職員を配置しているか	区立施設の管理及び男女共同参画について専門的な知見と経験を持つ職員を7名以上配置している。	自己評価のとおりの配置が認められる。 責任者の配置について区の指示等に基づき適切になされており、体制強化に努めている。	○
	施設の設置目的を最大限発揮できるスタッフの配置になっているか（員数・シフト等）	・男女共同参画推進事業の実施と区民の交流の場としての目的を果たせるよう区民サービスと業務の効率化に留意し職員を配置している。 ・うぐいすネットの繁忙期や休日（土日祝日）、19時以降など利用者の動向に合わせ配置している。 ・ICTを活用した事業実施に伴い専門的な知識をもった職員、および休日（土日祝日）の男女共同参画推進事業が多くなっているため必要な人数の配置を行った。	自己評価のとおりの配置が認められる。 男女共同参画推進事業の効果的な実施、施設管理の両面に配慮し曜日や時間帯等の状況に応じた配置がなされており、施設の設置目的達成に向け寄与している。	○
	業務に必要な職員研修を実施し、資質の向上に努めているか	・毎月1回職員研修会議において施設管理・事業運営、各人が参加した研修の情報共有を行っている。また年2回の休館日を利用し全職員が一同に会し、男女共同参画推進事業および管理業務等に必要な研修を実施している。 ・職員それぞれが国や都、地方公共団体、民間団体等（全国女性会館協議会、DV防止支援団体等）などが主催している研修等に参加し、国の施策の動向を学ぶとともに、男女共同参画・ジェンダー平等に関する知見を深め資質の向上に努めている。	職員研修会議及び研修の内容等については、協定に基づき適正に実施されていることを年度報告書により確認した。外部機関が実施する研修への積極的な参加も認められ、職員の継続的な人材育成に努めている。 各職員の状況に応じて研修に参加しやすいよう、オンライン受講を効率的に取り入れる等の工夫が見られる。	○

【標準様式1-2】

項目	確認内容	指定管理者自己評価	施設所管課所見（確認方法・頻度）	施設所管課評価
	職員の服装及び接客態度は適切か	・身だしなみに配慮した服装（オフィスカジュアルに準じる）で従事している。また、本庁舎に準じてクールビズの期間を設けている。 ・接客態度についてはユニバーサル窓口サービスガイドラインを遵守し、公共施設として公平・公正な対応を行っている。	服装は親しみやすく清潔感があり、接客態度については、来館者や利用者への適切な対応がとられている。	○
運　営	施設、設備の公正な利用が確保されているか	うぐいすネットの室場・設備は公共施設利用システムに基づき公正に利用されている。研修室は男女共同参画推進事業の実施会場として利用。所管課と連携し、他の地方自治体の男女共同参画に資する事業でも利用されている。	公共施設利用システム（うぐいすネット）に関する事務は適正に行われており、利用者の公正な利用が図られている。	○
	自主事業（講座など）は計画どおり運営されているか	計画通りに実施している。	講座等の事業については、年間計画書および事業企画書に基づき区の承認により計画的に実施されている。また、計画に変更があった場合も事前に区と協議の上、適切に実施している。	○
	使用料等の会計管理は適切か	必ず複数人で点検する体制を作り、適切に管理している。	使用料の収入及び還付等に関する経理については、毎月の報告書により、適切な処理が行われていると認められる。	○
	施設の利用方法は分かりやすく説明されているか	・リーフレットを配布し、ホームページにも案内を掲載。 ・館内には目的に応じた案内表示を掲示している。職員は、初めて施設を利用するお客様にも分かりやすく説明ができるよう研修している。	リーフレットやホームページなどによる積極的な周知がなされており、実施事業への参加方法等分かりやすい説明が認められる。また、来館者に対しても、スムーズに利用できるよう目的や必要に応じて館内掲示を行うとともに、接遇視点での取組も行っている。	○
	施設の稼働率向上に向けた取組みは有効か	・定期的にご利用の団体やお客様だけでなく、新規に利用を希望するお客様にも、安全・安心に利用できるよう丁寧な説明を行っている。 ・展示コーナーの一部を「自習スペース」として開放。新たな利用者の獲得につながっている。	当施設は令和6年12月に新施設に移転したが、室場利用率については、令和6年度は旧施設にて約60%、新施設にて約50%の利用率であった。 令和7年度の利用率も約50%となっており、一定程度の利用を維持している。引き続き、男女共同参画を身近に感じられる企画や、魅力ある空間づくり、積極的な施設の周知を行うことで、新規の来館者を獲得し、施設の稼働率向上に繋げる。	○
	利用者等からのクレームに対し適切に対応しているか	お客様のクレームにはすぐに対応することを第一とし、真摯に耳を傾け、丁寧に対応するとともに、原因の究明、対策を協議している。また、所管課へ速やかに相談・報告している。	利用者からの苦情については、丁寧に対応したうえで、区へ速やかに報告・連絡がなされるなど、適切な対応が確認できている。加えて、職員間で共有し再発防止に努めている。	○
	専用ホームページは適切に管理運営されているか	タイムリーな情報発信を心掛け、管理者パスワードの定期的な変更など、セキュリティ対策に留意し適切に管理運営している。SNSを併用した情報発信を行っている。	適切に運営されている。	○
	施設の周辺地域との関係は良好か	・周辺地域の社会資源（ハローワーク、子ども家庭支援センター、入新井第一小学校、入新井特別出張所、大田区社会福祉協議会、フラットおおた）、町会など、地域の方々との信頼関係の構築に努めている。 ・複合施設内の事業者との会議を行い連携に努めている。	近隣住民に関わる苦情等の報告は特に受けていない。 地区の地域力推進会議への参加により、連携が図られている。 また、複合施設の連携会議に区と同席し、連絡・相談が綿密に行われ、複合施設内他施設及び所管課との積極的な連携に継続的に努めている。	○

【標準様式1-2】

項目		確認内容	指定管理者自己評価	施設所管課所見(確認方法・頻度)	施設所管課評価
情報管理		個人情報は適正に管理されているか	個人情報保護審議会で承認された内容に基づき適正な管理に努めている。	個人情報の適正な管理は、施設において確認している。また、研修による職員の意識向上や取組への徹底を図るなど、情報の保護に努めている。	○
		個人情報保護、法令遵守のため、マニュアルの整備や職員研修を実施しているか	個人情報保護方針を作成し、職員に対し定期的に研修を実施し周知徹底している。 また、職員採用時には「個人情報に関する誓約書」の提出を義務付け、個人情報の保護を徹底している。	適正に整備、実施している。	○
安全・危機管理		防犯・防災のマニュアルが整備されているか、またマニュアルの内容は職員に周知されているか	防犯・防災マニュアルを作成、訓練を実施し、職員に周知徹底を図っている。	マニュアルは適正に整備され、職員研修により、防犯・防災や緊急時に対応できるよう周知されている。	○
		緊急時の初動連絡体制の整備や避難誘導等の訓練を実施しているか	・電話およびSNSを利用した緊急連絡体制を整備している。 ・毎年2回、複合施設内の事業者と連携して緊急時の定期訓練および避難誘導等の訓練を実施している。	避難訓練の実施に加え、9月の職員研修の一環で非常時対応についてグループワークを行い、心構えと具体的行動を確認し、主体的に防災意識の向上と安全確保のための技術習得を図っている。 職員は救命救急の講習を受講し、救命技能認定証の交付を受けるなど、緊急時に対する体制を整備している。	○
		日常の防犯・防災管理体制は適切か	・イベント、講座開催時には災害時の対応について参加者に説明している。 ・館内の見回りなど日常の防犯・防災管理は適切に行っている。 館内6か所に録画機能付きの防犯カメラ、5階受付カウンターには、防犯スプレー、さすまたを設置している。	利用者への災害時対応を説明することで、施設全体での防災管理体制の構築を図っている。 必要な備品をそろえ対応しているほか、日常的な見回りを実施し、防犯・防災管理を徹底している。	○
		鍵の保管、施錠管理が適切になされているか	夜間見回り時のチェック表を作成し施錠を確認している。鍵の保管、施錠管理は適切に行っている。	鍵の保管及び管理について、適正であることが認められる。	○
施設管理	共通 建物 設備 備品	日常・定期点検が計画的に実施され、点検記録が適切に保管されているか(建物、設備、備品)	日常点検については巡回して実施。点検記録については、適切に記録・保管している。定期点検については全体管理者と連携している。	日々の日常点検で異常が発見された場合は、適宜報告を受けている。空調、消防設備等の定期点検については、新施設移転後は全体管理者が取りまとめを行っており、不備等があった場合は、指定管理者を通じて報告を受けている。	○
		修理・更新が必要な場合は原因を含めて速やかに報告しているか(建物、設備、備品)	速やかに報告・相談している。必要に応じて写真撮影や記録をとっている。	適切・迅速に報告されている。	○
		修繕等を適切におこなっているか(建物、設備、備品)	修繕内容について区と協議し複数社の見積をとり、適切に実施している。	区と協議の上、必要な修繕が行われている。	○
		業務の再委託は手順に沿って適切に行われているか(建物、設備)	年度協定書の仕様書に基づき実施している。	再委託は適切な手順によって行われ、契約書を保管している。	○
		省エネルギーの取組みは適切に実施されているか(建物、設備)	利用者の安全に配慮しつつ、省エネにつとめ適切に実施している。	利用者の安全を優先したうえで、館内表示のほか、必要に応じて利用者に直接協力を依頼するなど、省エネへの取り組みの徹底を図っている。	○
	設備管理	機器の取扱説明書等は整備・保管されているか	取扱説明書等はファイルし、定位置に保管している。	適切に整備・保管している。	○
	備品管理	機器の取扱説明書等は整備・保管されているか	取扱説明書等はファイルし、定位置に保管している。	適切に整備・保管している。	○
		備品台帳に基づき適切に整理整頓されているか	適切に行っている。	適切に整備・保管している。	○

【標準様式1-2】

項目	確認内容	指定管理者自己評価	施設所管課所見（確認方法・頻度）	施設所管課評価
清　掃	日常及び定期清掃が適切に実施され、施設、設備、備品は清潔に保たれているか	・中央管理室と密に連絡をとり、不具合があれば対応できるようにしている。 ・職員が日常の見回り時に施設内のゴミや汚れなどに適切に対応しており、清潔に保たれている。	日常及び定期清掃が実施され、衛生的な状態が保たれている。	○
	洗面所等の消耗品は常に補充されているか	職員が在庫管理を行ない補充を行っている。消耗品が不足しないよう心掛けている。	適切に管理されている。	○
	ごみの分別等、リサイクルの取組みは適切に実施されているか	職員全員がゴミの分別と減量化を常に意識し、リサイクルに取り組んでいる。	利用者のごみの持ち帰りを徹底するべく協力依頼するなど、ごみの減量化及び分別に努めている。	○
	施設周辺の美観は維持されているか	施設全体管理者の担当となった。	新施設移転後は、施設全体管理者が担当している。	－

評価基準　（きちんと履行している＝○、もう少し努力が必要＝△、履行されていない＝×）

3　指定管理者総合所見　（サービスの提供に関して工夫・改善した点、運営上の今後の課題等）

工夫・改善点
・令和7年度は新施設での運用2年目となり、利用方法についての問い合わせ等、丁寧に説明し、室場利用の促進、区民の交流の場としての機能向上に努めた。男女共同参画推進事業の実施においては、事業の内容に目的に沿った開催方法を選択し、さまざまな切り口で男女共同参画、ジェンダー平等社会実現に資する事業を企画・実施した。所管課への相談・連絡・報告を密に行い、利用者・講座参加者・職員の安全・安心が得られるよう尽力した。

〈施設管理〉
・施設の利用方法等、お客様からはさまざまな問い合わせがあり、ホームページや館内掲示などで案内、周知に努め、丁寧で分りやすい説明を心がけた。
・6階の廊下、更衣室の暑さ対策として、冷風扇をリースし日々のメンテナンス作業を職員間で連携して行い利用者の熱中症対策に努めた。
・施設全体で避難訓練を年2回共同開催し、防災に努めた。
・複合施設内において、入居施設間企画担当者会議、連携調整会議が月1回ずつ開催。参加し連携を図っている。
・複合施設全体のイベント（mori mori♠スマイルフェスタ）を各入居施設での実行委員会形式で開催した。
・展示コーナーの一部を自習スペースとして設営し、講座参加以外の多くの来館者に男女共同参画の情報を届ける機会を設けることができた。

〈男女共同参画推進事業〉
・事業会議を設置し、企画・運営・総括を毎月行っている。会議では事業の成果と効果を検証し、今後の課題や問題点を話し合い改善策を検討している。
・事業評価会議では、有識者をむかえ、「ジェンダー主流化を進めるための男女共同参画センターの役割」をテーマに次年度の事業計画にむけての研修会議を実施した。
・男女共同参画を推進する知見を深めるため、職員には積極的に研修機会（オンライン含む）を与え、資質の向上をめざした。
・申込・参加状況について統計を取り、今後の事業運営を検討するうえで参考となる情報収集に努めた。
・第8期男女共同参画推進プランの最終年度のため、5年間の実施事業について有識者からの講評を受け、第9期男女共同参画プランに向けての総括を行った。
・複合施設内での啓発機会や学校等への出前講座などのアウトリーチを行った。

今後の課題について
・施設の設備や備品のメンテナンスに努め、所管課に報告・相談を密に行い、優先順位を考慮し安全・安心な利用ができるよう修繕し、利用者へ説明・周知を行いご理解いただけるよう努めたい。
・ワーク・ライフ・バランス啓発推進を目的とした男性向け講座や女性の就労継続支援講座など、働く区民向けの学習事業は必然的に土日・祝日の開催となり担当者も通常勤務に加えて出勤となる。現在の施設への移転後は、土日の室場利用が多く、第1学習室のパーティション移動を伴うレイアウト変更や付帯備品の貸し出し作業等、臨機応変な対応を求められる業務が増えた。開館時間が長く、休館日は年3日間と限られていることから、職員のワーク・ライフ・バランスを考慮しマネジメントを行っているが、人材の確保は大きな課題ととらえている。
・うぐいすネットシステムの変更や、施設の仕様、利用方法など、お客様からの問い合わせが多く寄せられた。所管課に報告・相談しつつ利用者の立場に立って、わかりやすい表現でご理解いただけるよう努めたい。引き続き、区民の利用促進、及び区民活動の支援に努めたい。
・第9期男女共同参画推進プランには、SDGsの目標「№5ジェンダー平等の実現」が掲げられている。ジェンダーによる差別や偏見をなくすためには男性・女性という括りだけでなく、SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）を視野にいれた啓発活動が必要と捉えている。
・複合施設内でより一層の連携を図るとともに、出前講座・研修などのアウトリーチも拡大していきたい。

4 施設所管課総合所見 （施設運営の総合的な評価）

・施設の設置目的や役割を理解し、男女共同参画の推進に関する事業の実施及び施設の管理運営が行われている。
・大田区男女共同参画推進プランの趣旨を理解し、参加者アンケートで得られた満足度や意見等に基づく評価に加え、コスト面からの評価も自主的に実施するなど、事業の検証にも積極的に取り組んでいる。令和7年度は第8期プランの最終年度であったが、計画で定められた推進事業について、大森北四丁目複合施設への移転等を機に、他課との連携による講座の実施、講演会の参加者数の拡大など、計画以上の実績をあげている。
・所管課との連絡を密にし、適正な施設の管理・運営を継続できた。
・施設利用者数については、移転によりやや減少が見られるが、講演会・講座の参加者アンケートでは、男性参加者の割合が2割を超え、初めてセンターを利用した人の割合が5割を超える結果が得られ、新たな利用者層の掘り起こしにつながっているものと捉えている。
・感染症や熱中症に関する区の方針や防止対策について、館内掲示や声掛けなどを通じて安全対策に努めるなど、継続的に適切な施設運営を行ってきたものと評価できる。
・施設の設置目的達成に向けては、区と指定管理者とが協働し、それぞれの役割を明確にして責任を果たすことで質の向上を図る。

5 財務状況に関する施設所管課所見

公認会計士による審査の結果、財務状況は「良好」であるとの結果であった。
そのため、財務面からは安定的に継続して当該施設の管理運営を適正に代行できる状況にあると判断する。

6 労働環境に関する施設所管課所見

社会保険労務士が行った規程類・帳簿等に関する書類審査及び現地訪問による審査の結果、「軽微な法違反は認められたが、労働条件、書類等の管理については、良好である」との結果であった。
指摘内容については、週40時間を超える時間外労働についての若干の割増料金の支払漏れ、雇用契約書に「就業場所及び従事すべき業務の変更の範囲」の記載がなかった等であり、既に指定管理者自ら改善を進めているが、所管課として是正状況について適宜確認を行っていく。

「おおたスマート行政ステーション京浜蒲田（スマかま）」の業務開始について

総務財政委員会
令和８年10月16日
区民部　資料１番
所管　戸籍住民課

１ 背景と目的

- ✓ 就労や育児等により時間の確保が難しい方、最も転入の多い20代前半の方、行政手続きをなるべくスマホやPCで済ませたい方がターゲット
- ✓ 窓口サービス向上に向けた様々な取組の実証フィールドとして活用
- ✓ 駅ナカ×デジタルで、「書かない」「待たない」新しい窓口サービスを実現

２ 業務概要

施設名称	おおたスマート行政ステーション京浜蒲田 （略称　スマかま）
立地	京急蒲田駅構内（２階）
開設日	令和８年10月13日（火）
受付時間	平日＝11:00～19:00 土日＝9:00～17:00 ※第三土曜日とその翌日の日曜日、祝日（振替休日を含む）、年末年始、機器・システムメンテナンス日を除く
対応業務	転入、転出、転居、世帯変更の届出 それらに伴うマイナンバーカードの更新処理
業務体制	職員数名及び委託スタッフ
その他	住民票等各種証明書の発行については、フロア内証明書交付機及び近隣のコンビニエンスストアを案内 ※令和８年９月より交付機の証明書発行手数料を250円→150円に引き下げ

３　サービスの特色

	従来拠点 	スマかま 
移動	駅から遠い場合あり	**駅直結**
申請書記載	住所・氏名等を記入	**自動転記または事前申請書作成で「書かない」**
待ち時間	受付待ち（約5分） 入力完了待ち（約20分） カード更新手続待ち（約10分） がそれぞれ発生	**事前予約で来訪時間を指定 マイナカード更新、交付が必要な書類のお渡しは後日で「待たない」**
営業時間	平日日中が中心	**平日19時まで／土日も対応**

４　今後の展望

【令和８～11年度】

- ✓ デジタルを有効活用し、「書かない」「待たない」窓口として安定稼働を図る
- ✓ アンケート評価・来庁者数等による効果検証でサービスのあり方検討

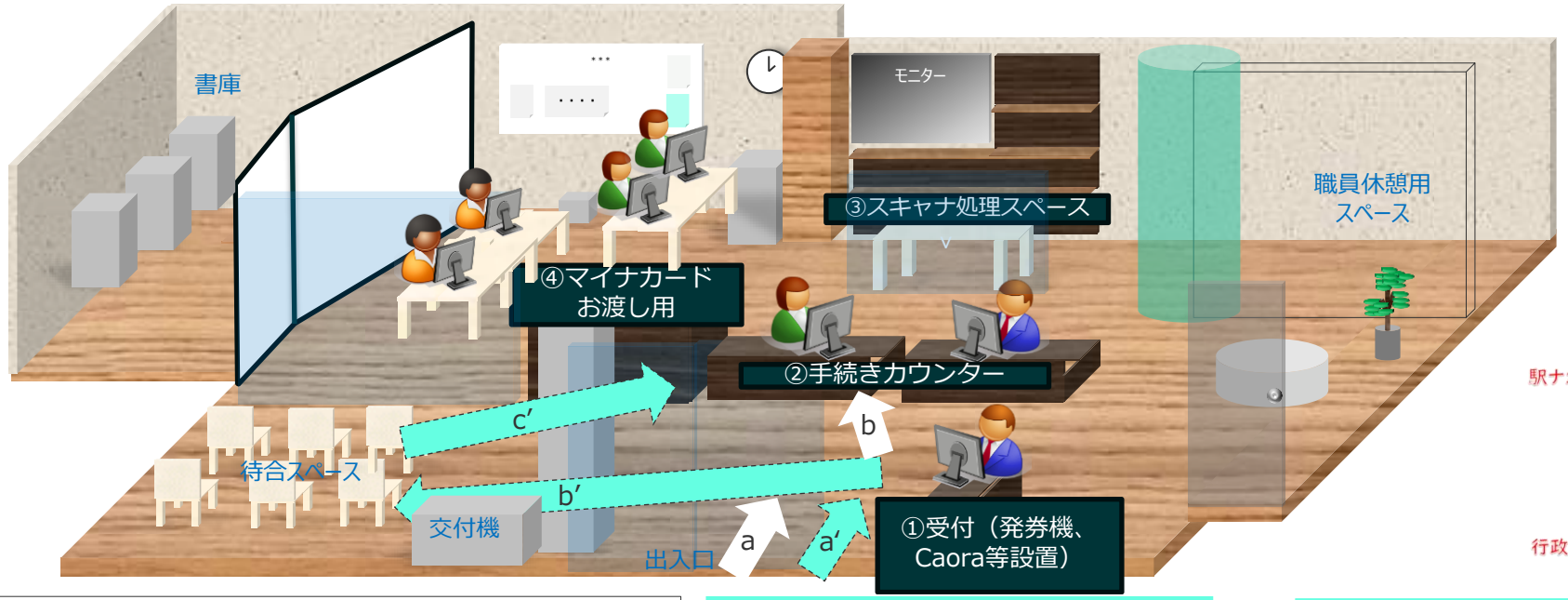
【令和12年度以降】

- ✓ オンライン申請やコンビニ交付が主力チャネル化されていく中で、スマかま、本庁舎の特性を活かし、多様なニーズに適切に対応

「おおたスマート行政ステーション京浜蒲田（スマかま）」の業務開始について

総務財政委員会
令和８年10月16日
区民部　資料１番
所管　戸籍住民課

参考　「スマかま」での手続きの流れ





①受付（ご自宅で予約した場合）

a. 予約サイトで作成した二次元コード
　またはCaoraを使って申請書印刷
b. 手続きカウンターへ





①'受付（予約なしでお立ち寄り）

a′.　受付にてCaoraによる申請書印刷
b′.　待合スペースで記入＆待機
　　（予約優先）
c′.　手続きカウンターへ



Caora



身分証

②手続きカウンターにて内容確認、提出

→当日の手続き終了

③当日中にスキャナにてデータ転送

→バックオフィスにて入力・照合処理

④マイナカードは後日の券面変更を予約

（お預かり＆受け渡しも可）

証明書等は後日、交付機や別窓口で

総務財政委員会 令和８年 10 月 16 日
選挙管理委員会事務局　資料１番
所管　選挙管理委員会事務局

投票事務等業務委託事業者の選定について

１　概要

大田区選挙事務改善に関する取組の一環として、令和９年執行の大田区議会議員及び大田区長選挙における選挙執行体制の見直しを行い、当日投票事務の一部（投票用紙交付、入場整理券回収、場外整理）、期日前投票事務及び不在者投票事務等を包括的に委託する。

人材確保や運営力等の能力を総合的に評価した上で適切な事業者を選定し、より公正かつ正確な選挙を実現する。

２　委託内容

（１）当日投票事務の一部

（２）期日前投票事務

（３）不在者投票事務等

履行期間　契約締結日から令和９年５月 31 日まで

３　選定について

（１）選定方法

公募型プロポーザル方式（業者提案方式）とする。投票事務等業務委託事業者選定委員会において、第一次審査（書類審査・価格評価）及び第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）により選定する。

（２）応募資格

大田区の競争入札参加資格を有し、指名停止期間中でないこと等、実施要領に定める参加資格を満たす事業者とする。

（３）選定スケジュール（予定）

	月　日	項　目
1	11 月５日（木）から 11 月 19 日（木）まで	応募書類受付
2	11 月５日（木）から 11 月 12 日（木）まで	質問の受付
3	11 月 16 日（月）以降	質問に対する回答（区ホームページ）
4	12 月４日（金）	第一次審査結果通知
5	12 月 18 日（金）	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
6	12 月 23 日（水）	選定結果通知
7	令和９年１月 15 日（金）	総務財政委員会（選定結果報告）